認可保育所の
開設・運営について

大　阪　市

令和６年 12 月

目　　次

❶ 認可保育所の概要

１　保育所の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　認可保育所のしくみ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

❷ 認可の基準について

１　大阪市内で認可保育所を設置できる者　・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　大阪市の保育所認可基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

３　認可・確認手続きの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

４　認可変更手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

５　保育所の休廃止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

６　保育所の改善命令等・事業停止命令・設置認可の取消し　・・・・・・　１０

❸ 分園の設置について

１　大阪市内で認可保育所の分園を設置する要件　・・・・・・・・・・・　１２

２　分園にかかる認可基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

❹ 保育所の運営について

１　保育所の運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

２　児童の入所手続きなど　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

３　保育内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

４　保育所の委託費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

５　利用定員の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

６　補助金、支援費について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

７　地域型保育事業との連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
８　共同保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
９　その他の運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

❺　経理・監査について

１　会計管理について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１
２　会計書類について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
３　出納事務について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
４　契約事務について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
５　固定資産、減価償却について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
６　委託費の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
７　決算について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
８　指導監査について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

❻　関係法令・参考資料

１　関係法令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６
２　参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７

❶ 認可保育所の概要

1　保育所の目的

保育所は、保護者の就労や疾病などにより保育を必要とする０歳（原則として生後６か月以上）から小学校就学前に達するまでの乳幼児を、保護者の申込みによって、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。

また、地域の子育て家庭を支援するため、育児に関する相談や助言等、さまざまな事業を行っております。

2　認可保育所のしくみ

（１）認可保育所に入所申込みができる方

保育所は、児童の保護者のいずれもが保育できない場合に入所できます。

ご家庭での保育が可能であると認められる場合には、保育所へ入所していただくことはできません。

入所申込みができる方の詳細は、１４ページを参照してください。

（２）認可保育所と利用者と行政（大阪市）の相関図

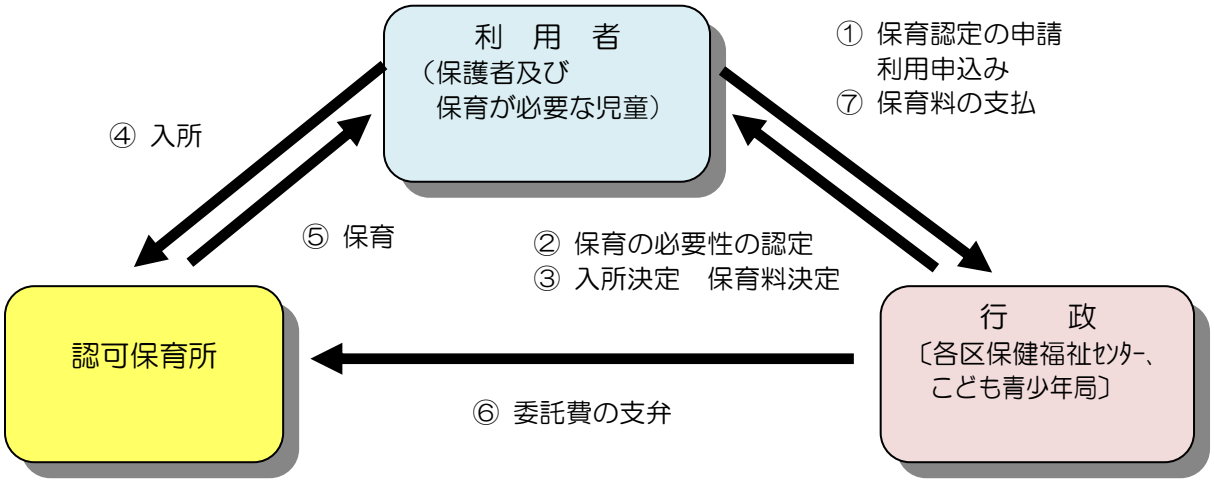

①　保護者は、保育認定の申請と認可保育所等の入所申込みを区保健福祉センターへ行います。

②　区保健福祉センターは、保育の必要性を審査して保育認定を行うとともに、保育必要量の認定を行います。そのうえで、保護者に「支給認定証」を交付します。

③　区保健福祉センターは、利用調整を行い、入所決定及び保育料の決定を行います。

④　入所決定を受けた保護者の児童は、認可保育所へ入所します。

⑤　認可保育所は、入所児童を保育します。

⑥　大阪市（こども青少年局）は、入所状況に応じて、保育所へ委託費を支弁します。

⑦　保護者は、大阪市へ保育料を支払います。

❷ 認可の基準について

1　大阪市内で認可保育所を設置できる者

（1）設置経営主体が法人格を有するものであること

ただし、社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合においては、下表の要件を満たす必要があります。

また、社会福祉法人を新たに設立して認可保育所を設置することも可能です。

（2）設置希望地の地域的な保育ニーズが認められること

（3）土地、建物については、原則として法人の自己所有であること

ただし、不動産の確保が困難である場合は、条件を満たせば、賃貸物件においても、設置認可は可能です。（詳細は、次ページの別表を参照）

（1）の表

ア　保育所を経営するために必要な経済的基礎があること

（保育所の年間事業費の12分の１以上に相当する資金を普通預金等により有していること）

イ　直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、３年以上連続して損失を計上していないこと

ウ　当該法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が、社会的信望を有すること

エ　次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当するか、又は（ウ）に該当すること

（ア） 施設長等の実務を担当する幹部職員が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設及び幼稚園において２年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと

（イ） 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること

（ウ）経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと

オ　児童福祉法第35条第５項第４号に掲げられた基準に該当しないこと。

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと

別表

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>社会福祉法人</th><th>社会福祉法人以外</th></tr>
<tr><td rowspan="3">保育所の不動産の状況</td><td rowspan="2">自己所有</td><td colspan="2">自己所有の場合であっても、原則、抵当権、賃借権、地上権といった権利関係がない状態であることが必要です。ただし、当該建物の開設のために必要な資金の借入に関することは除きます（社会福祉法人は、独立行政法人福祉医療機構からの借入以外は所轄庁の承認が必要です。）。</td></tr>
<tr><td>社会福祉法人が新設する場合は、土地と建物の自己所有が必要です。（要基本財産）
※ただし、土地については事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定し、かつ、これを登記すれば貸与を受けることができます。</td><td></td></tr>
<tr><td>賃貸物件</td><td colspan="2">下記のいずれも満たす必要があります。
① 地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること（抵当権がある場合は、全ての抵当権者から賃借権の設定の同意の登記が必要）。
ただし、貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合は、地上権及び賃借権の登記は行わなくても差し支えありません。
② 10年以上の賃貸借契約が可能であること
③ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、収支予算書に適正に計上されていること
④ 建築確認済証（通知書）及び検査済証が交付されており、建築基準法に基づく用途変更が可能であること。
なお、検査済証の交付を受けていない場合は、国土交通省の示す「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、指定検査機関等にて法適合状況調査を行い、用途変更の手続きが可能となり、かつ下記⑤に準じ現行の耐震基準を満たしている旨の報告書等を提出すること。
⑤ 現行の耐震基準を満たしていること。
現行の耐震基準以前の建物の場合は、耐震診断を実施し、基準を満たしていること。又は、耐震改修済であること。
※耐震診断結果等耐震性が証明できるものを提出すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">安定的に賃借料を支払い得る財源の確保が必要です。</td><td>1年間の賃料に相当する額及び1000万円の確保が必要（1年間の賃料が1000万円を超える場合は、その額）
※地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等の過去の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を下回らない範囲で当該額を減額できる場合があります。</td></tr>
</table>

２　大阪市の保育所認可基準

保育所の設置認可を受けるためには、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」及びその他の関係法令に定める基準を満たす必要があります。

（１）設備の基準

ア　保育室等（乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室）

児童の年齢		１人あたり面積
乳児室又はほふく室	０歳児	５．００㎡
	１歳児	３．３０㎡
保育室又は遊戯室	２歳児	１．９８㎡
	３歳児	
	４歳児	
	５歳児	

※　面積は、建築基準法施行令で定める方法（壁芯）により算出してください。
ただし、柱、固定式の家具など建物に固定されているものは面積に含みません。

イ　保育室等以外の設備

医務室　　（０・１歳児を保育する場合）（事務室との兼用は可）
調理室
便所　　（定員及び年齢に見合う設備・個数を備えること）
調乳設備　（０歳児を保育する場合）
沐浴設備　（０・１歳児を保育する場合）
シャワー設備（２歳児を保育する場合）

ウ　その他

採光、換気が良好であること

（２）建物の構造及び避難施設等

２方向の出入口を確保する必要があります。また、保育室を２階以上に設置する場合は、次の要件を満たす必要があります。ただし、階数については、災害時の避難や救出に支障のない程度とすることが必要です。

		２階建て	３階建て	４階建て以上
建物構造		耐火建築物 準耐火建築物※1	耐火建築物	耐火建築物
階段など（それぞれに１つ以上設置）	常用	屋内階段 屋外階段	屋内避難階段※2 屋外階段	屋内避難階段※2 屋外避難階段※5
	避難用	屋内避難階段※3 屋外階段 屋外傾斜路等 待避上有効なバルコニー	屋内避難階段※3 屋外階段 屋外傾斜路等	屋内避難階段※4 （窓付の付室有） 屋外避難階段※5 屋外傾斜路

このほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 32 条第８号ハないしチを満たす必要があり、消防法において特定防火対象物となるため、消防法に準拠していただく必要があります。

※1　建築基準法第２条第９号の３に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く

※2　建築基準法施行令第 123 条第１項で規定する構造の屋内避難階段又は第３項に規定する屋内特別避
難階段

※3　建築基準法施行令第 123 条第１項で規定する構造の屋内避難階段（建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条３項第２号、第３号及び第９号を満たすもの）又は第３項に規定する屋内避難階段

※4　建築基準法施行令第 123 条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する

構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第２号、第３号及び第９号を満たすものとする。）

※5　建築基準法施行令第 123 条第２項で規定する屋外階段

（３）屋外遊戯場（園庭）の基準

屋外遊戯場については、２歳以上の児童１人につき、３．３㎡を確保していただく必要があり、当該施設の同一敷地内の地上に設けることを原則としています。

ただし、用地不足の場合、下記の条件を満たせば、屋上を屋外遊戯場とすること、及び近隣の公園等を代替施設とすることは差し支えないものとします。

（同一敷地内、屋上、近隣公園の組み合わせも可）

ア　同一敷地以外に園庭を設ける場合

（ア）保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること

（イ）幼児用便所、水飲み場等に配慮すること

イ　屋上を屋外遊戯場とする場合

（ア）保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること

（イ）屋上施設として、幼児用便所、水飲み場等を設けること。

（ウ）防災上の観点から次の点に留意すること

① 当該建物が耐火建築物であること。また、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること

② 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること

③ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること

④ 油その他引火性の強いものを置かないこと

⑤ 屋上の周囲には、金網やネットを設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。

⑥ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。

⑦ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。

ウ　近隣の公園などを屋外遊戯場の代替施設とする場合

（ア）近隣の公園などの例

同一敷地外に設けた園庭、地方公共団体が所有する公園、広場など

（イ）必要な面積があり、使用にあたっては安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。

近隣の公園等を屋外遊戯場の代替施設とする場合について
近隣の公園を使用する場合は、継続的な使用を確保するため、地元町会や公園を管理する団体、同じ公園を利用する近隣の保育所や地域型保育事業所等と十分に調整を行うとともに、移動経路も含めて近隣住民等の理解を得るようにしてください。

（４）職員配置の基準

ア　施設長

健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者で、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものであること。

また、常時、実際にその施設の運営管理の業務に専従できる者であること。

イ　保育士（保育士資格を有する者）

年齢別配置基準		
配置基準	０歳児	児童３人につき１人
	１・２歳児	児童６人につき１人
	３歳児	児童１５人につき１人※１
	４・５歳児	児童２５人につき１人※１
	※　常時２人を下ることはできない	
保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設は、このほか常勤の保育士１人（施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士でも可）		
利用定員 90 人以下の施設は、このほか常勤の保育士を１人		
このほか非常勤の保育士を１人		

※保育士は、各年齢の児童数を年齢別配置基準数で除し、小数点第２位以下を切り捨て、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した人数が必要です。

※常勤換算可

※１　保育士等の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の規定を適用しない。この場合において、改正前の規定（３歳児は児童２０人につき１人、４・５歳児は児童３０人につき１人）を適用する。

各組（各グループ）に１人以上（乳児を含む各組及びグループは、当該組・グループにかかる最低基準上の保育士の定数が２人以上の場合は、１人以上でなく２人以上）常勤の保育士を配置すること。

ウ　調理員

保育所の利用定員	配置人数
40 人以下	常勤１人
41 人以上 150 人以下	常勤２人
151 人以上	常勤２人、非常勤１人

※　給食は、保育所内の調理室で調理する必要があります。

自園において調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しなくても差し支えありません。

エ　嘱託医・嘱託歯科医

医科及び歯科の嘱託医を置くこと。

オ　非常勤事務職員

非常勤の事務職員を１人配置すること。

ただし、施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置する必要はありません。

カ　保健師、看護師又は准看護師

当分の間、乳児の数にかかわらず、保育所において保健師、看護師若しくは准看護師が配置された場合、１人に限って、保育士とみなすことができます。ただし、乳児の数が４人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければなりません。

（５）保育内容の基準

保育内容は、厚生労働大臣が定める「保育所保育指針」に従う必要があります。

（６）認可定員について

認可定員は、原則、公募により設定しています。

児童の入所は、認可定員までの入所とし、認可定員を超えて受入れを行うことはできません。受入れを行う場合は、必ず、事前に児童１人あたりに必要な保育室の面積の範囲内で認可定員を変更する必要があります。

大阪市では、施設の安全性の確保などの一定の要件を満たす施設について、面積基準の緩和を実施しています。詳細については、担当者までお問い合わせください。

（７）社会福祉法人以外の者による設置認可を行う際に付する条件

次の条件を付けて認可します。

ア　委託費及び補助金の余剰金については、保育所の運営費以外の配当等に対して支出しないこと。

イ　委託費について、他に運営する保育所等の土地又は建物の賃料等に流用し、又は保育所の運営に係る事務費等を法人本部会計に繰り入れる場合は、「子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 27 年９月３日府子本第 254 号、雇児発 0903 第６号）の通知を遵守すること。

ウ　大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪市条例第 49 号）の基準を維持していることを確認するために、市長が設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

エ　「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 33 条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

オ　保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

カ　学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、エに定める区分ごとに、資金収支計算分析表を作成すること。

キ　企業会計の基準による会計処理を行っている者は、⑷に定める区分ごとに、次に掲げる書類を作成すること。

① 企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債が含まれるものであること。）

② 借入金明細書

③ 基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

ク　毎会計年度終了後３か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。

①　前会計年度末における貸借対照表

②　前会計年度の収支計算書又は損益計算書

③　力による場合は、保育所を経営する事業に係るエに定める区分ごとの、前会計年度の資金収支計算分析表

④　保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

ただし、また、カによる場合のうち、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係るエに定める区分ごとの前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債が含まれるもの）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

３　認可・確認手続きの流れ

（１）認可について

「認可」とは、施設等が、大阪市等が定める設備運営基準を満たした場合に行う行政行為を言います。

保育所認可の根拠は児童福祉法第３５条第４項で、保育所の認可基準は「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」などで定めています。

（２）確認について

「確認」とは、施設等が、大阪市等が定める運営基準（給付費を支払うに足りる運営をしているか）を満たした場合に行う行政行為をいいます。

この「確認」を行うことにより施設や事業者が平成 27 年度より施行された「子ども・子育て支援新制度」における公費の給付対象である施設、事業所として「特定」されることとなります。

確認に当たっては、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、１号認定（保育所の場合、１号認定区分の利用定員設定不可）、２号認定、３号認定の区分ごとに利用定員を定めます。

なお、確認の根拠法令は、子ども・子育て支援法で、大阪市における確認の基準は、「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」です。

（３）新規で整備・設置認可等の方法

開設時期や、定員、地域などの条件を付して、募集を行います。また、当該年度の保育所整備補助金の予算に応じた募集枠を設置しています。募集枠を超える応募がありましたら、選考により予定者を選定します。

あわせて、自主財源による保育所設置・運営予定者についても募集しています。

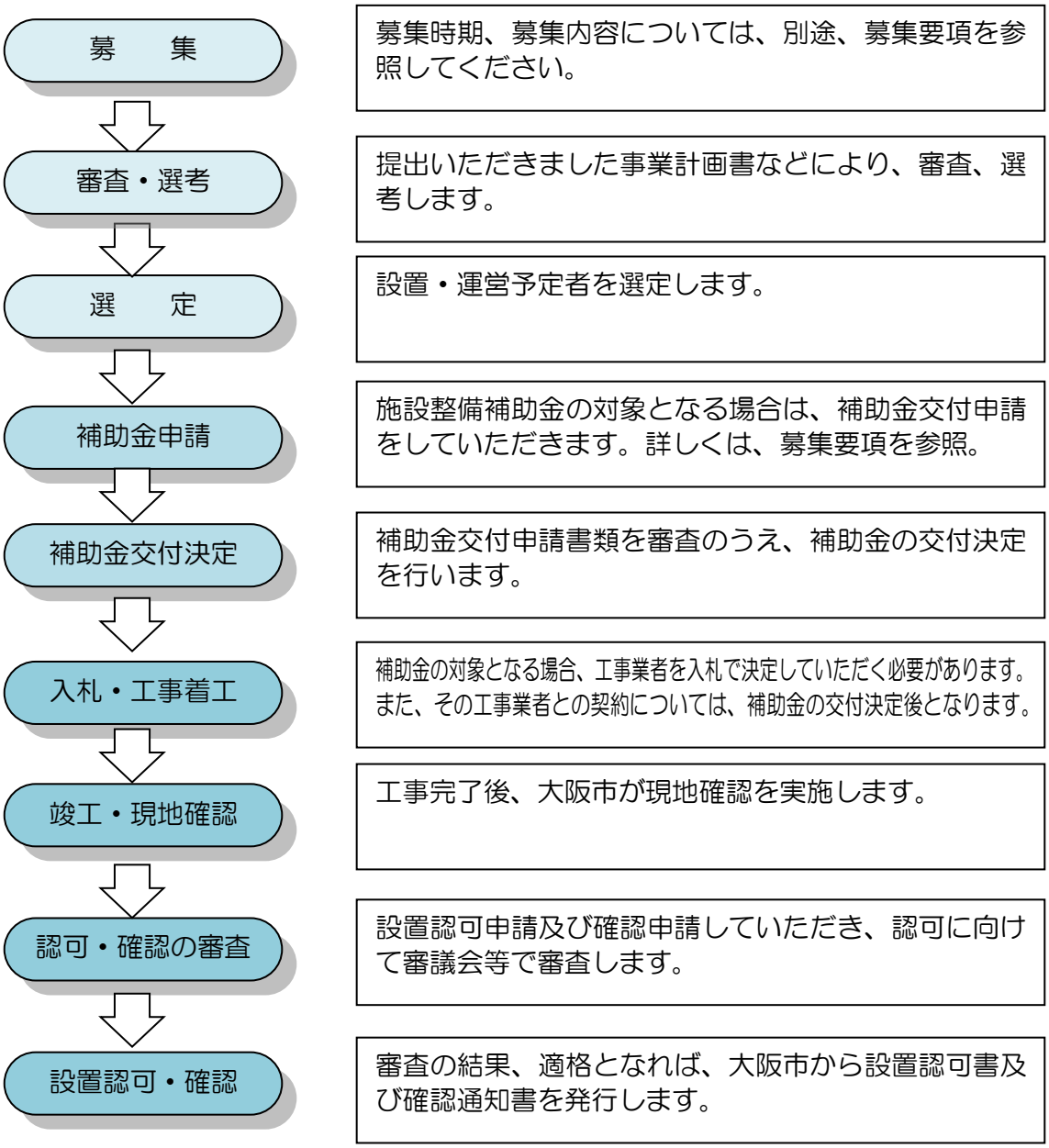

４　認可変更手続き

認可内容の変更を行う場合は、あらかじめ協議いただくものと、変更後に届けていただくものがあります。認可内容を変更する場合は、担当者までご相談ください。

５　保育所の休廃止

保育所、分園の休止及び廃止を行う場合は、**遅くとも休止及び廃止を行う日の１年前まで**に、設置者は、その時期や入所児童の処遇について、保育所の所在区役所やこども青少年局と協議し、合意を得ていただく必要があります。また、社会福祉法人については、その他に所轄庁と協議もしていただく必要があります。

なお、休止及び廃止後についても、すべての入所児童に必要な教育・保育が継続的に提供されるまで、施設、その他の関係者との連絡調整等を行う必要があります。また、施設整備にかかり、補助金を受けている場合、補助金の返還が必要になることがあります。

６　保育所の改善命令等・事業停止命令・設置認可の取消し

（１）認可に関する大阪市の権限

ア　改善命令等

大阪市から設置認可を受けた保育所の設備又は運営が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、設置者に対して期限を定めて改善を勧告することがあります。さらに設置者がその勧告に従わず、かつ、児童の福祉に有害であると認められるときは、期限を定めて改善を命令することがあります。

イ　事業停止命令

大阪市は、設置者が改善命令に従わない時は、大阪市児童福祉審議会の意見を聴き、設置者に対してその保育所の事業の停止を命ずることがあります。

ウ　設置認可の取消し

大阪市は、設置者が改善命令や事業の停止命令に従わず、違反したときは、認可の取消しを行うことがあります。

エ　その他

違反等が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを行うことがあります。

（２）確認に関する大阪市の権限

ア　改善勧告・命令

大阪市は、確認を受けた保育所が特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って適正な保育所運営をしていない場合や、利用定員の減少や確認辞退等に際して保護者に対し適正な対応をとらなかった場合、期間を定めて改善を勧告することがあります。また、期限内にその勧告に従わなかった場合、公表することができます。そのうえで、正当な理由なく勧告に係る措置を行わない場合は、期限を定めて改善を命令する場合があります。その場合、改善命令について公示されます。

イ　確認の取消し等

大阪市は、次に掲げる事項に該当すると認められる場合、確認の取消し、又は期間を定めてその確認の全部又は一部の効力を停止することがあります。確認の取消し等をされた事業者は、５年間確認申請を行うことはできません。

(ア) 保育所が児童の人格を尊重し、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）を遵守し、誠実にその職務を遂行していないと認められるとき。

(イ) 保育所の認可基準に従って適正な運営をすることができなくなったと認めた

とき。
(ウ) 保育所が特定教育・保育施設の設置者が、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に従って適正な運営をすることができなくなったとき。
(エ) 給付費の請求に関し不正があったとき。
(オ) 保育所が報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
(カ) 保育所の設置者又はその職員が、法の規定に基づき出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該保育所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該保育所の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
(キ) 保育所の設置者が、不正の手段により確認を受けたとき。
(ク) 保育所の設置者が、法その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
(ケ) 保育所の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき
(コ) 設置者の役員又はその長のうちに過去５年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

❸ 分園の設置について

1　大阪市内で認可保育所の分園を設置する要件

（1）設置経営主体は、大阪市内に本体となる認可保育所（以下「中心保育所」という。）を設置経営する法人とする。

なお、中心保育所の新設と同時に分園を設置することはできないものとする。

（2）分園は、中心保育所の施設長のもとに、中心保育所と一体的に施設運営が行われるものとする。

（3）分園は、原則として中心保育所と同一区内において設置するものとし、中心保育所との距離は通常の交通手段により 30 分以内の距離を目安とする。

なお、分園は、中心保育所と同一の敷地内に設置できないものとする。

（4）分園の定員は、３０人未満を目安とする。分園の入所児童が、対象年齢終了後、引き続き中心保育所において保育を受けることができるように定員を設定すること。

（5）開所時間は 1 日 11 時間以上とし、基本的に中心保育所に準じるものとする。

ただし、児童の処遇や保護者との連絡体制等を十分確保したうえで、分園の入所児童が対象年齢終了後に引き続き中心保育所において保育を受けることに支障がない場合に限り、中心保育所と分園の開所時間に差を設けることは可能である。

（6）土地、建物については、原則として設置主体の自己所有であること

ただし、次の条件を満たす場合、賃貸物件でも設置することができます。

ア　地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

ただし、事業実施に合わせ、登記を行うことができない特別の事情がある場合において、分園における事業運営が困難となった場合に中心保育所において保育を行うことができるなど適切な対応が採られている場合はこの限りではない。

イ　賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、収支予算書に適正に計上されていること

（7）建物については、（6）のほか次の要件を満たすこと。

ア　建築確認済証及び検査済証の交付が確認されており、建築基準法及び関係法令・通知などに則った手続き（用途変更等）が行うことができること。

イ　現行法上の耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。

昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物の場合、耐震調査を実施し、問題のないもの、又は、耐震基準を満たしていない場合は、選定後に改修を実施すること（耐震診断結果等耐震性が証明できるものの提出が必要です。）。

２　分園にかかる認可基準

認可保育所と同じ基準を満たす必要があります。

ただし、調理室及び医務室については、中心保育所にあることから、一定の条件をもとに分園には設置しないことができます。

（１）設備にかかる基準

ア　保育室等（乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室）

認可保育所と同じ基準を満たす必要があります。

児童の年齢		面　　積
乳児室又はほふく室	０歳児	５．００㎡
	１歳児	３．３０㎡
保育室又は遊戯室	２歳児以上	１．９８㎡

イ　保育室等以外の設備

認可保育所と同じ基準を満たす必要がありますが、調理室及び医務室については、中心保育所にあることから、次の条件により分園には設置しないことができます。

【調理室を置かない場合】

中心保育所の調理室の能力を十分勘案して衛生上及び防火上不備が生じることのないよう留意し、分園においても調理設備（加熱機器、冷蔵庫、流し、配膳器具等）を設置し、他の設備と区画してください。

【医務室を置かない場合】

分園においても医薬品を備えること。

【分園における必設設備】

便所　　（定員及び年齢に見合う設備・個数を備えること）
調乳設備（０歳児を保育する場合）
沐浴設備（０・１歳児を保育する場合）
シャワー設備（２歳児を保育する場合）

（２）建物の構造及び避難施設等

２方向の出入口を確保する必要があります。

保育室を２階以上に設置する場合の基準は認可保育所と同じです。

（４ページ「２（２）建物の構造及び避難施設等」参照）

（３）職員配置

保育士の配置基準は保育所と同じ基準で、本園とは別に分園１施設において、同様の配置が必要です。また、分園１施設において常時２人以上の保育士が配置されている必要があります。

なお、嘱託医及び調理員については、本園に配置されていることから分園には置かないことができます。

❹ 保育所の運営について

1　保育所の運営

（1）開所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月２９日から１月３日までの日を除く毎日

（2）開所時間

児童の保護者の労働時間その他家庭の状況等を鑑み、開所時間は１日１１時間以上としてください。

（3）受入年齢

原則、生後６か月から小学校就学前までです。

2　児童の入所手続きなど

（1）保育認定

保育所を利用するためには、保護者は各区保健福祉センターにおいて保育認定を受ける必要があります。保育認定とは、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当し、児童が保育を必要とすること及び保育所等の施設を利用する資格があることを市町村が認めるものです。認定された場合は、支給認定証が区保健福祉センターより保護者に交付されます。

家庭保育が可能であると認められ、保育認定を受けられない場合は、保育所を利用することはできません。また、保育認定の事由に該当しなくなった場合や保育認定の有効期間が終了した場合は、保育所を退所していただくことになります。

【保育認定の事由】

ア　１か月に 48 時間以上労働することを常態としている場合

イ　妊娠中であるか又は出産後間がない場合（産前８週間（多胎妊娠は産前 14 週間）及び産後８週間以内）

ウ　疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有している場合

エ　同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合

オ　震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合

カ　求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合

キ　就学している場合

ク　育児休業取得時にすでに保育所等を利用している児童がおり、継続利用が必要である場合

ケ　その他、保育が必要な状態にあると区保健福祉センター所長が認める場合

（2）入所手続き

保育所等の利用については、市町村が保護者の希望をもとに保育の必要性の高い者が優先的に利用できるよう、調整を行うこととされています。

保育所等の利用申込みは、保育認定の申請と同時に各区保健福祉センターにおいて随時受け付けています。しかし、４月の年度当初には入所希望者や児童の異動が多く、調整に時間がかかるため、前年秋頃から募集・調整を行います。

ア　４月１日入所（一斉申込み）

（ア）スケジュール

９月中旬	各区保健福祉センター及び各保育所にて申込書の配布
10 月上旬～10 月中旬	申込書の受付
10 月中旬～ １月中旬	利用調整
１月下旬	内定通知書送付

（イ）申込みから利用内定の流れ

①保護者が区保健福祉センターへ利用申込書類を提出する
②区保健福祉センター担当者が面接を行い世帯状況・児童の様子を確認する
③区保健福祉センターが提出された書類をもとに、申込み世帯の保育を必要とする状況を点数化する
④点数の高い世帯から利用内定を行う

イ　年度途中入所

年度途中入所は原則として入所希望月の前月５日までに申込みをしていただくこととなります。入所児童の退所等で年度途中の受入れが可能な場合は、各区保健福祉センターと連携し、積極的な受入れにご協力をお願いします。

（３）入所後の手続きについて

保護者が必要に応じて行う以下の手続きについては、各保育所にて申請書等の配付をお願いしています。区保健福祉センターの開所時間にお手続きのために何度も来所いただくことは、保護者の負担となる場合もありますので、ご協力いただきますようお願いします。

ア　現況届を提出する場合

年度末を越えて保育認定を受けている場合、年に１回世帯状況の確認を行っております。区保健福祉センターより現況届をお渡ししますので、配付・回収をお願いします。

イ　認定更新申請書を提出する場合

育児休業から復職する場合など、保育認定の有効期間の終了後も引き続き保育所の利用を希望する場合は、有効期間の終了前に、更新の申込みを行っていただくこととなります。更新時期は保護者の状況により様々ですので、区保健福祉センターより送付があった場合には随時配付・回収していただきますようお願いします。

ウ　住所・勤務先等の変更や保育所を退所する場合

世帯状況に変更があった場合は異動届兼支給認定変更申請書の提出を求めています。また、退所する場合も異動届兼支給認定変更申請書をご提出いただきます。

保護者より異動届兼支給認定変更申請書の提出があった際は、速やかに各区保健福祉センターへご報告いただきますようご協力をお願いし

３　保育内容

保育所は、児童福祉法第 39 条の規定に基づき、保育が必要な子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに.最もふさわしい生活の場でなければなりません。保育は、「保育所保育指針」に基づき、最低基準を順守したうえで、保育する児童の状態に応じた保育を行ってください。

４　保育所の委託費

入所児童数に応じて、委託費が大阪市から保育所に支払われます。

（１）委託費の単価

児童一人あたりの委託費の単価は、基本分単価と加算によって構成されます。なお、一定の要件を充たした場合には、減額調整される場合もあります。

基本分単価、加算・減額調整等の金額については、巻末の単価表をご確認ください。

基本分単価に含まれる職員構成や、加算・減額調整等の要件等については、下記の

国通知（こども家庭庁ホームページに掲載）をご確認ください。

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（令和６年３月２９日付）

（２）委託費の支払いスケジュール

ア　４月分

３月２４日までに入所決定している児童数に基づき４月の概算額を計算し、４月10日にお支払いします（ただし、土日祝日等暦の影響で、入所決定日、支払日は前後する場合があります。）。

イ　５月分以降

前月の１７日までに入所決定している児童数に基づき概算額を計算するとともに、前月までの精算を行います。

下記の算式により計算した当月支払額を、原則として毎月１０日にお支払いします（ただし、土日祝日等暦の影響で、支払日は前後する場合があります。）。

当月支払額　＝　当月概算額　＋　（前月までの精算額　－　前月までの概算額）

ウ　決算

年度末に、当該年度中に支払うべき金額と支払い済み額との差額を計算し、過不足を精算します。

（３）加算・減額調整の手続き

ア　加算

加算については、保育所からの申請に基づき、本市で加算の可否を審査・決定の上、お支払いします。

時期については、原則として年度の初めに申請書・関係資料を提出いただき、本市が審査の上、夏以降に加算を決定する見込みです。

ただし、既存の保育所については、４月から暫定的に前年度の加算決定に基づく単価で委託費を支払った上で、当該年度の加算決定後、４月に遡って差額を精算します。

また、新設保育所については、４月から暫定的に処遇改善等加算Ⅰを８%、他の加算はないものとして委託費を支払った上で、当該年度の加算決定後、４月に遡って差額を精算します。

イ　減額調整

減額調整については、保育所からの届出に基づき、又は、本市が事実確認の上職権で行います。

５　利用定員の設定

大阪市における利用定員の設定方法については、次のとおりです。

・基本的な考え方

（１）特定教育・保育施設の利用定員は認可定員と同数を基本とする。

（２）利用定員は、２号・３号それぞれの各年齢別に設定する。ただし、保育標準時間・短時間ごとの区分設定は設けない。

（３）恒常的に利用人員が少ない場合は、各歳児の認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映し（直近の実利用人員実績や今後の見込み等を踏まえ）て設定する。

（４）新設の施設や施設種別の変更（保育所から幼保連携型認定こども園など）及び

増築を行った施設の利用定員は実際の利用児童数以上に設定する。

（５）入所をさせる場合、その歳児の利用定員を１人以上に設定する必要がある。

（６）利用定員の設定については、実児童数を考慮し、実態に即した設定となるよう十分ご留意ください。

直前の連続する５年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が 120%以上の状態にある施設については、施設型給付費等の減額調整が適用されます。

※利用定員の設定にあたっては、「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に関する審査基準」をご確認ください。

６　補助金、支援費について

保育所の運営にあたり、委託費のほかに、本市の補助金及び支援費制度があります。

（１）向上支援費**（※令和５年４月１日要綱の内容に基づくものです。）**

ア　嘱託医配置円滑化事業

公立保育所の嘱託医手当額と委託費に含まれる嘱託医手当額との差額を支給することにより、国の最低基準に定められた嘱託医又は園医（医科・歯科）の確保を円滑にし、入所児童の処遇向上及び園児の健康の保持増進を図ります。

なお、嘱託医には、保育所における入所時健康診断、年２回以上の定期健康診断、年１回以上の歯科検診を担うほか、感染症発生時の指導、保健衛生の普及及び予防並びに健康相談等への対応をしていただきます。

算定基準限度額（年額）

区分／利用定員	30 人以下	31～60 人	61～90 人	91～121 人	121～150 人	151 人以上
乳幼児割合 20%以上	101,720 円（月額 8,480 円）	120,800 円（月額 10,070 円）	140,000 円（月額 11,670 円）	157,760 円（月額 13,150 円）	176,240 円（月額 14,690 円）	194,000 円（月額 16,170 円）
上記以外	88,040 円（月額 7,340 円）	107,240 円（月額 8,940 円）	126,440 円（月額 10,540 円）	144,080 円（月額 12,010 円）	161,600 円（月額 13,470 円）	179,120 円（月額 14,930 円）

※乳幼児は３歳未満児とし、事業開始日時点における３歳未満児の全利用児童数に対する割合により区分する。

※公定価格に含まれる嘱託医（園医）配置経費は、次のとおりとする。

年　額　　２１７，１２０円（月額　１８，０９０円）

※年度途中開設施設については月割りにより算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始月の翌月を事業開始月として月割りにより算出する。

イ　保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）

看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という）を配置する経費を支給し、保育所等の事故防止の取組を強化することで、児童の安全安心な保育環境の向上を図ります。

支給要件	・本事業に専従する常勤※1又は短時間勤務※2の看護師等を１人以上配置していること。ただし、短時間勤務の者複数をもって常勤１人とすることは差し支えない。 ・大阪市病児保育事業の届出に関する要綱に基づき、病児保育事業開始届を提出すること。なお、事業の種類は体調不良児対応型とし、届出に変更が生じた場合は、病児保育事業変更届を提出すること。 ・緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。 ・体調不良の児童の対応については、他の健康な児童が感染しないよう当事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設け、職員及び他児の往来を制限すること。

	・配置する看護師等は、次の業務を行うこと。 ①事故発生時の応急対応 ②保育士の事故防止の取組みへの支援 ③保育中に発生した体調不良児の対応（保護者が迎えに来るまでの間） ※体調不良となった児童の対応は、看護師等１人につき２人程度とする。 ④地域のニーズに応じた地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援 ⑤児童の健康管理、保護者に対する指導 ⑥感染症の予防・感染拡大防止への支援 ⑦医療機関、保健所との連携・調整 ※月の初日時点で支給要件を満たしていることとする。月途中で支給要件を満たした場合は、翌月からの起算とする。
除外規定	当該看護師等が、保育士配置基準数※3に含まれる者および処遇改善加算を含む他の加算・雇用経費の対象者となった場合、その期間は支給要件を満たす月数から除外する。
支給対象	支給要件を満たす月分の看護師等の雇用に要する経費
算定基準	（常勤）　　月額　３７４，３００円 （短時間※4）　月額　１１４，８００円

※１　常勤…施設の定める１日当たりの勤務時間数及び１月当たりの勤務日数を満たす者をいう。
※２　短時間勤務…常勤以外の者をいう。
※３　配置基準数…公定価格の基本分単価に含まれる保育士等の数に、公定価格の各加算の適用要件及び他の事業の実施要件として配置が必要となる職員の数を加えた数をいう。
※４　短時間…算定基準「短時間」については、令和５年度までの措置とする。

ウ　アレルギー対応等栄養士配置事業

自園調理により給食を提供する特定教育・保育施設に対し、栄養士を配置するための経費を支給することにより、アレルギー対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取り組みを充実させ、食の分野における児童の安全確保及び食育の推進を図り、児童が健やかに成長できる環境を確保することを目的とします。

支給要件	・当該施設において月１２０時間以上勤務する栄養士（配置基準数に含まれている者を除く。）を１人以上配置していること、又は業務委託により当該施設において月１２０時間以上勤務する栄養士を配置していること。なお、業務委託の場合も、支給対象職員を除く調理員数は配置基準数以上の配置となっていること。 ・給食を自園調理により提供していること。 ・ホームページ等においてアレルギー対応給食を実施していることを明示していること。 ・食物アレルギー対応マニュアルを作成していること。 ・本市が指定する月分のアレルギー対応の献立表（材料を明記していること。）を本市が指定する日までに提出すること。 ・国が定める公定価格の栄養管理加算で「（ア）配置」又は、「（ウ）嘱託」の適用を受けていること。
除外規定	・当該年度の給付費の算定において、「定員を恒常的に超過する場合」の減額調整が適用されている場合。
支給対象	・月の初日時点で補助要件を満たす月分の栄養士１人分の雇用に要する経費
算定基準	・アレルギー対応栄養士１人あたりの月額から、公定価格の栄養管理加算額（月額）を減じた額。 算定基準上限額　－　栄養管理加算額　＝　算定基準額 〇アレルギー対応栄養士（算定基準上限額） 月額：137,800 円 〇栄養管理加算額（月額） ・（ア）配置の場合　　76,960 円 ＋ 760 円 × 加算率 ・（ウ）嘱託の場合　　10,000 円

※配置基準数　公定価格の基本分単価に含まれる調理員の数をいう。

エ　保育士働き方改革推進事業

休暇の取得促進と業務量の軽減及び完全週休二日制の導入促進等を図る目的で配置される保育士資格を有する職員（以下「働き方改革担当保育士」）にかかる経費を助成することによって、民間保育所等における保育士の負担を軽減し、年休取得や研修参加、離職防止、完全週休二日制の導入など保育士の働き方改革を推進します。

支給要件	●有給休暇取得促進・完全週休二日制の導入促進　共通 ・　下記①の要件を満たすこと。ただし、令和５年度から令和７年度について下記②を満たす場合も対象とする。また、令和７年度以降に新たに確認された対象施設（要綱第２条１項に掲げる対象施設のうち認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受け認定こども園に移行した施設及び同法第 10 項の規定による公示がされ認定こども園に移行した施設、並びに幼保連携型認定こども園へ移行した施設を除く）については、開設年度に限り下記②を満たす場合も対象とする。 ①福祉サービス第三者評価を受審し、評価結果の決定を受けた日が属する年度から起算して５年度以内であること、かつ、当該評価結果を公表していること。なお、本事業開始時点において当該要件を満たさない場合は、当該年度中に評価結果の決定を受け、当該評価結果の公表に同意している場合、事業開始時点から補助要件に該当するものとみなす。 ②「子育て支援員研修『地域保育コース』（地域型保育）」（「保育ママ事業」における基礎研修を含む）を受講完了した者（以下「子育て支援員」とする。）を事業開始時点で１人以上配置していること。ただし、保育補助者雇上げ強化事業を活用して保育補助者を雇用する場合で、本事業開始時点において当該要件を満たさない場合は、当該年度中に保育補助者が「子育て支援員研修『地域保育コース』（地域型保育）」の受講を完了し、保育補助者雇上げ強化事業の補助要件を満たせば、事業開始時点から支給要件に該当するものとみなす。 ・　大阪市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定申請書に記載した計画に基づき改善を行うこと。 ・　働き方改革担当保育士を含む職員の出退勤時間を必ず記録すること。 ・　働き方改革担当保育士については、保育士資格を有する者（配置基準数※1 に含まれている者を除く。）であること。 ・　働き方改革担当保育士については、他の施設、事業と兼務できないこととする。（有給休暇取得促進・完全週休二日制の導入促進の兼務も含む） ●有給休暇取得促進 ・　原則として、特定教育・保育施設においては週 30 時間以上、特定地域型保育事業者においては週 20 時間以上勤務する者であること。
対象	月の初日時点で補助要件を満たす月分の働き方改革担当保育士の雇用に要する経費
算定基準	●有給休暇取得促進・完全週休二日制の導入促進　共通 ・　働き方改革担当保育士１人あたりの経費の助成について、上限を年額 3,372,800 円とする。ただし、１人の働き方改革担当保育士が対象となる期間が 11 か月以下の場合は、対象となる月数に月額（281,000 円）を乗じて得た額とする。 ●有給休暇取得促進 ・　働き方改革担当保育士１人あたりの年額に、４月１日時点（年度途中開設施設については事業開始日時点）の利用定員上の職員数※2 により算出される人数を上限に、実際に雇用している人数を乗じて、以下のとおり算出する。なお、１人の働き方改革担当保育士が１年間（12 か月）通して対象となる場合は年額、11 か月以下の対象となる場合は、対象となる月数に月額を乗じて得た額とする。 ①特定教育・保育施設 働き方改革担当保育士１人につき　年額　3,372,800 円（月額　281,000 円） ・利用定員上の職員数 12 人以下　　１人 ・利用定員上の職員数 13 人以上　　最大２人 ②特定地域型保育事業者 働き方改革担当保育士１人　　年額　1,806,200 円　（月額　150,500 円） ●有給休暇取得促進

	• 4月1日時点（年度途中開設施設については事業開始日時点）の利用定員上の職員数により算出される人数に応じて、働き方改革担当保育士を配置する施設の上限を以下の通り設定する。 1施設あたり ①特定教育・保育施設 ・利用定員上の職員数6人以下 年額 3,276,000円（月額 273,000円） ・利用定員上の職員数7～12人以下 年額 6,552,000円（月額 546,000円） ・利用定員上の職員数13人以上 年額 7,098,000円（月額 591,500円） ②特定地域型保育事業者 年額 1,903,200円 （月額 158,600円） • なお、働き方改革担当保育士が1年間（12か月）通して配置されている場合は年額、11か月以下の対象となる場合は、配置している月数に月額を乗じて得た額とする。

※配置基準数…公定価格の基本分単価に含まれる保育士等の数に、公定価格の各加算の適用要件及び他の事業の実施要件として配置が必要となる職員の数を加えた数をいう。

※利用定員上の職員数…設定した利用定員上の児童数について、以下の算式により算出した職員の数をいう。

（{4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点2位以下切り捨て））}
＋{3歳児数×1/20（同）＋{1、2歳児数×1/6（同）}＋{乳児数×1/3（同）}
＝利用定員上の職員巣（小数点以下四捨五入））

※ 参考「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱」
https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000199096.html
大阪市HP＞市政＞市政情報の公表(オープン市役所)＞要綱・要領等のオープン化＞所属名からさがす＞こども青少年局＞要綱＞大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱

（2）特別支援保育事業、医療的ケア児対応看護師体制強化事業

特別支援保育担当専任保育士等の人件費及び医療的ケアを担当する専任看護師の人件費を支援することにより、障がい児の民間保育所施設への入所を円滑にすると共に、集団保育を実施することにより、障がい児の福祉の増進を図ります。

支給要件	①原則として、次のいずれかに一つでも該当する児童を保育する保育施設。 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳交付を受けている児童 ・大阪市こども相談センターにおいて知的障がいと判断された児童 ・医療機関で障がい等と診断された児童 ・特別児童扶養手当対象児童 ②児童福祉施設の設備及び運営に関する基準で必要な保育士、他の交付要綱等の要件として配置する保育士のほか、対象児童数に応じて事業を実施するために必要となる職員を配置すること。 ③月の初日時点で上記要件①②を満たしていること（月途中で要件を満たした場合は、翌月からの交付）。ただし、医療的ケア児に対する看護師については、上記要件①②を満たした月以降、医療的ケア児が年度途中で退所したなど、これに伴って要件を満たさなくなった場合についても、引き続き看護師の受入体制がとられているときは、同一年度に限り、看護師の人件費を支援対象とする。 ※「こどものための教育・保育給付にかかる支給認定証」で保育認定をうけている児童を対象とする。 ※職員の配置が欠ける場合は、支援費の停止、減額及び返還の対象となる。
支給対象	特別支援保育担当専任保育士等の人件費及び医療的ケア児を担当する専任看護師の人件費

算定基準			
	重度	要支援児１人に対し常勤保育士等１名を配置する場合	児童１人あたり　月額 233,400 円
		医療的ケア児１人に対し看護師を配置する場合	保育標準時間児童１人あたり　月額上限 704,200 円 保育短時間児童１人あたり　月額上限 477,000 円
	重度以外	要支援児３人に対し正規保育士等１名を配置する場合	児童１人あたり　月額 122,200 円
		要支援児２人に対し常勤保育士等１名配置する場合	児童１人あたり　月額 116,700 円
		要支援児１人に対し非常勤保育士等１名を配置する場合	児童１人あたり　月額 116,700 円
	※上記職員の配置は、同一月、同時申請の際、要支援児数に応じて加配することを原則とする。ただし、重度以外の要支援児の対応として、要支援児３人に対し常勤保育士等１名と非常勤保育士等１名、又はクラスごとに要支援児が１人ずつ在籍する場合は、クラスごとに非常勤保育士等を１名ずつ配置することも可能とするが、その際の支援費は、配置された職員に基づく算定基準による計算とする。 ※変更等に伴う支援費については、追加申請が認められた場合でも要支援児数を合算しない。 ※重度とは、身体障害者手帳１級又は２級、療育手帳Ａ判定、及び精神障害者保健福祉手帳１級のいずれかを所持する要支援児、又は特別児童扶養手当対象児童で１級の対象となる要支援児、又は診断書により保育時間中に医療的ケアが必要とされる要支援児とする。 ※正規保育士等とは、支援費を申請する設置者が期間の定めなく直接雇用する有資格者(保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭)で就業規則等で定める所定勤務時間が１か月あたり 120 時間以上または１日６時間以上かつ月 20 日以上で、月給制で社会保険に加入しているものとする。常勤保育士等とは、有期雇用の有資格者(保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭)で１か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上または１日６時間以上かつ月 20 日以上勤務するものとする。非常勤保育士等とは、月 80 時間以上勤務するもので、資格は問わない。 ※医療的ケア児とは、治療を目的としたものではなく、生命維持や健康維持のための生活行為として、医療行為(喀痰吸引、経管栄養、導尿、インスリン注射、その他医療行為)を必要とする障がい・疾病のある対象児。 ※看護師とは、有資格者(正看護師、准看護師)で当該保育所等において直接雇用または労働者派遣契約に基づき派遣され勤務する者をとする。		

（３）延長保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ります。

補助	（１）開所時間をパンフレット、ホームページなどにより、周知していること。 （２）対象児童に対し、必要に応じ、間食又は給食等を提供すること。 （３）延長保育の実施に当たって第４条に定める必要な職員を配置していること。 （４）特定教育・保育施設においては、平均対象児童数（年平均）１名以上の利用実績があること。特定地域型保育事業所においては、平均対象児童数（年平均）によらず、延長時間区分が30 分延長となる利用実績が１名以上いること。 （５）年間の利用状況について、平均対象児童数実績表（様式第６－１号から様式第６－４号）を作成すること。 （６）翌月 10 日（当日が休日の場合は、その翌開庁日）までに、延長保育事業月報（様式第７号）及び利用料減免加算対象者名簿（様式第８号）により、毎月の利用状況を本市が指定する方法で提出すること。 （７）毎月の利用状況について、児童退園（登園）時刻一覧表（様式第９号）を作成すること。 （８）本市が指定する月の児童退園（登園）時刻一覧表（様式第９号）及び当該様式を作成した根拠資料（各実施施設で保管している児童の登園・退園時刻記録簿等）を本市が指定する期日

要件	までに本市が指定する方法で提出すること。 （9）延長保育利用料保護者徴収金台帳（様式第 10 号）を提出すること。 ・人員配置 延長保育を行うにあたって必要な職員は次のとおりとする。 保育士を、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳に満たない幼児おおむね６人につき１人以上、満３歳以上満４歳に満たない幼児おおむね 20 人につき１人以上、満４歳以上の幼児おおむね 30 人につき１人以上配置すること。ただし、保育士の数は２名を下ることはできないが、保育士 1 名で配置要件を満たし、合わせて保育士を 1 名しか置くことができない場合には、もう 1 名を保健師、看護師及び准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めた者とすることができることとする。必要に応じて適宜事業担当職員以外の協力を得て実施することは差し支えない。 また、４時間以上の延長保育を行う施設においては、内１名を常勤職員とすること。 なお、開所時間内における短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士１人で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育士１人とすることができる。 ・共同保育 延長保育を「大阪市特定教育・保育施設及び地域型保育事業所における共同保育実施要綱」に規定する共同保育により実施施設等において実施する場合は、次のとおりとする。 （１）依頼施設等において通常保育を受ける子どもが実施施設等において延長保育を受ける場合の延長保育事業にかかる補助金については、実施施設等が申請し、交付を受けるものとする。 （２）依頼施設等において通常保育終了後に引き続き延長保育を行った場合において、依頼施設等の延長保育後引き続き実施施設等において行われる保育については、延長保育にかかる補助金の補助事業たる延長保育には該当しないものとする。 （３）延長保育料の取扱いについては「延長保育を共同保育により実施する場合の取扱いについて」（令和２年４月１日制定）に定めるところによる。 （４）(1)項の規定にかかわらず「延長保育を共同保育により実施する場合の取扱いについて」第５項の規定が適用される場合における、保護者が負担する延長保育利用料の免除にかかる補助金については、依頼施設等が申請し、交付を受けるものとする。
支給対象	（開所時間を延長するために必要な担当保育士等の人件費（超過勤務手当を含む）、光熱水費、保育材料費、給食費等の費用）
時間区分	・短時間認定の場合：８時間の開所時間の前後それぞれの時間で、11 時間の開所時間の範囲内において （ア）1 時間延長…30 分を超える時間から 1 時間 30 分まで （イ）2 時間延長…1 時間 30 分を超える時間から 2 時間 30 分まで （ウ）3 時間延長…2 時間 30 分を超える時間から 3 時間 30 分まで なお、短時間認定の３時間延長については、２時間 30 分を超える延長時間とする。 ・標準時間認定の場合：11 時間の開所時間の前後それぞれの時間において （ア）30 分延長…15 分以上から 30 分まで （イ）1 時間延長…30 分を超える時間から 1 時間 30 分まで （ウ）2 時間延長…1 時間 30 分を超える時間から 2 時間 30 分まで （エ）3 時間延長…2 時間 30 分を超える時間から 3 時間 30 分まで （オ）4 時間延長…3 時間 30 分を超える時間から 4 時間 30 分まで （カ）5 時間延長…4 時間 30 分を超える時間から 5 時間 30 分まで （キ）6 時間延長…5 時間 30 分を超える時間から 6 時間 30 分まで （ク）7 時間延長…6 時間 30 分を超える時間から 7 時間 30 分まで （ケ）8 時間延長…7 時間 30 分を超える時間から 8 時間 30 分まで （コ）9 時間延長…8 時間 30 分を超える時間から 9 時間 30 分まで

平均対象児童数

・年間の各延長時間区分における週ごとの最も多い利用児童数をもって平均すること。ただし、全ての時間区分において、同じ週の平均を求めること。
・日曜日、国民の祝日、休日及び年末・年始等の施設の休園日を除くこととする。
・平均の算定には、小数点以下第一位を四捨五入して整数とすること。

算定基準

（１）標準時間認定の場合
延長時間区分及び児童の平均対象児童数により区分される次表の基本分及び加算分Ⅰに、延長保育の実施状況に応じて調整する加算分Ⅱを加えた額とする。
ただし、年度途中から事業を開始する施設にあっては、月割りにより算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出する。なお、月割りについては、千円未満の端数切捨てとする。

算定基準

アー１　基本分（1 施設あたり年額）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）		
	１～２人	３～５人	６人以上
30 分延長	300,000 円	300,000 円	300,000 円
１時間延長	792,000 円	792,000 円	1,667,000 円
２時間延長	792,000 円	2,015,000 円	2,418,000 円
３時間延長	792,000 円	2,200,000 円	2,640,000 円
４時間延長	792,000 円	4,407,000 円	5,288,000 円
５時間延長	792,000 円	4,592,000 円	5,510,000 円
６時間延長	792,000 円	5,404,000 円	6,485,000 円
７時間延長	792,000 円	5,636,000 円	6,763,000 円
８時間延長	792,000 円	5,868,000 円	7,041,000 円
９時間延長	792,000 円	6,099,000 円	7,319,000 円

【夜間保育所で夜 10 時以降に延長保育を行う場合】

アー２　基本分（1 施設あたり年額）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）		
	１～２人	３～５人	６人以上
30 分延長	300,000 円	300,000 円	300,000 円
１時間延長	792,000 円	792,000 円	1,895,000 円
２時間延長	792,000 円	2,205,000 円	2,646,000 円
３時間延長	792,000 円	2,390,000 円	2,868,000 円
４時間延長	792,000 円	4,502,000 円	5,402,000 円
５時間延長	792,000 円	4,687,000 円	5,624,000 円
６時間延長	792,000 円	5,404,000 円	6,485,000 円
７時間延長	792,000 円	5,636,000 円	6,763,000 円
８時間延長	792,000 円	5,868,000 円	7,041,000 円
９時間延長	792,000 円	6,099,000 円	7,319,000 円

※11 時間の保育標準時間の前後それぞれの延長時間区分別に算定した合計額とする。
※夜間保育所で夜10時以降に延長保育を行う施設については、アー２により基本分を算出する。
※複数の延長時間区分に該当する場合は、最も支給額が高くなる区分を適用する。

イ　加算分（1 施設あたり月額）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）				
	6～9 人	10～19 人	20～29 人	30～39 人	以上 10 人毎加算
1 時間延長	77,000 円	98,000 円	125,000 円	152,000 円	27,000 円
2 時間延長	89,000 円	131,000 円	183,000 円	235,000 円	52,000 円
3 時間延長	100,000 円	174,000 円	267,000 円	360,000 円	93,000 円
4 時間延長	82,000 円	164,000 円	266,000 円	368,000 円	102,000 円
5 時間延長	92,000 円	232,000 円	407,000 円	582,000 円	175,000 円
6 時間延長	104,000 円	280,000 円	500,000 円	720,000 円	220,000 円
7 時間延長	115,000 円	329,000 円	597,000 円	865,000 円	268,000 円
8 時間延長	126,000 円	379,000 円	695,000 円	1,011,000 円	316,000 円
9 時間延長	138,000 円	430,000 円	795,000 円	1,160,000 円	365,000 円

※11 時間の保育標準時間の前後それぞれの延長時間区分別に算定した合計額とする。
※30 分延長及び 1 時間以上延長で平均対象児童数が 6 人未満の場合は適用しない。

ウ　土曜日未実施減額・夜間延長促進加算（1 施設あたり年額）

項目	適用要件	算定基準額	
土曜日未実施減額	A　基本分の算定基準額が 792,000 円の区分の適用となる施設のうち、土曜日に延長保育を実施しない場合	年額	▲128,000 円
	B　上記に該当しない施設のうち、土曜日に延長保育を実施しない場合（ただし、基本分の算定基準額が 300,000 円又は 0 円の区分の適用となる施設を除く）	月額	▲480,000 円
夜間延長促進加算	2 時間以上延長かつ 20 時以降まで開所する場合	年額	300,000 円

※土曜日未実施減額については、土曜日の開所時間を 11 時間以下に設定し、公表している施設に適用する。
※土曜日未実施減額については、11 時間の保育標準時間の前後それぞれで延長保育を実施している場合は、基本分の算定基準額が高い方（同額である場合はどちらか一方）の時間帯に対して適用する。
※土曜日未実施減額Bについては、加算分Ⅰの年額に対する調整とし、加算分Ⅰとの合計が 0 円になる額を上限とする。
※夜間延長促進加算については、開所時間を 20 時以降までの時間に設定し、かつ 11 時間の保育標準時間の前後いずれかに 2 時間以上の延長保育を実施することを公表している施設に適用する。

算定基準

（2）短時間認定の場合

平均対象児童数が 1 人以上いる延長時間により区分される次表の延長保育単価に、短時間認定在籍児童数をかけて得られた額とする。なお、短時間認定在籍児童数とは、毎月初日に在籍する短時間認定児童の数を年間平均した数（小数点以下第 1 位を四捨五入）とする。また、各施設が設定した 8 時間の短時間認定児の処遇を行う時間の前後それぞれの延長時間区分別に算定した合計額とする。ただし、各施設が設定した短時間認定児の処遇を行う時間上、前後の延長時間が1時間 30 分ずつとなる場合で、かつ前後それぞれの平均対象児童数が 1 人以上いる場合は、前後を合算し 1 事業として 3 時間延長の区分を適用するものとする。

ただし、年度途中から事業を開始する施設にあっては、月割りにより算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出する。なお、月割りについては、十円未満の端数切捨て（下表の児童１人あたり月額により算出）とする。

延長時間区分	短時間認定在籍児童 1 人あたり年額	（児童１人あたりの月額）
1 時間延長	18,800 円	(1,500 円)
2 時間延長	37,600 円	(3,100 円)

３時間延長	56,400 円	(4,700 円)

※短時間認定の平均対象児童数の算定にあたっては、前後それぞれの延長時間区分別に、以下の順で行なう。
１時間延長には、２時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。
２時間延長には、３時間延長に区分される利用児童も合算する。
その上で、各延長時間区分別に算出した平均対象児童数に基づき、該当する区分を適用する。
※複数の延長時間区分に該当する場合は、平均対象児童数が 1 人以上いる最も長い延長時間区分を適用する。

（３）利用料減免にかかる加算分

実施施設は、延長時間に応じて施設が設定する利用料を保護者から徴収する。ただし、生活保護世帯及び保育認定里親世帯（第 1 階層）及び市町村民税が非課税世帯（第 2 階層）のうちひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯に属する対象児童及び災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみの地域を除く）から本市へ避難した者については、標準時間認定の場合の延長保育利用料の免除ができる。市町村民税が非課税世帯（第 2 階層）のうちひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯を除くその他の世帯については、その利用料の一部を免除することができる。

算定基準

延長時間区分	減免により加算限度額（月額）	
	第１階層・第２階層	第②階層
１時間延長以下	2,900 円	1,900 円
２時間延長	5,900 円	3,900 円
３時間延長	6,800 円	4,500 円
４時間延長	10,900 円	7,300 円
５時間延長	12,300 円	8,200 円
６時間延長	13,600 円	9,100 円
７時間延長	14,500 円	9,700 円
８時間延長	15,400 円	10,300 円
９時間延長	16,300 円	10,900 円

（４）一時預かり事業

目的	保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
補助要件	この要綱による補助金交付の対象となる事業は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第１項に基づき市長が確認した特定教育・保育施設及び第 43 条第１項に基づき市長が確認した特定地域型保育事業所、またはその他の法人のうち、次の各号の要件を満たし、本市の指定した事業者の行う、一般型一時預かり事業・一般型一時預かり事業（基幹型）双方またはいずれかを実施する一時預かり事業とする。ただし、当該事業を実施する保育所等に職員の配置基準を超える私的契約児が入所している場合は、補助対象としない。 （１）事業内容 ア　一般型一時預かり事業 子ども・子育て支援法第 59 条第 10 項・児童福祉法第６条の３第７項に規定される一時預かり事業であり、児童福祉法施行規則第 36 条の 35 の１項に定めるところの保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、主として保育所等に通っていない、又は在

	籍していない乳幼児に対して行う事業である。 イ　一般型一時預かり事業（基幹型加算） 前項（ア）の一般型一時預かり事業に加え、土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所や開所時間の延長を行う一般型一時預かり事業の加算型 （２）実施主体 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第１項に基づき市長が確認した特定教育・保育施設及び第 43 条第１項に基づき市長が確認した特定地域型保育事業所及び社会福祉法人、社団法人、学校法人、ＮＰＯ法人、株式会社、その他法人格を有する事業者 （３）実施場所 大阪市内の保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所。 （４）対象児童 原則として、本市に在住する保育所等を利用していない就学前児童のうち、次の児童であること。ただし、市長が特に必要と認めるときは上記以外の就学前児童の利用を認めることができる。 ア　保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭、就労等により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童。 イ　保護者の育児に伴う心理的、身体的負担を軽減するため保育を必要とする児童。 ウ　保護者の就労、職業訓練、就学等により断続的に家庭保育が困難となる児童。 （５）利用料（日額） ア　月曜日から土曜日の利用料は次のとおりとする。 （ア）０歳児：2,700 円、１・２歳児：2,000 円、３歳児以上：1,200 円 ただし、給食費、おむつ代等利用児童個々に要する経費については、別途徴収することができる。また、基幹型実施施設（９時間開所）において、８時間を越えて利用する際、９時間までの時間においては、30 分ごとに 200 円を徴収することができる。 （イ）生活保護世帯、市民税非課税の世帯（同住所に居住する者（世帯分離も含む）全員が非課税である世帯をいう。以下同じ）のうち、ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯は全額免除。その他の非課税世帯は半額免除とする。ただし、本市に在住する保育所等を利用していない児童の利用に限る。 （ウ）半額免除の利用料は次のとおりとする。 ０歳児：1,300 円、１・２歳児：1,000 円、３歳児以上：600 円 （エ）災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみの地域を除く）から本市へ避難した者は全額免除 イ　日曜・国民の祝日等の利用料は次のとおりとする。 （ア）０歳児：3,600 円、１・２歳児：2,700 円、３歳児以上：1,600 円 ただし、給食費、おむつ代等利用児童個々に要する経費については、別途徴収することができる。 （イ）生活保護世帯、市民税非課税の世帯のうち、ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯は全額免除。その他の非課税世帯は半額免除とする。ただし、本市に在住する保育所等を利用していない児童の利用に限る。 （ウ）半額免除の利用料は次のとおりとする。 ０歳児：1,800 円、１・２歳児：1,300 円、３歳児以上：800 円 （エ）災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみの地域を除く）から本市へ避難した者は全額免除 （６）開所時間 ア　一般型一時預かり事業 概ね午前９時から午後５時までの８時間とする。 イ　一般型一時預かり事業（基幹型） 概ね午前８時から午後５時までの９時間とする。 （７）実施要件（主なもの） ・児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第１１号。以下「規則」という）第 36 条の 35 第１項各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。当該保育士の数は２名を下回らないこと。 ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該施設の保育士の支援が受けられる場合には、

	規則第 36 条の 35 第１項第１号の規定に基づき保育士１人で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士１人とすることができる。 ・本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、専用の空きスペースにおいて実施することも差し支えない。
補助対象	一時預かり事業実施に要する経費とし、人件費、給食費、管理費、その他一時預かりで必要と認める経費
算定基準	（１）基本分 ①　保育従事者がすべて保育士又は１日当たり平均利用児童数概ね３人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。

年間延べ利用児童数	年　　額	年間延べ利用児童数	年　　額
150 人未満	1,376,000 円	2,000 人以上 2,100 人未満	7,498,000 円
150 人以上 300 人未満	2,751,000 円	2,100 人以上 2,200 人未満	7,740,000 円
300 人以上 400 人未満	3,051,000 円	2,200 人以上 2,300 人未満	7,982,000 円
400 人以上 500 人未満	3,087,000 円	2,300 人以上 2,400 人未満	8,224,000 円
500 人以上 600 人未満	3,123,000 円	2,400 人以上 2,500 人未満	8,466,000 円
600 人以上 700 人未満	3,159,000 円	2,500 人以上 2,600 人未満	8,708,000 円
700 人以上 800 人未満	3,195,000 円	2,600 人以上 2,700 人未満	8,950,000 円
800 人以上 900 人未満	3,231,000 円	2,700 人以上 2,800 人未満	9,192,000 円
900 人以上 1,000 人未満	4,836,000 円	2,800 人以上 2,900 人未満	9,434,000 円
1,000 人以上 1,100 人未満	5,078,000 円	2,900 人以上 3,000 人未満	9,676,000 円
1,100 人以上 1,200 人未満	5,320,000 円	3,000 人以上 3,100 人未満	9,918,000 円
1,200 人以上 1,300 人未満	5,562,000 円	3,100 人以上 3,200 人未満	10,160,000 円
1,300 人以上 1,400 人未満	5,804,000 円	3,200 人以上 3,300 人未満	10,402,000 円
1,400 人以上 1,500 人未満	6,046,000 円	3,300 人以上 3,400 人未満	10,644,000 円
1,500 人以上 1,600 人未満	6,288,000 円	3,400 人以上 3,500 人未満	10,886,000 円
1,600 人以上 1,700 人未満	6,530,000 円	3,500 人以上 3,600 人未満	11,128,000 円
1,700 人以上 1,800 人未満	6,772,000 円	3,600 人以上 3,700 人未満	11,370,000 円
1,800 人以上 1,900 人未満	7,014,000 円	3,700 人以上 3,800 人未満	11,612,000 円
1,900 人以上 2,000 人未満	7,256,000 円	3,800 人以上 3,900 人未満	11,854,000 円
※延べ利用人数 3,900 人以上の場合は、100 人刻み毎に 242,000 円ずつ年額が増加 ただし、20,100 人以上の場合は別途協議			

一般型一時預かり事業 （基幹型加算）	1,150,000 円（基幹型実施施設に加算される）

ア　年度途中から事業を開始した場合は、年間の延べ利用児童数により区分され、定められた補助金を支給する。基幹型加算については、定められた単価を加算する。

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	年　　額	年間延べ利用児童数	年　　額
150 人未満	1,376,000 円	2,000 人以上 2,100 人未満	7,278,000 円
150 人以上 300 人未満	2,751,000 円	2,100 人以上 2,200 人未満	7,511,000 円
300 人以上 400 人未満	2,934,000 円	2,200 人以上 2,300 人未満	7,744,000 円
400 人以上 500 人未満	2,969,000 円	2,300 人以上 2,400 人未満	7,977,000 円
500 人以上 600 人未満	3,004,000 円	2,400 人以上 2,500 人未満	8,210,000 円
600 人以上 700 人未満	3,039,000 円	2,500 人以上 2,600 人未満	8,443,000 円
700 人以上 800 人未満	3,074,000 円	2,600 人以上 2,700 人未満	8,676,000 円
800 人以上 900 人未満	3,109,000 円	2,700 人以上 2,800 人未満	8,909,000 円
900 人以上 1,000 人未満	4,715,000 円	2,800 人以上 2,900 人未満	9,142,000 円
1,000 人以上 1,100 人未満	4,948,000 円	2,900 人以上 3,000 人未満	9,375,000 円
1,100 人以上 1,200 人未満	5,181,000 円	3,000 人以上 3,100 人未満	9,608,000 円
1,200 人以上 1,300 人未満	5,414,000 円	3,100 人以上 3,200 人未満	9,841,000 円
1,300 人以上 1,400 人未満	5,647,000 円	3,200 人以上 3,300 人未満	10,074,000 円
1,400 人以上 1,500 人未満	5,880,000 円	3,300 人以上 3,400 人未満	10,307,000 円
1,500 人以上 1,600 人未満	6,113,000 円	3,400 人以上 3,500 人未満	10,540,000 円
1,600 人以上 1,700 人未満	6,346,000 円	3,500 人以上 3,600 人未満	10,773,000 円
1,700 人以上 1,800 人未満	6,579,000 円	3,600 人以上 3,700 人未満	11,006,000 円
1,800 人以上 1,900 人未満	6,812,000 円	3,700 人以上 3,800 人未満	11,239,000 円
1,900 人以上 2,000 人未満	7,045,000 円	3,800 人以上 3,900 人未満	11,472,000 円
※延べ利用人数 3,900 人以上の場合は、100 人刻み毎に 233,000 円ずつ年額が増加 ただし、20,100 人以上の場合は別途協議			
一般型一時預かり事業 （基幹型加算）	1,150,000 円（基幹型実施施設に加算される）		

ア　年度途中から事業を開始した場合は、年間の延べ利用児童数により区分され、定められた補助金を支給する。基幹型加算については、定められた単価を加算する。

（2）平日（月曜日から土曜日）利用に対する生活保護世帯、市民税非課税世帯、被災者減免適用世帯の利用料相当加算分は次のとおり

ア　生活保護世帯、市民税非課税世帯のうちひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯、並びに被災者減免適用世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
2，700円	2，000円	1，200円

イ　ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯以外の市民税非課税世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
1，400円	1，000円	600円

（3）休日（日曜・国民の祝日）利用に対する生活保護世帯、市民税非課税世帯、被災者減免適用世帯の利用料相当加算分は次のとおり

ア　生活保護世帯、市民税非課税の世帯のうちひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯、並びに被災者減免適用世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
3，600円	2，700円	1，600円

イ　ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯以外の非課税世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
1，800円	1，400円	800円

（4）障がい児加算分

障がい児の延べ利用児童数に 3,200 円を乗じて得た額とする。

（5）0歳児加算分

0歳児の延べ利用児童数に 1,300 円を乗じて得た額とする。

（6）専任保育士配置加算分

一時預かり事業において専任保育士を配置する施設に対し、以下のア～ウの要件をすべて満たす施設に年額 1,569,000 円を加算する。ただし、加算基準日は月の初日とし、基準日時点で要件を満たす保育士を配置した場合は、年額を月割りし、配置月数を乗じて得られた額とする。

ア　一時預かり事業の担当として専任保育士を 1 名以上配置

イ　他の交付要綱等の要件として配置する保育士以外であること

ウ　受け入れ態勢が整っているにもかかわらず、利用を断る等、正当な理由なく利用を拒否しないこと

※参考「大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱」
https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000595268.html
大阪市 HP ＞市政＞市政情報の公表(オープン市役所)＞要綱・要領等のオープン化＞所属名からさがす＞こども青少年局＞要綱＞大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱

（5）保育人材確保対策事業補助金

ア　保育補助者雇上げ強化事業

保育士の補助を行う保育士資格を持たない職員（以下「保育補助者」とする。）及び保育士として職場復帰を目指す保育士（以下「有資格保育補助者」とする。）を保育所等に勤務する保育士の補助を行う者として雇上る際に必要な費用を補助することにより、保育園等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的とします。

補助要件	・保育補助者及び有資格保育補助者（以下「保育補助者等」とする。）（配置基準数※に含まれている者および処遇改善等加算(処遇改善等加算Ⅲを除く)を含む他の加算・雇用経費の補助事業の対象となる者を除く。）を、新たに１人以上雇用すること。なお、本事業により新たに雇上げを行った保育補助者等は、雇上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象者とすることができる。ただし、有資格保育補助者としての従事期間は採用から１年を限度とする。 ・保育補助者は、「子育て支援員研修『地域保育コース』(地域型保育)」(「保育ママ事業」における基礎研修を含む）を受講完了した者とする。ただし、雇用時点において当該要件を満たさない場合においては、厚生労働省子ども家庭局保育課発出の平成 30 年 9月 13 日付け事務連絡に記載された保育に関する 40 時間以上の実習（以下「実習」

	とする。）を修了し、かつ雇用した当該年度中に「子育て支援員研修『地域保育コース』（地域型保育）」の受講を完了すれば、実習を開始した日から補助要件に該当するものとする。 ・有資格保育補助者は、保育士資格を有する者であって現に保育士として就業していない者であること。 ・有資格保育補助者は保育士登録日又は指定養成施設等の卒業のどちらか遅い日より１年以上経過していること。 ・保育補助者の配置による具体的な改善計画として「保育補助者配置にかかる改善計画書」を提出し、かつ、当該計画に基づき改善を行うこと。 ・保育補助者等の出退勤時間を必ず記録すること。 ・保育園等は、保育補助者が保育士資格の取得ができるように努めること。
対象	月の初日時点で補助要件を満たす月分の保育補助者の雇用に要する経費
補助基準	・保育補助者１人あたりの年額に、４月１日時点（年度途中開設施設については事業開始日時点）の利用定員により算出される人数を上限に、実際に雇用している人数を乗じて、以下のとおり算出する。なお、１人が１年間（12 か月）通して対象となる場合は年額、11 か月以下の対象となる場合は、対象となる月数に月額を乗じて得た額とする。 ・保育補助者１人につき年額　3,117,000 円　（月額　259,700 円） 利用定員 120 人以下　１名 利用定員 121 人以上　最大２人

※配置基準数…公定価格の基本分単価に含まれる保育士等の数に、公定価格の各加算の適用要件及び他の事業の実施要件として配置が必要となる職員の数を加えた数をいう。

イ　保育体制強化事業

①保育支援者②児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者③スポット支援員の配置

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用するために必要な費用を補助することにより、保育の体制を強化し、保育士の負担軽減によって離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図ることを目的とします。

補助要件	①②③共通 ・保育支援者（配置基準数※に含まれている者および処遇改善等加算(処遇改善等加算Ⅲを除く)含む他の加算・雇用経費の補助事業の対象となる者を除く。）を、１人以上雇用又は業務委託等により配置していること。 ・保育支援者は、平成 26 年４月１日以降、新たに保育所に配置された者であること。 ・保育支援者の配置による具体的な保育体制強化計画として「保育体制強化計画書」を提出するものとする。計画書には、①本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。）を記載すること。 ・保育支援者を含む職員の出退勤時間を必ず記録すること。 ②児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者の配置 ・　散歩マニュアルを作成していること。 ・　保育支援者が行った園外活動時の見守り実績を記録すること。 ・　各保育所等が本業務を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年６月 21 日）に留意し、保育支援者に対する交通安全に関する講習として、厚生労働省子ども家庭局保育課発出の平成 30 年９月 13 日付け事務連絡に記載された保育に関する実習のうち「８　安全の確保とリスクマネジメント」を含む、各園が必要な講習を実施すること。
対象	月の初日時点で補助要件を満たす月分の保育支援者の雇用に要する経費
補助基準	①保育支援者の配置 １か所あたり　　月額　100,000 円 ②児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者の配置

	1か所あたり　　月額　45,000円 ③スポット支援員となる保育支援者の配置 1か所あたり　　月額　45,000円 ＊①と合わせて③を補助対象とする場合は別の者とすること。

※配置基準数…公定価格の基本分単価に含まれる保育士等の数に、公定価格の各加算の適用要件及び他の事業の実施要件として配置が必要となる職員の数を加えた数をいう。

（6）産休等代替職員雇用支援費**（※令和５年４月１日要綱の内容に基づくものです。）**

児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要として休業する場合に、施設における入所児童等の処遇の適正な確保を目的として、当該施設の長がその職員の職務を行わせるための産休等代替職員を臨時的に任用するための経費負担を軽減するために支給します。

支給要件	・産休等職員は正規職員（常勤職員）であること。また、施設型給付費または地域型保育給付費の支弁対象となる職員であること。 ・産休等の期間中、就労規則又は労働契約の定めるところにより、労働基準法第 11 条に規定する賃金の全額を、産休等職員に支給していること。 （減額したり、社会保険の手当を受けていないこと） ・産休等代替職員は各職種の所定の資格を有し、かつ健康で社会福祉事業に理解をもっている者であること。 ・代替職員は、産休・病休を取得予定であることが判明した後に、その職員の業務を行わせるために新たに雇用される有期契約職員であること。ただし、有期契約職員を新たに雇用することができない特別の理由がある場合においては、職員定数外の短時間勤務職員を常勤勤務に契約変更した上で代替職員とすることも可とする。 ・事業開始前に支援費支給認定申請がされていること。
支給対象	産休等職員の職務を臨時的に行うために産休等代替職員を新たに任用するために必要となる経費。
補助単価	（１）保育士（特定地域型保育事業小規模保育 C 型・家庭的保育事業において保育に従事する者を除く）、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、介護職員、保健師、児童生活支援員、児童自立支援専門員、指導員（児童指導員、生活指導員、職業指導員等）、セラピスト（心理療法士等）、栄養士 １日あたり <u>８，５４９円</u> （２）調理員、家庭的保育者、家庭的保育補助者 １日あたり <u>８，１３１円</u>

（7）特別支援保育実践交流研修事業補助金

大阪市では、公立保育所において８日間の実践的研修を行うことにより、公立保育所と民間保育所等が互いに障がい児の支援を学びあい、スキルを共有し、特別支援保育における保育士の専門性向上を図っています。民間保育所等の研修受講を促進するため、職員が指定の研修を受講する際の代替職員雇用経費と交通費を助成します。

対象となる研修	特別支援保育実践交流研修事業
補助要件	・本市が指定する研修に、申請する施設に勤務する職員が参加していること。 ・研修の参加に際して、当該職員の業務を臨時的に行う者を雇用していること。
補助対象	民間保育所等が職員を上記研修に参加させる際に、保育士の配置基準を充足しない期間における代替職員を雇用するために新たに要する経費と、参加職員の勤務地から研修実施場所までの交通費実費負担分を補助対象とする。
補助基準	【補助基準額】 ・雇用経費　　日額 9,331 円（1 時間当たり 上限 1,204 円） ・交通費実費負担分　（1 日あたり上限 1,300 円） 【研修期間】　　4 日×2 クール（計８日間）

（８）０歳児途中入所対策事業支援費

０歳児の年度途中入所に対応するために必要な保育士等を配置し、０歳児の受入可能枠を維持する場合に支援費を支給します。

<table>
<tr><td>支給要件</td><td>・各月初日において認可定員・利用定員を超えない範囲で０歳児受入可能枠を設定し、０歳児担当保育士等を配置していること。
・公定価格において充足すべき職員数を充足していること
・公定価格において充足すべき職員数を充足すべき職員数の算出にあたって次のとおり読み替えること
<table><tr><th>施設</th><th>読替前</th><th>読替後</th></tr><tr><td>保育所、認定こども園、小規模Ａ型、小規模Ｂ型、事業所内保育事業</td><td>乳児３人につき１人</td><td>０歳受入可能枠又は０歳児対応可能児童数３人のいずれか低い方につき１人</td></tr><tr><td>小規模Ｃ型、家庭的保育事業</td><td>子ども</td><td>０歳児受入可能枠又は０歳児対応可能児童のいずれか低い方及び１、２歳児</td></tr></table>・０歳児途中入所のための保育士等を雇用している場合、その費用を保護者から徴収していないこと。</td></tr>
<tr><td>支給金額</td><td>140,400×各月初日の（０歳児受入可能枠又は０歳児対応可能児童数のいずれか低い方―０歳児の実入所児童数）
但し、補助対象期間は４月から９月まで。</td></tr>
</table>

※上記は令和６年度要綱の内容に基づきます。最新の要綱は本市HPにてご確認ください。

（９）１歳児保育対策事業支援費

１歳児における配置基準を国基準である「６：１」から「５：１」に改善した場合に、支援費を支給します。

支給要件	・各月初日において１歳児が１人以上入所していること ・公定価格において充足すべき職員数を充足していること ・１歳児における配置基準を国基準である「６：１」から「５：１」に変更していること。 ・１歳児の配置改善のために保育士等を雇用している場合、その費用を保護者から徴収していないこと。
支給金額	16,640 円×各月初日の１歳児入所児童数

※上記は令和６年度要綱の内容に基づきます。最新の要綱は本市HPにてご確認ください。

７　地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業等）との連携について

（１）地域型保育事業所とは

０～２歳児を基本的に少人数で保育する事業です。本市には、少人数（６～19 人）を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う「小規模保育事業」と家庭的な雰囲気のもとで少人数（～5 人）を対象に保育を行う「家庭的保育事業」等があります。いずれの保育事業についても、開設する事業所の近隣において、認可保育所、認定こども園などと連携しながら運営します。

（２）連携内容

大きく「保育内容支援」「代替保育」「卒園後の受け皿」の３つになります。

保育内容支援	利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業所に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと
代替保育	地域型保育事業所の保育士等が急病等の場合、代替で保育を提供
卒園後の受け皿	当該地域型保育事業所により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること

※その他、食事の提供に関する支援、嘱託医による健康診断等に関する支援があります。

（３）連携の合意

連携施設を確保していない地域型保育事業所も、令和６年度末までは連携施設の確保について猶予される経過措置期間中（令和 11 年度末まで延長予定）のため、認可を受けることができますが、経過措置期間内に連携施設を確保する必要があります。

連携施設の確保を促進するため、連携先となる施設へのインセンティブとして「大阪市連携施設支援事業交付金」を実施しております。今後も、近隣の地域型保育事業所から、連携施設になってほしい等の依頼がある可能性があります。連携施設になるかどうかは各施設の判断ですが、大阪市連携施設支援事業交付金の活用もご検討していただき、積極的に地域型保育事業所との連携にご協力いただきますようお願いいたします。３項目全てについては連携ができない場合であっても、「卒園後の受け皿」確保だけでも連携施設になっていただけると幸いです。

なお事業者間の合意については、契約（協定）等が必要です。必要な費用について、事業者間で決定してください。

交付金対象

「保育内容支援」「代替保育」
「卒園後の受け皿」の３項目に合意した
連携先施設に対し、月額24,000円を
２カ所目まで交付

「卒園後の受け皿」のみに
合意した連携先施設に月額11,000円

事業実施による加算（園庭開放等４事業）
年間最大712,000円

８　共同保育について

（１）共同保育とは

保育士等の勤務環境改善を目的に、自園の保育を必要とする児童とともに、利用者数が在籍者数と比較して著しく少ない市内の他の施設・事業所に在籍している保育を必要とする児童を、受け入れて保育することです。

（２）共同保育の実施について

本市では、これまで共同保育について、平成 28 年４月７日付厚生労働省通知（「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について）により、土曜日において実施することを認めていますが、平成 31 年３月 29 日付厚生労働省通知（「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について）において、具体的な対応方針が示されたことにより、本市において以前より実施していた土曜日に加え、お盆や年末年始など弾力的な運用が可能であることが明確となったことから、要綱として必要な事項を定めました。

また、令和６年 10 月１日より設備や職員配置について、依頼施設等に適用される基準等を遵守することを条件に企業主導型保育施設が実施施設等として共同保育を実施することができるよう改正を行いました。

（３）要綱について

「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等における共同保育実施要綱」
≪本市ホームページアドレス≫
https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000493036.html

（４）提出書類について

ア　共同保育を開始するとき
　　共同保育開始届及び共同保育に関する合意書の写し
イ　共同保育を変更するとき
　　共同保育変更届
ウ　共同保育を廃止するとき
　　共同保育廃止届

（５）保護者への説明と同意について

共同保育を実施する際、依頼施設等に在籍する児童の保護者に対しては、実施施設等及び依頼施設等の双方から書面による説明が必要となることに加え、共同保育を利用する児童の保護者からは書面による同意も必要となります。

また、実施施設等に在籍する児童の保護者に対しては、書面による説明が必要です。

なお、説明する書面及び同意書の書式は問いません。

（６）合意について

本要綱第４条の実施要件を実施施設等と依頼施設等で協議し、合意のうえ合意書（提出必要）を作成してください。

なお、実施する際の体制や安全対策、費用負担等について合意書とは別に協定書（提出不要）を締結してください。協定書の書式は問いません。

９　その他の運営について

（１）食事の提供

保育所は、子どもにとっては１日の生活の大半を過ごすところであり、提供される食事の意義は大きいです。日々の食事を通して、発育・発達段階に応じた豊かな食にかか

わる体験を積み重ね、生涯にわたって健康で質の高い生活をおくる基本となる「食を営む力」の基礎を培うことが重要です。

ア　栄養管理

乳幼児の健全な発育・発達に必要な栄養量を確保できる献立をあらかじめ作成したうえで、調理・提供を行います。定期的に、栄養量が充足しているかを評価することが必要です。

イ　衛生管理

食事を円滑かつ安全に提供するためには、施設の整備と衛生的な管理並びに職員の健康管理が必要です。

ウ　食物アレルギー対応

職員、保護者、嘱託医、かかりつけ医が十分な連携を図り、適切に行うことが重要です。

下記の関連通知やガイドライン等に準じて実施してください。

＊「保育所における調理業務の委託について」・・・平成 10 年２月 18 日
http://www.pref.nara.jp/secure/28270/tyouriitaku.pdf

＊「保育所における食事の提供について」
（平成 22 年６月１日雇児発 0601 第４号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

＊「保育所における食事の提供ガイドライン」・・・平成 24 年３月
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shokujiguide.pdf

＊「大量調理施設衛生管理マニュアル」・・・平成 29 年６月 16 日最終改正
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000168026.pdf

＊「授乳・離乳の支援ガイド」（2019 年改定版）平成 31 年３月
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04250.html

＊「日本人の食事摂取基準（2020 年版）」・・・令和元年 12 月
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08517.html

＊「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019 年改訂版）平成 31 年４月
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

大阪市では、保育所の給食は、原則、自園調理としており、外部搬入は認めておりません。なお、調理業務委託は可能です。

（２）児童の健康管理について

乳幼児は心身ともに未熟で抵抗力も弱く、容易に病気や感染症にかかります。そのため、乳幼児の集団生活の場である保育所では、一人一人の子どもの健康状態を把握し、適切な対応を行うことで、健康の保持・増進を図ります。さらに、感染予防対策など、集団としての健康管理も重要となります。

また、よりよい健康管理を行うためには、家庭・嘱託医・地域の関係機関との連携が大切です。

ア　健康診断

入所児童の健康診断について、入所時健康診断は、原則、各保育所の嘱託医により全児童が受診するものとし、定期健康診断は、年２回以上、歯科健診は、年１回以上実施しなければなりません。

イ　その他の検査

上記健康診断のほか、学校保健安全法施行規則に準拠し、毎年度５月～６月上旬頃、２歳クラス以上の児童を対象に尿検査を大阪市の予算で実施しています。なお、

実施期間以降の途中入所児童については、各保育所が任意で実施するものとしております。

ウ　身体測定

各保育所は、児童の年齢及び成長に応じ、定期的に身体測定を実施してください。

エ　衛生管理

常に清潔な環境が保てるよう配慮してください。日常の清掃が基本となります。

オ　保健指導

日々の保育の中で、子どもたちが健康に関心を持ち、適切な行動をとれるよう、年齢・発達に応じた指導・援助を行います。（手洗い・咳エチケット・はみがきなど）

カ　感染症対策

① 大阪市では平成 26 年度より感染症による重症化を防ぎ、集団発生を早期に探知し早期に対応するために「学校等欠席者・感染症情報システム（旧保育園サーベイランス）」を導入しています。

＊「学校等欠席者・感染症情報システム（旧保育園サーベイランス）」
https://www.gakkohoken.jp/system_information/

② 予防対策や感染症発生時等の具体的な対応ついては、こども家庭庁発出の『保育所における感染症対策ガイドライン』に基づいて感染拡大防止に努めてください。

＊「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」厚生労働省
https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/
こども家庭庁ホームページ（保育→関係資料→保育指針等）

③ 集団発生時等必要に応じ、こども青少年局及び各区保健福祉センターに報告してください。（ P88～P89 ６ 参考資料 １２ 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」参照）

④ 感染症罹患後の登所（園）については、医師の意見書が必要です。

参考１：「学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書」
大阪府医師会学校医学会作成（平成 24 年 4 月学校保健安全法改正に準拠）
（大阪府医師会ホームページ参照）
参考２：医師の意見書及び保護者の登園届
上記『保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）』P83～86

（３）職員の健康管理について

民間保育所に勤務する職員については、労働安全衛生規則に定めるところにより、雇用時及び定期に健康診断を行ってください。

調理・調乳等に従事する職員については、毎月検便を行い、異常がないかの確認を行ってください。

（４）嘱託医の業務内容

ア　嘱託医師

嘱託医は、保育所における入所時健康診断、年 ２ 回以上の定期健康診断を担うほか、感染症発生時の指導及び必要に応じて健康診断、保健衛生の普及及び予防並びに健康相談等への対応もしていただきます。

イ　歯科嘱託医師

歯科医は、年１回以上の定期歯科健診を担うほか、口腔保健衛生の普及及びう歯予防並びに口腔健康相談、口腔に対する救急処置などの対応もしていただきます。

（５）研修について

大阪市では、一人一人の子どもを大切にする保育をめざして「子育て支援」の充実と「人材育成」に重点を置き、職員自らの専門性と倫理性を確立することができるような研修等を実施しております。各保育施設は、質の高い教育・保育を展開するため、一人一人の職員について資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るように努めてください。

各研修は、申込みによる任意参加となっておりますが、積極的に参加してください。

研修等の実施については、毎月の研修案内によりお知らせします。

（６）事故防止と事故発生時の対応

保育中の事故防止のため、定期的な施設・設備の安全点検や事故防止に向けた職員教育の徹底等、事故防止の対策を十分に講じてください。

事故が発生してしまった場合には、あらかじめ定めた方法等により、迅速かつ的確な対応を図り、その状況、処置及び経過、並びに再発防止策について記録するとともに、医療機関を受診することになった場合等、特に大阪市への報告が必要と判断される事故については、速やかに報告を行ってください。

ア　入所児童に関する事案

- 死亡事故
- 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの。ただし、明らかに病気が原因である場合を除く）
- 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故
- ２回以上の病院での治療を伴う事故（２回目の受診時に、治療を伴わず、医師による確認のみの場合は不要）
- 置き去り・すり抜け等の事案
- 誤飲（食品以外のものを飲み込んだ事案）
- 食事提供に関する事故（誤食・誤接触（食物アレルギー）、期限切れ食品の摂取、未摂取食品の摂取、異物混入等）
  ※症状及び受診の有無にかかわらず報告が必要
- 集団による食中毒、１０人以上の感染症の発生
- 与薬誤り
- その他、施設が本市への報告が必要と判断した事案　等

イ　その他の事案

- 保育業務に影響を及ぼす設備の故障や施設管理上の事故
- 盗難、不審者侵入
- 個人情報漏えい　等

（７）防火・防災・防犯について

すべての保育所は、防火・防災管理者の選任と届出、消防計画の作成と届出、消防用設備点検の実施と報告等を関係法令に基づき実施してください。また、非常災害時における避難及び消火の訓練を、月１回以上実施しなければなりません。

上記のほか、不審者対策等、防犯上の配慮も行ってください。

（８）安全計画の策定等について

すべての保育所は、児童の安全確保を図るため、安全計画を策定し、施設の安全点検を行うとともに職員や児童に対し、施設内外での活動、取組について計画的に指導を行う必要があります。

また、その内容については、職員、保護者に対して周知し、職員に対しては、研修や訓練を定期的に実施しなければなりません。

安全計画については、定期的に見直しを行うとともに、必要に応じて内容を変更して

ください。

（9）自動車を運行する場合について

児童の施設外での活動、取組等のために自動車を運行するときは、児童の乗降車の際に、点呼等の方法により、児童の所在を確認しなければなりません。

児童の送迎を目的として、日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等車内の児童の見落としを防止する装置を備え、降車時の児童の所在の確認を行わなければなりません。

（10）業務継続計画の策定等について

すべての保育所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し継続的なサービスを実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、その計画に従い、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

なお、その計画について、職員に対して周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければなりません。

業務継続計画については、定期的に見直しを行うとともに、必要に応じて内容を変更してください。

また、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施するよう努めなければなりません。

（11）個人情報保護

個人情報の取り扱いについては、大阪市個人情報保護条例（平成７年大阪市条例第11 号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理してください。

（12）苦情対応について

苦情を受け付けるための窓口を設置する等、利用者やその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講じてください。

（13）虐待防止について

入所児童等に対する虐待等を防止するため、その早期発見に努めるとともに、虐待が疑われ、又は、認められる場合には、各区保健福祉センターや大阪市こども相談センター等の関係機関と連携を図り、必要な対応や支援を行ってください。

保育所の職員は、入所児童に対し、虐待等の児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはなりません。

万が一、虐待等と疑われる事案（不適切な保育）を確認した場合は、本市へ報告・相談してください。

（14）重要事項説明書、運営規程について

事業所は、利用契約を締結する際、保護者に対して以下の内容を記載した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、同意を得たうえで保育所を利用していただくものであり、運営規程は園の管理規程（園の規則）として定めるもので、重要事項説明書と運営規程を、それぞれ策定する必要があります。

【重要事項説明書】

ア　施設運営主体
イ　利用施設の概要
ウ　施設の目的・運営方針
エ　当園における施設・設備等の概要
オ　提供する保育等の内容

カ　職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）
キ　保育を提供する日
ク　保育を提供する時間
ケ　食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況
コ　利用料金
サ　特別支援教育・障がい児保育の取組状況
シ　利用の開始に関する事項
ス　利用の終了に関する事項
セ　嘱託医
ソ　緊急時の対応
タ　非常災害時の対策
チ　虐待の防止のための措置に関する事項
ツ　要望・苦情等に関する相談窓口
テ　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額
ト　園児の利用状況（毎年度５月１日現在）
ナ　第三者評価の受審、自己評価の実施状況
ニ　子ども・子育て支援法第３９条第３項、第５項の規定により公表・公示された旨
ヌ　その他、運営に関する重要事項

【運営規程】
ア　事業所の名称等
イ　施設の目的及び運営方針
ウ　各号の利用定員
エ　提供する保育等の内容
オ　職員の職種、員数及び職務の内容
カ　保育を提供する日
キ　保育を提供する時間
ク　利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
ケ　利用の開始に関する事項
コ　利用の終了に関する事項
サ　緊急時における対応方法
シ　非常災害対策
ス　虐待の防止のための措置
セ　記録の整備
ソ　その他運営に関する重要事項

（15）賠償責任保険

事業所において提供した保育により賠償すべき事故が発生した場合については、損害賠償を速やかに行う必要があります。

事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入してください。

（16）第三者評価

子ども子育て支援新制度では、保育所等において、第三者評価の受審が努力義務とされています。

大阪市では、保育の質の確保・向上、保育所等の適正運営の確保及び事業の見える化推進等のため、「福祉サービス第三者評価」を受審する場合、その費用を支援する制度（大阪市保育サービス第三者評価受審促進事業）を設けています。

https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000443292.html

【参考】

※「保育所における第三者評価の改訂について」（令和２年４月１日子発０３３１第１１号、社援発０３３１第３４号）

共通評価基準ガイドライン

http://shakyo-hyouka.net/guideline/bs20200401_1.pdf

内容評価基準ガイドライン

http://shakyo-hyouka.net/guideline/bs20200401_3.pdf

❺　経理・監査について

保育所は、主な財源である運営費及び補助金が公的資金であるため、その運営については、より透明性が求められます。特に会計に関する処理については、法人種別ごとの会計基準に基づき、会計処理を行うことになります。

・社会福祉法人・・・・社会福祉法人会計基準
・学校法人・・・・・・学校法人会計基準
・株式会社・・・・・・企業会計基準

また、保育所委託費の経理等について定めた国通知により、保育所委託費の使途及び範囲が定められていますので、これら関連する通知に基づき会計処理を行う必要があります。

保育所経理に関し、特に注意が必要な点は次のとおりですが、詳しい取扱いについては各会計基準及び内閣府・文部科学省・厚生労働省（現こども家庭庁）通知等をご参照ください。

【保育所の経理に関する事項】

１　会計管理について

（１）経理規程の整備

①　各会計基準等に基づく経理規程を作成してください。

②　会計年度は、４月１日から翌年３月31日までとしてください。

【注】　企業会計基準により会計処理を行っている場合で、会計年度が上記と異なるとき（決算期が3月末ではないとき）は、「７　決算について」の項目において詳細を説明しますが、大阪市への報告のため、3月末時点の貸借対照表等を作成していただく必要があります。

③　法人本部（本社）と保育所は、別の経理の区分としてください。また、複数の施設を運営している場合は、施設ごとに経理の区分を設けてください。

④　勘定科目については、各会計基準に準拠したものを経理規程の別表等で定めてください。

（２）会計責任者（経理責任者）等の任命

①　保育所（経理の区分）ごとに会計責任者（経理責任者）や、出納職員（経理担当者）を任命し、代表者名で辞令を交付するなど業務分担を明確にしてください。

②　会計責任者（経理責任者）及び出納職員（経理担当者）については、経理処理に係る法人内部での牽制体制を構築する必要があるため、１名での兼任を避け、それぞれ別の者を任命するようにしてください。

（３）予算の編成

①　毎事業年度が始まる前に、経理の区分ごとの翌年度予算を編成し、予算書を作成してください。

②　予算の編成にあたっては、事業計画との関連性が明確なものとし、年度途中での事業計画の変更や大幅な予算額の変更がある場合には、補正予算を編成してください。

２　会計書類について

①　会計帳簿（総勘定元帳、会計（仕訳）伝票等）を必ず作成してください。
　該当する資産等がある場合には補助簿（固定資産管理台帳、小口現金出納帳、基本金台帳、寄附金台帳等、必要に応じて経理規程で作成することを定めている帳簿類）を作成してください。

② 徴収金台帳を必ず作成し、保育料を含め、保護者から徴収する費用については、日々、記載してください。

③ 全ての取引を記録し、簿外処理を行うことがないようにしてください。

④ 事業所物件等の賃貸借、借入金の返済、業務委託等について、運営費から支出する場合は、契約相手との係争を未然に防ぎ、安定的な運営に資するため、経理規程に基づき、契約書を作成して契約を締結する必要があります。

⑤ 領収書等証ひょうについても、適正に整理・保存してください。

⑥ 会計帳簿及び決算書（計算書類、附属明細書、財産目録）は、法令や各会計基準等に定められた期間、適切に保存してください。

３　出納事務について

（１）支出

①　金銭の支払いの際は、契約書や請求書等に基づいて行ってください。

②　現金で支払ったものについては、金銭受領者から領収書やレシートを受領してください。また、領収書の場合は、宛名のほか、ただし書等に内容が明記されているか確認してください。

③　小口現金については、経理規程で限度額を設定の上、その範囲内で運用してください。

④　経費の支払いについては、小口現金又は預金口座からの支出とし、個人による立替えを行わないようにしてください。

⑤　日々の支出に対し、その都度、会計（仕訳）伝票又は小口現金出納帳への記載による会計処理を行い、会計責任者（経理責任者）の承認（印）を得てください。

⑥　不明瞭な支出がないように、会計処理は整然かつ明瞭に行い、正確な記録を残してください。

⑦ 保育所の運営と直接関わりのない経費については支出できません。
公定価格の基本分単価の内訳に含まれない経費や、他の施設で負担すべき経費については支出できません。なお、保護者から同意を得て徴収したものについては、当該徴収目的に沿って使用することができます。

（２）収入

①　金銭の収入については、領収書を発行してください。

②　現金収入は、経理規程に基づき、直接小口現金に充てることなく、速やかに金融機関に預け入れてください。

③　日々の収入に対し、その都度、会計（仕訳）伝票等による会計処理を行い、会計責任者（経理責任者）の承認（印）を得てください。

④　寄附金を収受する際には、寄附申込書を徴した上で寄附金台帳に記載し、代表者名で領収書を発行した上で適切な経理の区分にその収入を計上してください。なお、利用者家族や職員に寄附を強要することはできません。

⑤　実費相当分として徴収する利用者負担金については、日々、徴収金台帳に記載し、適切な経理の区分にその収入を計上してください。

（３）月末の処理

①　月次試算表を経理の区分ごとに作成し、会計責任者（経理責任者）の承認（印）

を得てください。月次試算表は、各会計基準に基づく決算書に準拠して作成してください。

② 現金残高及び預金残高と帳簿残高を適切に照合してください。

4 契約事務について

① 経理規程に定める金額を超える契約を行う際には、入札を実施してください。

② 経理規程に定める金額を超える契約を行う際には、契約書を作成してくだい。

③ 入札を必要としない契約を行う場合であっても、高額の随意契約を行う際には比較見積もりを徴して適正価格を判断した上で契約を行ってください。

④ 自動更新による契約についても、適宜、契約内容の見直しを行ってください。

5 固定資産、減価償却について

① 建物、車両、物品等で耐用年数が１年以上、かつ、１個若しくは１組の金額が法令や各会計基準等で定められた金額以上の資産は、固定資産に計上し、減価償却を行ってください。

② 大阪市等から補助(金)を受けて、何らかの固定資産を取得した場合には、その補助(金)額を国庫補助金等特別積立金として計上し、当該固定資産の減価償却に応じて国庫補助金等特別積立金取崩しを行ってください。

6 委託費の取扱いについて

保育所委託費については、使途の制限があります。「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 27 年９月３日付け府子本第 254 号・雇児発 0903 第６号)、「「子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて」（平成２７年９月３日付け府子本第２５５号・雇児保発 0903 第１号）等をご確認ください。

7 決算について

（1）決算整理

① 預金残高と帳簿残高を確認してください。

② 未収金・未払金等の明細を作成してください。

③ 領収書等の証ひょう類を整備し、領収書や請求書等の紛失、二重計上がないか確認をしてください。

④ 会計帳簿（総勘定元帳、会計伝票等）と決算書（計算書類等）の内容が一致しているか確認してください。

（2）決算書類（計算書類等)、決算附属明細書の作成

各会計基準に基づき、施設ごとの決算書類（計算書類等)、決算附属明細書を適切に作成してください。

【注】 企業会計の基準により会計処理を行っている場合は、施設ごとの貸借対照表、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成してください。

（3）議決機関の承認

作成した決算書類（計算書類等）については、各法人における議決機関において承認を得てください。

（4）決算書類（計算書類等）の公開について

決算書類（計算書類等）は、各事務所に備え、いつでも閲覧に供することができるようにしておいてください。

（５）現況報告書

施設調書に併せて、毎年大阪市あてに決算書類・予算書を提出してください。
（提出時期については、毎年お知らせします。）

重要

保育所は公共性が高い事業所であり、主たる財源である委託費が公的資金であることから、特に適正を期する必要があります。

使途については、保育に関わる経費に限られており、保育に関わらない経費には支出できません。市民・利用者に対して説明ができるよう、適正に支出するようにしてください。

８　指導監査について

認可保育所については児童福祉法等に基づき、原則として、年度ごとに１回、指導監査を実施します。児童福祉施設最低基準が遵守されているか、適正な会計処理が行われているか、その他関係法令に基づく運営状況について、現地へ立ち入り、関係書類の確認及び施設職員への聞き取りにより行います。

【指導監査の流れ】

約１か月前　　事業者あてに「実施通知」を発出します。
当日、準備をしていただく書類や提出していただく書類についても記載していますので、監査当日までに準備を行ってください。

↓

指導監査当日　　施設への立ち入りにより実施します。
当日準備書類については、直ちに確認できる状態に揃えておいてください（法人本部等から取り寄せていただいたく必要のある場合もあります。）。

↓

指導監査終了後
約１か月程度　　事業者あてに「結果通知」を発出します。

↓

結果通知受領後　　「結果通知」に対する「改善報告書」を大阪市長あて30日以内に提出してください。
「改善報告書」の提出にあたっては、監査後に改善を行ったものについては、その内容が確認できる資料を併せて提出してください。
また、今後、改善を行うものについては、具体的な改善方法及び改善時期を明記してください。
※　なお、監査当日に口頭で指導を受けた項目についても速やかに改善を行ってください。

【指導監査結果の公表】

提供される福祉サービスの質の向上、市民の福祉サービスの選択に資すること及び健全な保育所運営を促すことを目的に、指導監査の結果（指摘事項・改善状況等）を大阪市ホームページにて公表します。

❻ 関係法令・参考資料

1　関係法令

下記の法律、規則、条例、要綱など、関係法令を参照してください。

- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）
- 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪市条例第４９号）
- 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大阪市条例第 99 号）
- 大阪市保育所設置認可に関する審査基準
- 大阪市保育所設置認可等要綱
- 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に関する審査基準
- 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業確認等要綱
- 子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について
- 保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について
- 保育所保育指針（平成２９年厚生労働省告示第１１７号）
- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- 建築基準法施行条例（平成 12 年大阪市条例第 62 号）
- 建築基準法施行細則（昭和 35 年大阪市規則第 42 号）
- 大阪府福祉のまちづくり条例
- 大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱

など

２　参考資料

⑴　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抜粋）
【昭和23年厚生省令第63号】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９

⑵　大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
【平成 24 年大阪市条例第 49 号】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

⑶　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて
【平成26年9月5日雇児発0905第5号】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

⑷　待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について
【平成13年3月30日雇児保第11号】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

⑸　保育所における調理業務の委託について
【平成10年2月18日児発86号】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

⑹　保育所の設置認可等について
【平成12年3月30日児発295号】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

⑺　不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について
【平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号】　・・・・・・・・　７３

⑻　国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について
【平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号】・・・・７５

⑼　保育所分園の設置運営について
【平成10年４月９日児発第302号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７７

⑽　子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について
【平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第６号】・・・・・・・・・・・・・・　７９

⑾「子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて
【平成27年９月3日府子本第255号・雇児保発0903第1号】・・・・・・・・・・・・・　８７

⑿　社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について
【平成 17 年２月 22 日雇児発第 0222001 号】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８９

⒀　特定教育・保育施設等における事故の報告等について
【令和６年３月 22 日こ成安第 36 号・５教参学第 39 号】・・・・・・・・・・・・・９１

⒁　特定教育・保育施設等における置き去り等の事案の報告について（通知）
【令和４年７月 25 日子育第 1787 号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８

⒂　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（抜粋）
【平成２６年内閣府令第３９号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１００

⑯　大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
【平成２６年大阪市条例第９９号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０７

⑰　保育所等における保育士配置に係る特例について（通知）
【平成 28 年2月 18 日雇児発 0218 第2号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０８

⑱　保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について（通知）
【令和２年2月 14 日子保発 0214 第１号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１１

⑲　保育所委託費単価表（令和６年度分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１５

(1)　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抜粋）

制　　定：昭和23年12月29日厚生省令第63号
最終改正：令和６年４月１日内閣府令第１８号

第一章　総則

第１条から第２条　省略
（最低基準の向上）
第３条　都道府県知事は、その管理に属する法第８条第２項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１２条第１項の規定により同法第７条第１項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
２　都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。
（最低基準と児童福祉施設）
第４条　児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
（児童福祉施設の一般原則）
第５条　児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
２　児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
３　児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
４　児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
５　児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
（児童福祉施設と非常災害）
第６条　児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
２　前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。
（安全計画の策定等）
第６条の３　児童福祉施設は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
２　児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
３　保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
４　児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものと

する。
（自動車を運行する場合の所在の確認）
第６条の４　児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。
２　保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。
（児童福祉施設における職員の一般的要件）
第７条　児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）
第７条の２　児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
２　児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）
第８条　児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。
２　前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。
（入所した者を平等に取り扱う原則）
第９条　児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
（虐待等の禁止）
第９条の２　児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（業務継続計画の策定等）
第９条の３　児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
３　児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
第９条の４　障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
２　障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
３　障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）
第１０条　児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
２　児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
４　児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
５　児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
（食事）
第１１条　児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第８条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。
２　児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
３　食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
４　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
５　児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
（入所した者及び職員の健康診断）
第１２条　児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
２　児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	児童が通学する学校における健康診断
入所した児童に対する入所時の健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

３　第１項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
４　児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。
（給付金として支払を受けた金銭の管理）
（児童福祉施設内部の規程）
第１３条
２　保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
一　施設の目的及び運営の方針
二　提供する保育の内容

三　職員の職種、員数及び職務の内容
四　保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
五　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
六　乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
七　保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
八　緊急時等における対応方法
九　非常災害対策
十　虐待の防止のための措置に関する事項
十一　保育所の運営に関する重要事項

（児童福祉施設に備える帳簿）

第１４条　児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第１４条の２　児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第１４条の３　児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

３　児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　児童福祉施設は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が行う同法第８５条第１項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第２章から第４章　省略

第５章　保育所

（設備の基準）

第３２条　保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一　乳児又は満２歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
二　乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児１人につき１．６５平方メートル以上であること。
三　ほふく室の面積は、乳児又は第１号の幼児１人につき３．３平方メートル以上であること。
四　乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
五　満２歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
六　保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児１人につき１．９８平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児１人につき３．３平方メートル以上であること。
七　保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
八　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
イ　耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火

建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）であること。

ロ　保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	１　屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から２階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第３号、第４号及び第10号を満たすものとする。） ２　待避上有効なバルコニー ３　建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 ４　屋外階段
３階	常用	１　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から３階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第３号、第４号及び第１０号を満たすものとする。） ２　建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ３　屋外階段
４階以上	常用	１　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法施行令第 123 条第２項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第３号、第４号及び第１０号を満たすものとする。） ２　建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ３　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段

ハ　ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が３０メートル以下となるように設けられていること。

ニ　保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第１１２条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又

はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

⑴　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

⑵　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ　保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ　保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ　保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（保育所の設備の基準の特例）

第３２条の２　次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満３歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一　幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二　当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三　調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

四　幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五　食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（職員）

第３３条　保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

２　保育士の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳に満たない幼児おおむね６人につき１人以上、満３歳以上満４歳に満たない幼児おおむね１５人につき１人以上、満四歳以上の幼児おおむね２５人につき１人以上とする。ただし、保育所１につき２人を下ることはできない。

（保育時間）

第３４条　保育所における保育時間は、１日につき８時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

（保育の内容）

第３５条　保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。

（保護者との連絡）

第３６条　保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（業務の質の評価等）

第３６条の２　保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

２　保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る

よう努めなければならない。

第６章から第１１章　省略

附　則（平成１０年４月９日厚生省令第５１号）

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第３３条第２項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が４人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

３　平成１１年３月３１日までの間においては、前項中「保育士」とあるのは、「保母」とする。

附　則（令和六年三月一三日内閣府令第一八号）

(施行期日)

１　この府令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

２　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(次項において「設備運営基準」という。)第三十三条第二項並びに改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(次項において「家庭的保育事業等基準」という。)第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

３　前項の場合を除き、この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準(満三歳以上満四歳に満たない児童及び満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。)に従い定める児童福祉法第三十四条の十六第一項に規定する市町村の条例又は同法第四十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準は、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

⑵　大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成 24 年3月 30 日
条例第 49 号
改正　平成 25 年3月4日条例第 21 号
平成 26 年9月 22 日条例第 103 号
平成 27 年3月 16 日条例第 46 号
平成 28 年3月 30 日条例第 54 号
平成 28 年 10 月5日条例第 89 号
令和元年 10 月9日条例第 26 号
令和5年2月 27 日条例第 15 号
令和６年３月 29 日条例第 37 号
令和６年３月 29 日条例第 38 号

大阪市児童福祉施設最低基準条例を公布する。

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第１条　この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 45 条第１項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第２条　この条例における用語の意義は、法の例による。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第３条　第１条の基準は、次条及び第５条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。第１条から第 14 条の４まで及び次の各号に掲げる児童福祉施設の区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

⑴　助産施設　設備運営基準第 15 条から第 18 条まで

⑵　乳児院　設備運営基準第 19 条から第 25 条まで並びに児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 71 号。以下「平成 23 年改正省令第 71 号」という。)附則第２条、第３条及び第５条並びに児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 110 号。以下「平成 23 年改正省令第 110 号」という。)附則第２条

⑶　母子生活支援施設　設備運営基準第 26 条から第 31 条まで並びに平成 23 年改正省令第 71 号附則第２条及び第３条並びに平成 23 年改正省令第 110 号附則第２条

⑷　保育所　設備運営基準第 32 条から第 36 条の２まで（第 32 条第２号及び第３号を除く。）及び附則第 94 条から第 97 条まで並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 51 号）附則第２項並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第 18 号）附則第２項（設備運営基準に係る部分に限る。）

⑸　児童厚生施設　設備運営基準第 37 条から第 40 条まで

⑹　児童養護施設　設備運営基準第 41 条から第 47 条まで並びに平成 23 年改正省令第 71 号附則第２条、第３条及び第５条並びに平成 23 年改正省令第 110 号附則第２条

⑺　福祉型障害児入所施設　設備運営基準第 48 条から第 56 条まで並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 24 年厚生労働省令第 17 号。以下「平成 24 年改正省令」という。)附則第２条及び第３条

⑻　医療型障害児入所施設　設備運営基準第 57 条から第 61 条まで

(9)　児童発達支援センター　設備運営基準第 62 条から第 67 条まで並びに平成 24 年改正省令附則第４条及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第５号）附則第７条から第 10 条まで
(10)　児童心理治療施設　設備運営基準第 72 条から第 78 条まで並びに平成 23 年改正省令第 71 号附則第３条及び第５条並びに平成 23 年改正省令第 110 号附則第２条
(11)　児童自立支援施設　設備運営基準第 79 条から第 88 条まで並びに平成 23 年改正省令第 71 号附則第２条、第３条及び第５条
(12)　児童家庭支援センター　設備運営基準第 88 条の２から第 88 条の４まで
(13)　里親支援センター　設備運営基準第 88 条の５から第 88 条の 10 まで

(保育所の設備の基準)

第４条　保育所には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を備えなければならない。

(1)　乳児を入所させる場合　調乳のために必要な器具又は設備
(2)　乳児又は満２歳未満の幼児を入所させる場合　沐浴用設備(浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった乳幼児の沐浴のための専用の設備をいう。以下同じ。)
(3)　満２歳以上満３歳未満の幼児を入所させる場合　シャワー設備(シャワーを用いて行う幼児の衛生的かつ安全な沐浴のための専用の設備(沐浴用設備を除く。)をいう。)

２　保育所の乳児室又はほふく室の面積に係る基準は、乳児１人につき 5.0 平方メートル以上、設備運営基準第 32 条第１号の幼児１人につき 3.3 平方メートル以上とする。

３　保護者からの保育の実施の申込みがあり、前項の基準に従うことにより当該申込みに係る児童の保育を当該申込みに係る保育所において行うことができない場合において、当該保育所における児童の受入れの体制その他の事情を考慮して市規則で定めるところにより市長が適当と認めるときは、当該保育所の乳児室又はほふく室の面積に係る基準は、前項の規定にかかわらず、設備運営基準第 32 条第２号又は第３号に定めるところによる。

(電磁的記録)

第５条　児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(設備運営基準第 88 条の 11 に規定する電磁的記録をいう。)により行うことができる。

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第６条　設備運営基準(設備運営基準を改正する省令を含む。)の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している児童福祉施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、平成 24 年４月１日から施行する。

(保育所の乳児室等の面積に係る基準の特例)

２　第３条第４号(設備運営基準第 32 条第６号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)並びに第４条第２項及び第３項の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす保育所の乳児室若しくはほふく室又は保育室若しくは遊戯室の面積に係る基準は、市規則で定める日までの

間、乳児室又はほふく室にあっては乳児又は設備運営基準第 32 条第 1 号の幼児 1 人につき、保育室又は遊戯室にあっては同条第 5 号の幼児 1 人につき、それぞれ 1.65 平方メートル以上とする。

⑴　児童の保育を行う場所について適正な湿度が保たれることその他当該保育所の維持管理に関し衛生上必要な措置が講じられることにより、当該保育所における衛生的な環境の確保が図られていること

⑵　児童の清潔を保つために必要な配慮及び児童の健康状態の適切な管理が行われていること

⑶　当該保育所における乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室以外の施設が有効活用されること等により、児童が睡眠をするための場所の確保について特に配慮がなされていること

⑷　設備及び備品に対する安全点検が適切に行われることにより、当該保育所における児童の安全の確保が十分に図られていること

⑸　整理整頓が常に行われることにより、児童の保育を行う場所の確保が最大限に図られていること

⑹　当該保育所と当該保育所に入所している児童の保護者との密接な連携が図られること等により、当該保育所と保護者との間の信頼関係が確保されていること

(報告の徴収等)

3　市長は、前項に定める基準により保育を行う保育所における適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該保育所の設置者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその保育所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附　則(平成 25 年 3 月 4 日条例第 21 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 26 年 9 月 22 日条例第 103 号、平成 27 年 4 月 1 日施行、告示第 142 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則(平成 27 年 3 月 16 日条例第 46 号、平成 27 年 3 月 27 日施行、告示第 374 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則(平成 28 年 3 月 30 日条例第 54 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 28 年 10 月 5 日条例第 89 号)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第 1 条の規定(第 3 条第 11 号の改正規定に限る。)　平成 29 年 4 月 1 日

⑵　第 2 条の規定　平成 30 年 4 月 1 日

(経過措置)

2　第 2 条の規定の施行の際、現に存する保育所のうち、同条の規定による改正後の大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第 4 条第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)に定める設備の基準(以下「第 2 号基準」という。)に適合しないものであって、同号に定める沐浴(もく)用設備に代わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係る第 2 条の規定の施行の日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間(当該保育所における設備の設置状況その他の状況を勘案して第 2 号基準に適合させることについて困難な事由があると市長が認める保育所にあっては、当該事由が継続していると市長が認める

間)に限り、同号中「同じ。)」とあるのは「同じ。)又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。

3　第２条の規定の施行の際、現に存する保育所のうち、改正後の条例第４条第１項(第３号に係る部分に限る。)に定める設備の基準(以下「第３号基準」という。)に適合しないものであって、同号に定めるシャワー設備に代わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係る第２条の規定の施行の日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間(当該保育所における設備の設置状況その他の状況を勘案して第３号基準に適合させることについて困難な事由があると市長が認める保育所にあっては、当該事由が継続していると市長が認める間)に限り、同号中「いう。)」とあるのは「いう。)又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。

附　則(令和元年 10 月 10 日条例第 26 号)

この条例は、令和元年 11 月１日から施行する。

附　則(令和５年２月 27 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月 29 日条例第 37 号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月 29 日条例第 38 号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

⑶　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて

平成26年9月5日 雇児発第0905号第5号
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

保育行政の推進については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、平成２６年４月３０日に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成２６年４月３０日厚生労働省令第６２号）（以下「改正省令」という。）を公布したところである。

今般の改正省令改正の内容については、「子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について」（平成２６年雇児発０９０５第４号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に記されているもののほか、別紙のとおり取扱うこととしているので、関係方面へ周知いただくとともに、運用に遺漏なきよう御配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項に規定する技術的な助言である。

記

第１　改正の要点及び趣旨

避難階段の基準の見直し

昭和４２年に児童福祉施設最低基準（昭和２３年厚生省令第６３号。）第３２条が改正されて以来、一定の防災上の構造設備を具備する場合には、保育室又は遊戯室を２階以上に設けられることとしていたが、保育所設置に係る制度改正、都市部等における保育需要の高まり等を受け、平成１４年に、保育所の設備基準を改正し、保育室及び遊戯室のほか、乳児室及びほふく室を２階以上に設ける事例や需要が増加していることにかんがみ、保育所における火災事例の分析、防災関係規制の合理化等を踏まえ、従前の保育所の設備基準の有する安全性の水準を前提としつつ、保育所設置に係る多様な選択肢を認めていたところ。

平成25年に閣議決定された「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」において、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を４階以上に設ける場合の避難用の屋外避難階段について、「同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し、結論を得る」こととされたことから、建築・消防に関する学識経験者等による検討を行い、その結果を踏まえ、所要の改正を行うこととした。

改正省令により、既存の建物を活用するなどして４階以上に保育室等を設置する事例が増加することも考えられることから、その際に事前に検討すべき事項等について別添のとおり取りまとめたので、最低基準の改正及び認可の際の事前の検討等において活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるよう検討を行うこと。

第２　保育所の設備基準について（最低基準第３２条第８号）

１　総則

⑴　乳児室、保福室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を１階に設ける場合については、従前と変わりないこと。

⑵　保育室等は、特別の理由のない場合は、１階に設けることが望ましいこと。

なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないところであるが、特に保育室等を２階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、設備運営基準第６条に基づく最低基準の規定よる避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を

期するよう指導されたいこと。

また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、設備運営基準第６条第１項に基づく最低基準の規定に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。

⑶　保育室等を２階以上の複数階に亘り設ける場合の基準については、その保育所の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用されること。

⑷　保育室等を１階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、２方向避難の趣 旨を踏まえ、通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さに配慮されたいこと。

２　保育室等を２階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

⑴　イについて

保育所の建物は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であることを要し、従来の簡易耐火建築物等に相当する同号ロに規定する準耐火建築物によることは認められないこと。

⑵　ロについて

㈠　階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を１以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、待避上有効なバルコニー、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を１以上設ける必要があること。

㈡　㈠の避難用の屋内階段は、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造としなければならないこと。ただし、建築基準法施行令第１２３条第１項の場合は、併せて同条第３項第２号、第３号及び第９号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。

㈢　㈡の特別避難階段に準じた屋内階段の設備は、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有するものであること。この場合、バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていること。

・バルコニー及び付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

・付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

・屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第１１２条第１４項第２号に規定する構造の特定防火設備を設けること。

㈣　待避上有効なバルコニーは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（平成５年住指発第２２５号・住街発第９４号建設省建築指導課長、市街地建築課長通知）等を踏まえ、次の要件を満たす構造とする必要があること。

・バルコニーの床は準耐火構造とすること。

・バルコニーは十分に外気に開放すること。

・バルコニーの待避に利用する各部分から２m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。

・屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は０．７５m以上、高さは１．８m以上、下端の床面からの高さは０．１５m以下とすること。

・バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね１／８以上

とし、幅員概ね３．５m以上の道路又は空地に面すること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第１２０条及び第１２１条に基づき、原則として保育室等から５０m以内に直通階段が設置されていなければならないこと。

(オ)　待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に設備運営基準第６条に基づく最低基準の規定による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。

(カ)　屋外傾斜路に準ずる設備とは、非常用滑り台をいうものであること。

(キ)　屋外傾斜路は建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造とし、かつ、乳幼児の避難に適した構造とする必要があること。

(ク)　屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないよう安全確保に留意されたいこと。

⑶　へについて

保育室等、廊下、便所、テラス等乳幼児が通行、出入りする場所には、乳幼児の転落を防止するため金網、柵等を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行なえないようにする等の設備が必要であること。

また、階段については、乳幼児が１人で昇降しないよう降り口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等、乳幼児の転落防止に十分留意するほか、乳幼児が通常出入しない事務所等の場所についても、誤って乳幼児が立ち入ることのないよう留意するよう指導されたいこと。

３　保育室等を３階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

⑴　ロについて

(ア)　階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を１以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を１以上設ける必要があること。

(イ)　(ア)の常用の屋内階段については、建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造としなければならないこと。また、避難用の屋内階段については、２の⑵(イ)及び(ウ)と同様であること。

(ウ)　屋外傾斜路は建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造とすること。なお、乳幼児の避難に適した構造とする必要があることに留意すること。

⑵　ハについて

(ア)　階段について、避難上有効な位置に設置されなければならないこととされているので、階段を複数の保育室等のそれぞれに配置する等により、一方の階段附近で火災が発生した場合等に、他の階段が使用できなくなるような事態が生じないよう留意する必要があること。

(イ)　保育室等からの迅速な避難に資するため保育室等から階段のうち１つの階段に至る距離は、30メートル以下としなければならないこと。この場合、距離は直線距離でなく、歩行距離をいうものであり、実際の測定は、保育室等の最も遠い部分から行なうこととなること。

(ウ)　階段は、乳幼児の避難に適したものであることを要するので、踏面、けあげ、手すり、踊場等が避難の際に、乳幼児の安全を確保し得るようなものであること。

⑶　ニについて

(ア)　類焼又は保育所内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、保育所の調理室以外の部分を調理室の部分から防火区画で区画すること。

ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくてもよいこと。この場合、

設備運営基準第６条第１項に基づく最低基準の規定に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じること。

なお、保育所の調理室以外の部分を当該建物の保育所以外の部分から防火区画で区画することについては、建築基準法施行令第１１２条第１３項の規定によること。

(イ) スプリンクラー設備については、消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）第１２条に定めるとおりとし、また、スプリンクラー設備に類するもので自動式のものは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」（昭和６３年消防予第１３６号消防庁予防課長通知）に規定するパッケージ型自動消火装置等とすること。

(ウ) (ア)自動消火装置とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成１４年総務省令第２４号）第１１条に定める「自動消火装置」をいうこと。

また、その構造は、調理用器具の種類に応じ、次に掲げる装置から適切なものを選択しなければならないこととし、外部への延焼防止措置として、「火災予防条例（例）について」（昭和３６年自消甲予発第７３号消防庁長官通知）に基づき、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料（ ガラスを除く。） 製の扉を設けることとする。

・レンジ用簡易自動消火装置（「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成５年消防予第３３１号消防庁予防課長通知）参照）
・フライヤー用簡易自動消火装置（同通知参照）
・レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置（同通知参照）
・フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置（同通知参照）

(エ) 強火力の火気設備を設けた厨房は、建築基準法上火気使用室として取り扱われ得ること。

(オ) 防火区画は、耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第１１２条に規定する特定防火設備で区画することを要し、しっくい壁等は認められないこと。

(カ) 暖房設備等の風道が壁等を貫通する部分又はこれに近接する部分には、当該部分から出火を防止するため、有効にダンパーを設ける必要があること。

⑷ ホについて

保育所の各室、廊下等の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料でしなければならないこと。

⑸ へについて

２の⑶と同様であること。

⑹ トについて

(ア) 非常警報器具又は非常警報設備は、保育所内に火災の発生を報知する設備であって、鐘、ベル等の設備を設ける必要があること。

(イ) 消防機関等へ火災を報知する設備としては、電話が設けられていれば足りること。

⑺ チについて

保育所内での火災の発生を防止するため、カーテン、敷物、建具等で可燃性のものに対しては、薬品による防炎処理を施すこと。

４ 保育室等を４階以上に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1) ロについて

(ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を１以上設ける必要があること。また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路又は屋外階段を１以上設ける必要があること。

(イ) (ア)の常用の屋内階段は、建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造とし、屋外階段の場合は、同令同条第２項各号に規定する構造としなければならないこと。

(ウ)　(ア)の避難用の屋内階段は、建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造としなければならないこと。

ただし、建築基準法施行令第１２３条第１項に規定する構造とする場合は、屋内と階段室とは、屋内と階段室の間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐためのバルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第３項第１項に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第２号、第３号及び第９号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。この場合、当該バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要であること。

(エ)　(ウ)の特別避難階段に準じた屋内階段におけるバルコニー又は付室は、２の(2)(ウ)の各要件を満たすものであること。

(オ)　(ウ)の排煙設備は建築基準法施行令第１２３条第３項第１号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限られること。

建築基準法施行令第１２３条第３項第１号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」（昭和44年５月１日建築省告示第1728号）により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであり、「その他有効に排煙することができると認められるもの」とは、建築基準法施行令第１２９条の２の規定により当該階が避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の２の２の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

(カ)　屋外階段については、建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造としなければならないこと。

(キ)　屋外傾斜路については、３の(1)(ウ)と同様であること。

(2)　ハからチまでについて

３の(2)から(7)までと同様であること。

５　屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋上が利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも考えられること。ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、設備運営基準第３２条第６号に基づく最低基準の規定によるほか、次の点につき十分指導されたいこと。

(1)　保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。

(2)　屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。

(3)　防災上の観点から次の点に留意すること。

(ア)　当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。

(イ)　屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。

(ウ)　屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。

(エ)　油その他引火性の強いものを置かないこと。

(オ)　屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。

(カ)　警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。

(キ)　消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導をうけること。

６　その他

(1)　積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難経路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないよう、必要な防護措置を講じること。

(2)　人工地盤及び立体的遊歩道が、保育所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第１３条の３に規定する避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあっては、最低基準の適用に際して当該階を１階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

(3)　既存の建物を改修して床面積が１００㎡以上の保育所を設けようとする場合にあっては、児童福祉法とは別に、建築基準法第８７条に基づく用途変更の届け出が必要であること。

⑷　待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について

平成13年3月30日 雇児保第11号
各都道府県知事・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知

保育に欠ける児童が円滑に保育所に入所できるよう、これまで各般の施策を講じ、貴職はじめ関係者においても尽力されているところであるが、この間も保育需要は更に高まってきており、これに対応して、市町村において待機の状況がある場合に、地域の実情に応じつつ保育サービス量の拡大のために一層の取組みを進める必要がある。

今般、下記のとおり、待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項をとりまとめるとともに、「保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児保第3号）」の一部を改正することとしたので、御了知いただくとともに、市町村、保育所関係者等に周知して、これらに即した対応を進め、地域において必要とされる保育サービス量の確保が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。

なお、この通知は地方自治法（平成22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1　待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項

⑴　乳児室及びほふく室の面積について

乳児の保育を行う保育所の乳児室及びほふく室の面積に関しては、「保育所における乳児に係る保育士の配置基準の見直し等について（平成10年4月9日児発第305号）」の2⑴に示されているところであるが、かつての乳児保育指定保育所に係る面積基準（5㎡）の故に乳児の待機が多く発生しているのであれば、それは当該通知の趣旨にそぐわないものである。乳児の待機の多い地域においては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を満たす限り、積極的に保育に欠ける乳児を受け入れるよう配慮されたい。

また、待機児童が多い地域において、保育所内の余裕室や子育て支援相談室における余裕スペース等を適切な保育環境を有する保育室、乳児室又はほふく室として活用でき得る場合においては、積極的にこれらを活用して児童受入れ能力の拡大が図られるよう配慮されたい。また、このような緊急的取扱いが継続する場合には、必要に応じて、保育室等の拡張整備を行うことや、「社会福祉施設等施設整備費における低年齢児受入拡大を図るための保育所の整備の促進について（平成11年1月7日児発第15号）による面積加算制度の積極的な活用を図られたい。

おって、模様替え等に要する経費については、その内容に即して、大規模修繕に係る補助、乳児保育促進等事業のうち乳児保育環境改善事業に係る補助、特別保育事業等推進施設に係る補助等の利用が可能である。

⑵　屋外遊戯場について

児童福祉施設最低基準においては、満2歳以上の幼児を入所させる保育所は屋外遊戯場を設けることとされているが、併せて、屋外遊戯場に代わるべき公園、広場、寺社境内等が保育所の付近にあるのであれば、これを屋外遊戯場に代えて差し支えない旨も規定されているところである。土地の確保が困難で保育所と同一敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難な都市部等において、屋外遊戯場に代わるべき場所に求められる条件は、次のとおりであり、合理的な理由なくこれら以外の条件を課すことによって保育所の整備が滞らないよう配慮されたい。

①　当該公園、広場、寺社境内等については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安

全が確保されていれば、必ずしも保育所と隣接する必要はないこと。

② 当該公園、広場、寺社境内等については、保育所関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限　　を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。

２　「保育所への入所の円滑化について」の一部改正

「保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児福第3号）」の一部を次のとおり改正する。

「保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児福第3号）」の「１　保育所への入所円滑化対策」の⑵中「差し支えないこと。」の後に「また、年度後半（10月以降）は、これらの場合に限らず、認可定員の25％乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。」を加える。

⑸　保育所における調理業務の委託について

平成10年2月18日 児発第86号
各都道府県知事・各指定都市・各中核市市長宛
厚生省児童家庭局長通知

保育所における調理業務については、これまで施設の職員により行われるものとされていたが、地方分権推進委員会の第２次勧告の指摘等を踏まえ、給食の安全・衛生や栄養等の質の確保が図られていることを前提としつつ、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害しない限りにおいて、左記の事項に留意の上、調理業務の委託を認めることとし、平成１０年４月１日から適用することとしたので、適切な実施を期するよう、貴管下市区町村及び保育所に対し周知徹底及び指導方よろしくお願いしたい。

なお、本通知に従い調理業務の委託を行う施設のうち、全ての業務を委託する施設にあっては、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成１０年厚生省令第１５号）第１条により、調理員を置かないことができるものである。

記

１　調理業務の委託についての基本的な考え方

保育所における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面等での質の確保が図られるべきものであり、調理業務について保育所が責任をもって行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましいこと。しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、入所児童の処遇の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであること。

２　調理室について

施設内の調理室を使用して調理させること。したがって、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。

３　栄養面での配慮について

調理業務の委託を行う施設にあっては、保育所や保健所・市町村等の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養士による必要な配慮がなされていること。したがって、こうした体制がとられていない施設にあっては、調理業務の委託を行うことはできないものであること。

４　施設の行う業務について

施設は次に掲げる業務を自ら実施すること。

ア　受託事業者に対して、１の基本的な考え方の趣旨を踏まえ、保育所における給食の重要性を認識させること。

イ　入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。

ウ　献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。

エ　毎回、検食を行うこと。

オ　受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。

カ　調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。

キ　随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。

ク　適正な発育や健康の保持増進の観点から、入所児童及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。

5　受託業者について

受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。

ア　保育所における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。

イ　調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。

ウ　受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。

エ　調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。

オ　調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。

カ　調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。

キ　不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。

6　業務の委託契約について

施設が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこと。

なお、その契約書には、前記5のア、エ、オ及びカに係る事項並びに次に掲げる事項を明確にすること。

ア　受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。

イ　受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと保育所が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても保育所側において契約を解除できること。

ウ　受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。

エ　受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため保育所に損害を与えた場合は、受託業者は保育所に対し損害賠償を行うこと。

7　その他

⑴　保育所全体の調理業務に対する保健衛生面・栄養面については、従来より保健所等による助言・指導をお願いしているところであるが、今後とも保健所や市町村の栄養士の活用等による指導が十分に行われるよう配慮すること。

⑵　都道府県知事又は指定都市若しくは中核市市長は、適宜、前記2から6までの条件の遵守等につき必要な指導を行うものとすること。

⑹　保育所の設置認可等について

平成12年3月30日 児発第295号
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛
厚生省児童家庭局長通知

保育所の設置認可等については、「保育所の設置認可等について」（昭和３８年３月１９日児発第２７１号。以下「児発第２７１号通知」という。）により行ってきたところであるが、待機児童の解消等の課題に対して地域の実情に応じた取組みを容易にする観点も踏まえ、今般、保育所の設置認可の指針を左記のとおり改めたので、貴職において保育所の設置認可を行う際に適切に配慮願いたい。

また、保育所の設置認可に係る申請があった際に、その内容が児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４５条第１項の基準その他の関係法令に適合するものでなければ認可してはならないことは当然であり、この点については従来の取扱いと変更がないものであるので、念のため申し添える。

記

第1　保育所設置認可の指針

1　認可制度の見直しについて

今回、法第35条第5項各号に保育所の設置認可に関する審査基準等が定められるとともに、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から保育所の設置に係る申請があった場合には、認可するものとするとされており、認可に当たっては、法の規定を踏まえて審査を行うこと。

2　地域の状況の把握及び保育所認可に係る基本的な需給調整の考え方

子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年7月2日内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。)に即し、市町村においては子ども・子育て支援事業計画を、都道府県においては、子ども・子育て支援事業支援計画を定めることとされており、都道府県知事(指定都市及び中核市においては市長。以下同じ。)においては、当該計画に基づき、基本指針第三の四の2の(二)の⑵「都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方」を踏まえて、保育所設置認可申請への対応を行うこと。

3　認可申請に係る審査等

保育所設置認可申請については、2で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。

⑴　定員

保育所の定員は、20人以上とすること。

⑵　社会福祉法人又は学校法人による設置認可申請

認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、都道府県知事は、法第45条第1項の条例で定める基準(保育所に係るものに限る。)に適合するかどうかを審査するほか、法第35条第5項第4号に掲げられた基準によって審査すること。

⑶　社会福祉法人及び学校法人(以下「社会福祉法人等」という。)以外の者による設置認可申請

①　審査の基準

社会福祉法人等以外の者から保育所の設置認可に関する申請があった場合には、法第45条第1項の条例で定める基準(保育所に係るものに限る。)に適合するかどうかを審査するほか、法第35条第5項各号に掲げられた基準によって審査すること。その際の基準については以下のとおりであ

ること。

ア　保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

「必要な経済的基礎がある」とは、以下の(ア)及び(イ)のいずれも満たすものをいうこと。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については(ウ)も満たすこと。

(ア)　原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号)に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱って差し支えないこと。

(イ)　保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(ウ)　直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

イ　当該保育所の経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が社会的信望を有すること。

ウ　実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは(ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいうこと。

(ア)　実務を担当する幹部職員が、保育所等において二年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ)　社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

(ウ)　経営担当役員者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ　法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

②　社会福祉法人以外の者に対する設置認可の際の条件

社会福祉法人以外の者に対して保育所の設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、以下の条件を付すことが望ましいこと。

ア　法第45条第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

イ　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

ウ　保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

エ　学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び別紙2の借入金明細書、及び別紙3の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。

オ　毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を

添付して、都道府県知事に対して提出すること。

(ア)　前会計年度末における貸借対照表

(イ)　前会計年度の収支計算書又は損益計算書

(ウ)　保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

ただし、学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における別紙1の積立金・積立資産明細書

また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、別紙2の借入金明細書、別紙3の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

③　認可の取消しについて

都道府県知事は、法第58条第1項の規定を踏まえ、保育所が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、　認可の取消しを行うことがあること。

ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを検討すること。

④　市町村との契約

社会福祉法人等以外の者と市町村との間で保育の実施に係る委託契約を締結する際には、以下の事項を当該契約の中に盛り込むことが望ましいこと。

ア　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

イ　保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

ウ　学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、区分ごとに、別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び別紙2の借入金明細書、及び別紙3の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。

エ　保育所の認可に対して付された条件を遵守すること。

第2　実施期日等

この通知は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。なお、「「保育所の設置認可等について」の取扱いについて」(平成12年3月30日児保第10号厚生省児童家庭局保育課長通知)はこの通知の施行に伴って廃止する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的な勧告に当たるものである。

別紙省略

⑺　不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について

平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知

従来、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受け保育所を設置することについては、「社会福祉法人の認可について」（平成１２年１２月1日障第８９０号・社援第２６１８号・老発第７９４号・児発第９０８号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）のほか、「不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可について」（平成１２年３月３０日児発第２９７号厚生省児童家庭局長通知。以下「旧通知」という。）に定めるとおりの取扱いとしてきたところです。

保育所を経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、保育所の設置に必要な土地及び建物いずれについても、保育所の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいところですが、一方、待機児童の解消等の課題に対し、保育所の緊急整備が求められているところです。

そのため、今般、「規制改革・民間開放推進３か年計画」（平成１６年3月１９日閣議決定）等も踏まえ、地域の実情に応じた取組を容易にする観点から、これまでの取扱いを改め、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合においては、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

記

第1　要件緩和の内容

1　既設法人が保育所を設置する場合

既に第1種社会福祉事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号、第3号又は第4号までに掲げるものに限る。)又は第2種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)を行っている社会福祉法人(以下「既設法人」という。)が保育所を設置する場合には、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2　既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合

⑴　既設法人以外の社会福祉法人については、これまで都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域にも拡大すること。

⑵　貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

⑶　賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

3　社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合

⑴　社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、当該保育所の用に供する土地又は建物に

ついて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

⑵　貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

①　建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

②　貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

⑶　賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

⑷　賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県(指定都市・中核市を含む。)が認めた額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。

⑸　⑷②で認めた額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。

⑹　賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

第2　施行期日等

この通知は平成16年5月24日から施行し、旧通知はこの施行に伴って廃止する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的な助言である。

⑻　国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について

平成12年9月8日　　障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛
厚生省大臣官房障害保健福祉部・社会・援護局・老人保健福祉局・児童家庭局長連名通知

従来、社会福祉法人(以下「法人」という。)が通所施設を設置する場合には、通所施設を経営する事業を行うために直接必要なすべての物件について、当該通所施設の設置者たる法人が所有権を有していることを条件にしてきたところです。

法人による通所施設の経営が安定的、継続的に行われるためには、通所施設の設置に必要な不動産のすべてについて、当該通所施設の設置者たる法人が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいことですが、その一方で、通所施設は入所施設と比較してその整備の機動性・弾力性を確保する必要があります。

そのため、今般、地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、従来の取扱いを改めることとし、既設法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて通所施設を設置する場合においては、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配意をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1　要件緩和の内容

⑴　既設法人(第一種社会福祉事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号、第3号、第4号又は第5号に掲げるものに限る。)又は第二種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは精神障害者社会復帰施設を経営する事業を行うものに限る。)が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

①　知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る。)又は肢体不自由児施設(通所施設に限る。)

②　情緒障害児短期治療施設(通所部に限る。)又は児童自立支援施設(通所部に限る。)

③　身体障害者授産施設(通所施設に限り、小規模通所授産施設(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第1条の規定により社会福祉事業とされる通所施設をいう。以下同じ。)に該当するものを除く。)

④　知的障害者更生施設(通所施設に限る。)又は知的障害者授産施設(通所施設に限り、小規模通所授産施設に該当するものを除く。)

⑤　保育所又は児童家庭支援センター

⑥　母子福祉施設

⑦　老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター

⑧　身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設

⑨　知的障害者デイサービスセンター

⑩　精神障害者社会復帰施設のうち精神障害者授産施設(通所施設に限り、小規模通所授産施設に該当するものを除く。)、精神障害者福祉工場又は精神障害者地域生活支援センター

⑵　貸与を受けている不動産については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
⑶ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2 施行期日

この通知は平成12年9月8日から施行するものとすること。

⑼　保育所分園の設置運営について（抄）

平成１０年４月９日児発第３０２号
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛
厚生労働省児童家庭局長通知

保育行政の推進については、かねてより特段のご配慮を煩わしているところであるが、今般、都市部等における待機児童の解消や過疎地域等における入所児童の減少等に対応するため、別紙のとおり「保育所分園設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

なお、分園を設置しようとする場合は、あらかじめ当省に協議し、承認を受けられたい。

（別紙）

保育所分園設置運営要綱

１　目的

保育所分園は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）の規定に基づく保育所に分園を設置することにより、認可保育所の設置が困難な地域における保育の実施を図ることを目的とする。

２　設置経営主体

分園の設置及び経営主体は、本体となる保育所（以下、「中心保育所」という。）を設置経営する地方公共団体、社会福祉法人等とする。

なお、保育所を現に経営していない主体が分園を設置することは認められない。

３　定員規模

１分園の規模は原則として３０人未満とするが、中心保育所の規模や中心保育所との距離等を勘案して一体的な運営が可能であれば３０人以上とすることができる。

４　職員

中心保育所と分園のいずれもが、児童福祉施設最低基準第３３条に規定する職員を配置することとするが、嘱託医及び調理員については、中心保育所に配置されていることから分園には置かないことができることとする。分園においても入所児童の安全を確保する観点から常時２名以上の保育士を配置することとする。

５　管理・運営

分園の管理・運営は、中心保育所の所長のもとに中心保育所と一体的に施設運営が行われるものとし、中心保育所と分園との距離については、通常の交通手段により、三〇分以内の距離を目安とする。

なお、児童の処遇や保護者との連絡体制等を十分確保して、中心保育所の分園の開所時間に差を設けることが可能であること。さらに、構造、設備及び職員配置の観点から十分な機能を有している、又は他の社会福祉施設等との連携体制が整備されている場合にあっては、分園が夜間保育（夜間保育所の設置認可等について（平成一二年三月三〇日児発第二九八号）一（六）のとおり開所時間を原則として概ね一一時間とし、おおよそ午後一〇時までとすることをいう。）を行うことが可能であること。

また、「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について（平成一三年三月三〇日雇児保第一〇号）に基づく委託に関する指針に即して公立保育所の分園を他の主体に委託することが可能であること。

６　構造及び設備

⑴　最低基準における取扱い

構造及び設備は、中心保育所と分園のいずれもが、児童福祉施設最低基準を満たしていることとするが、調理室及び医務室については中心保育所にあることから設けないことができることとする。

⑵　留意すべき事項

①　調理室及び医務室に関して（１）後段の取扱いとする場合にあっては、中心保育所の調理室

の能力を十分勘案して衛生上及び防火上不備が生じることのないよう留意し、また分園において医薬品を備えること。

② 分園が夜間保育を行う場合は、仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

③ これらに対応するため、各分園の運営に対して「特別保育事業の実施について」(平成１２年３月29日児発第247号) の特別保育事業実施要綱中別添五「保育所地域活動事業実施要綱」により、夜間保育推進事業、保育所分園推進事業として補助できるものである。

７ 費用の支弁及び費用徴収

（省略）

８ 施設整備

分園の施設整備及び設備整備については、「社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費の国庫負担(補助)について(平成３年11月25日厚生省社第409号)」による保育所の基準により行うものとする。

９ 土地及び建物の取扱い

分園の土地及び建物については、設置主体が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを原則とするが、次の要件を満たす場合には、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けたもので差し支えないものとする。

(1) 継続的かつ安定的に事業が実施できる程度の期間について、その地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

ただし、事業実施に合わせ、登記を行うことができない特別の事情がある場合において、分園における事業運営が困難となった場合に中心保育所において保育を行うことができることなど適切な対応がとられている場合はこの限りでない。

(2) 賃借料が適正な額であり、その賃借料を支払い得る確実な財源があること。なお、賃借料については、「保育所運営費の経理等について」（平成１２年３月３０日児発第２９９号）の一(四)により充てることができるものである。

⑽　子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について

平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第６号
各都道府県知事宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

保育所の運営に要する費用については、平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、これまでの児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に要する費用の支弁から、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく費用の支弁が行われることとされたところである。

一方で、保育所における保育の実施については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法第24条第１項により、引き続き、市町村の実施義務が堅持されたところであり、これに基づき、私立保育所に対しては、子ども・子育て支援法においても、引き続き、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされている。

そのため、この児童福祉法第24条第1項に由来する委託費については、その性格上、引き続き、一定の使途範囲を定めることとしており、今般、その運用について、下記のとおりの取扱いを行うこととし、平成27年度分の委託費から適用することとしたので、貴管下関係及び各私立保育所に対して、周知徹底方お願いする。

また、本通知に定める委託費の弾力運用は、適切な施設運営が確保されていることを前提にとして認められるものである。したがって、認可保育所及び保育制度に対する信頼と期待に十分に応えていくためには、保育所においては適切な保育を実施することが求められるとともに、併せて、行政庁においては指導監査の一層の徹底が求められるところであるので、本通知中「５ 委託費の経理に係る指導監督」について特に配意願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成12年３月30日児発第299 号厚生省児童家庭局長通知「保育所運営費の経理等について」は、平成27年３月31日限りで廃止する。

記

１　委託費の使途範囲

⑴子ども・子育て支援法（平成24 年法律第65 号）附則第６条第１項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費（以下単に「委託費」という。）のうち人件費は、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費は、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費（減価償却費加算の認定を受けている場合は、建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する経費、賃借料加算の認定を受けている場合は、建物に係る賃借料を含む。）に支出されるものであり、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものであること。

⑵⑴に関わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされている場合にあっては、各区分にかかわらず、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。

①　児童福祉法（昭和22 年法律第164 号）第45 条第１項の基準が遵守されていること。

②　委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。

③　給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。

④　給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。

⑤　入所児童に係る保育が保育所保育指針（平成20 年３月28 日厚生労働省告示第141号）を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。

⑥　運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。

⑦　その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

⑶⑴に関わらず、委託費については、⑵の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所にあっては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

①　人件費積立資産（人件費の類に属する経費にかかる積立資産）

②　修繕積立資産（建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用にかかる積立資産）

③　備品等購入積立資産（業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品を購入するための積立資産）

なお、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

⑷⑴に関わらず、別表１に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、⑵の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにあっては、当該事業を実施する会計年度において、委託費を⑵に掲げる経費又は⑶に掲げる積立資産への積立支出に加え、処遇改善等加算の基礎分（以下「改善基礎分」という。）として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所等（保育所及び保育所以外の子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）に係る別表２に掲げる経費等に充てることができること。また、別表２の３の保育所等の施設・設備整備のための積立支出については、保育所の拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、「積立金・積立資産明細書」の摘要欄にサービス区分名を記載すること）に「保育所施設・設備整備積立資産積立支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立資産」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとすること。

また、この保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

⑸⑷に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①から③の要件を満たすものにあっては、当該事業を実施する会計年度において、改善基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59 条に規定する地域・子ども子育て支援事業をいう。）に係る別表３に掲げる経費及び同一の設置者が運営する社会福祉施設等（「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の使用及び指導について」（平成16年３月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号 ）別表３に掲げる施設をいう。以下同じ。）に係る別表４に掲げる経費等に充てることができること。

また、当該会計年度において、委託費の３か月分（当該年度４月から３月までの12か月分の委託費額の４分の１の額）に相当する額の範囲内（⑷の改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件分（以下「改善要件分」という。）を除く。）まで、委託費を同一の設置者が設置

する保育所等に係る別表５に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表３に掲げる経費等に充てることができること。なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。）を設定している場合には、当該年度の支出に充当するため施設拠点区分から当該拠点区分へ繰り入れ支出し、拠点区分を設定していない場合には、当該支出額について書類により整理すること。

① 社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」（平成12 年３月30 日児発第295 号）に定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表（以下「計算書等」という。）を保育所に備え付け、閲覧に供すること。

② 毎年度、次のア又はイが実施されていること。

ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。

イ「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年６月７日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号)により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。

③ 処遇改善等加算の賃金改善要件（キャリアパス要件も含む。以下同じ。）のいずれも満たしていること。

⑹⑴に関わらず、委託費については、⑸に掲げる弾力運用に係る要件を満たす保育所にあっては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

① 人件費積立資産

② 保育所施設・設備整備積立資産（建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産）

なお、各積立資産についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）において、その使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上やむを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。

２ 賃金改善要件分等の取扱い

賃金改善要件分については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算の取扱いについて（平成27 年３月31 日府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）」において、職員の賃金改善に充てることとされているところであるが、当該通知の２の（１）の（ク）により、複数の施設を運営する事業者が、賃金改善要件分を同一の事業者内の複数の施設・事業所間で配分する場合には、上記１によらず、当該通知において定めるところによる。

また、当該通知において、「職員１人当りの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。」とされている点にも留意すること。

なお、委託費には保育の質の向上のために消費税率引上げによる増収分が充てられており、また、「保育士確保プラン（平成27年１月14日公表（厚生労働省））」による保育士確保の取組

が進められていること等を踏まえて、各保育所に対して、保育の質の向上及び保育士等の賃金改善に積極的に取り組むよう要請すること。

3　前期末支払資金残高の取扱い

⑴前期末支払資金残高の取り崩しについては、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

なお、前期末支払資金残高については、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の３%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えないこと。

⑵前期末支払資金残高については、１⑸の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。ただし、③の公益事業の運営に要する経費への繰入れは、当該施設の前期末支払資金残高の10%を限度とする。

なお、当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。

①　当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費

②　同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条に定める第１種社会福祉事業及び第２種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費

③　同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために保育所の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法（平成９年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費

⑶企業会計の基準による会計処理をおこなっている者の支払資金は、企業会計の基準による貸借対照表の流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債の差額とする。ただし、１年基準により固定資産又は固定負債から振替えられた流動資産・流動負債、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。また、当期末支払資金残高から前期末支払資金残高を差し引いた額が、当期資金収支差額合計になること。

4 委託費の管理・運用

⑴委託費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。

⑵委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。

なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められないこと。

5 委託費の経理に係る指導監督

委託費の経理に係る指導監督については、社会福祉施設に対する指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたいこと。

⑴　設置者から提出された計算書等及び現況報告書については、厳正に審査確認を行うこと。特に、計算書等については、各事業区分、拠点区分ごとの審査はもちろんのこと、各事業区分、拠点区分間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。なお、経理の審査に際しては、

「1 委託費の使途範囲」の⑵①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかを併せて確認すること。

⑵ 設置者から提出された計算書等が以下のいずれかに該当する場合については、別表６の収支計算分析表の提出を求め、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。特に、「1 委託費の使途範囲」の⑵①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかをはじめ入所児童の処遇の状況を十分に確認すること。

① 1の⑷による別表２の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合

② 1の⑸による別表３及び別表４の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合又は別表３及び別表５の経費等への支出の合計額が委託費の３か月分に相当する額を超えている場合

③ 保育所に係る拠点区分から、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合

④ 委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計（決算額）の５%相当額を上回る場合

⑶ ⑵の結果、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年３月分までの間で貴職が適当と認める間の改善基礎分全額について加算を停止するものとすること。

なお、加算を停止した施設であっても、別表１に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、「1 委託費の使途範囲」の⑵の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、改善基礎分が加算されたものと仮定して、別表２に掲げる経費等への充当を行って差し支えないこと。

⑷ 入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合には改善計画を徴する等により速やかに当該事由の解消が図られるよう強力に指導すること。

これら入所児童の処遇等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、改善基礎分の管理費相当分若しくは人件費相当分又はその両者を減ずること。ただし、遡及適用は行わないこと。

⑸ 入所児童の処遇に影響を及ぼすような悪質なケース等の場合には、新規入所児童の委託の停止、既入所児童に対する施設の変更の勧奨、事業の停止、施設認可の取消等についても検討すること。 また、事案の内容に応じて、以上の措置に加え、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、設置主体の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、関係者の氏名の公表等も検討すること。

この際、特に必要と認められる場合には、事前に保育所に連絡することなく児童福祉法第46条第１項に規定する調査を行うことも考慮されたいこと。

6 措置費等の取扱い

私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）が児童福祉法第24 条第5 項又は第6 項に基づく措置に基づく費用（以下「措置費」という。）、又は、子ども・子育て支援法（平成24 年法律第65 号）に基づく特例施設型給付費の支弁を受けた場合には、当該特例施設型給付費の支給に係る保護者から徴収する利用者負担と合わせて、運営費に含めて本通知の適用を受けるものであること。 なお、私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）以外の施設・事業において措置費の支弁を受けた場合には、本通知における委託費の使途の取扱いの趣旨を踏まえて対応するよう要請すること。

7 平成26 年度末時点において生じた繰越金等の取扱い

平成26 年度末時点で私立保育所として運営していた施設で、平成27 年度以降も引き続き私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）として運営する施設における平成26 年度末時点の保育

所運営費を財源とした各種積立資産及び支払資金残高については、平成27年度以降、本通知に基づく運用を行うこと。

８　その他

本通知中に示した使途等に係る取扱いは、委託費について適用されるものであり、委託費以外の収入については適用されないものであること。

なお、委託費以外の収入のうち、国庫補助事業に基づく補助金等については、その事業に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30 年法律第179 号）その他の関係法令及び当該事業の補助要綱等に示された要件の適用があるものであること。

別表１

１「延長保育事業の実施について」（平成27年７月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの

２「一時預かり事業の実施について」（平成27年７月17日27 文科初第238号、雇児発0717 第11 号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める一時預かり事業

ただし、当分の間は平成21年６月３日雇児発第0603002 号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること

３　乳児を３人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ

４「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年５月29日雇児発0529 第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの

５　集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134 号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）の受入れ

６「家庭支援推進保育事業の実施について」（平成25年５月16日雇児発0516 第５号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

７　休日保育加算の対象施設

８　「病児保育事業の実施について」（平成27年７月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

別表２

１ 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下２及び３において同じ。）

２ 保育所等の土地又は建物の賃借料

３ 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出

４ 保育所等を経営する事業に係る租税公課

別表３

１ 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費（子育て支援事業に必要なものに限る。以下２において同じ。）

２ １の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出

別表４

１ 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（社会福祉施設等を経営する事業に必要なものに限る。以下２及び３において同じ。）

２ 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料

３ 以上の経費に係る借入金（利息部分含む。）の償還又は積立のための支出

４ 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課

別表５

１ 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下２及び３において同じ。）

２ 保育所等の土地又は建物の賃借料

３ 以上の経費に係る借入金(利息部分含む。）の償還

４ 保育所等を経営する事業に係る租税公課

別表６

平成　　年度収支計算分析表

収入		支出		差引過△不足額（①－②）
科目	金額（円）①	科目	金額（円）②	
１ 委託費収入 (改善基礎分を除く。) (1) 人件費(改善基礎分を除く。) (2) 事業費 (3) 管理費(改善基礎分を除く。) ２ 私的契約利用料収入 ３ その他の事業収入 ４ 人件費積立資産取崩収入 ５ 修繕積立資産取崩収入 ６ 備品等購入積立資産取崩収入 ７ 保育所施設・設備整備積立資産取崩収入		14 人件費支出		
		(1) 職員給料支出 (2) 職員賞与手当 (3) 非常勤職員給与支出 (4) 派遣職員費支出 (5) 退職給付支出 (6) 法定福利費支出		
		15 事業費支出		
		(1) 給食費支出 (2) 保健衛生費支出 (3) 保育材料費支出 (4) 水道光熱費支出 (5) 燃料費支出 (6) 消耗品具備品費支出 (7) 保険料支出 (8) 賃借料支出 (9) 車両費支出 (10) 雑支出		
		16 事務費支出		
		(1) 福利厚生費支出 (2) 職員被服費支出 (3) 旅費交通費支出 (4) 研修研究費支出 (5) 事務消耗品費支出 (6) 印刷製本費支出 (7) 水道光熱費支出 (8) 燃料費支出		

		(9)　修繕費支出 (10)　通信運搬費支出 (11)　会議費支出 (12)　広報費支出 (13)　業務委託費支出 (14)　手数料支出 (15)　保険料支出 (16)　賃借料支出 (17)　保守料支出 (18)　雑支出		
		17　人件費積立資産支出 18　修繕積立資産支出 19　備品等購入積立資産支出 20　保育所施設・設備整備積立資産支出		
9　当期資金収支差額合計(欠損金)		21　当期資金収支差額合計		
1から9までの小計		14から21までの小計		
10　委託費収入のうち改善基礎分 11　国庫補助事業に係る施設整備補助金収入 12　国庫補助事業に係る設備整備補助金収入 13　22及び23の経費に係る積立資産取崩収入		22　固定資産取得支出のうち施設の整備等に係る支出 23　土地・建物賃借料支出 24　22及び23の経費に係る借入金利息支出 25　22及び23の経費に係る借入金償還支出 26　22及び23の経費に係る積立資産支出 27　租税公課		
10から13までの小計		22 から27 までの小計		
合計		合計		

※14から27の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額についても収入の欄に計上すること。

⑾「子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて

平成27年9月3日府子本第255号・雇児保発0903第1号
各都道府県子ども・子育て支援新制度担当武(局)長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知

本日、平成 27 年９月３日府子本第 254 号、雇児保発 0903 第６号「子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（以下「経理等通知」という。）が施行されたところであるが、この取扱いについては、次の事項に留意されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 12 年３月 30 日児発第 12 号厚生省児童家庭局保育課長通知『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」は、平成 27 年３月 31 日限りで廃止する。

記

１　経理等通知の前文において「てきせつな施設運営が確保されている」とは、施設の運営状況について、経理等の通知の１の（２）の①～⑦までに掲げる要件すべてが満たされていることをいうこと。

２ 経理等通知の１の⑵において「人件費、管理費又は事業費」とは、保育所を経営する事業に係る経費であって、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成 23 年７月 27 日雇児総発 0727 第３号、社援基発 0727 第１号、障障発 0727 第２号、老総発 0727 第１号）に定める別紙１「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」中、別添３の資金収支計算書勘定科目において事業活動による支出に設けられている科目のうち、経理等通知別表６の収支計算分析表において、それぞれ人件費支出、事務費支出及び事業費支出として掲げた科目を指す。

３ 経理等通知の１の⑵の③における「適正な給与水準」の判断に当たっては、次のような事項に留意されたいこと。

⑴正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。

⑵施設長及び職員の給与が、地域の賃金水準と均衡がとれていること。

⑶初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。

⑷一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。

⑸各種手当は給与規程に定められたものでありかつ手当額、支給率が適当であること。

４ 新たに保育所を経営する事業を行う設置者については、概ね１年間程度資金計画及び償還計画を着実に履行している場合に、経理等通知の１の⑷から⑹までに関して、既に保育所を経営している他の設置者と同様の取扱いが認められること。

５ 経理等通知の１の⑶及び⑷並びに３の⑴に関して、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合又は前期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、使途範囲がその施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費又は同通知１の⑷による別表２に係る経費等であれば、取崩しを認めて差し支えないこと。「その施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費」とは、具体的には、次のような事例が考えられること。

⑴人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填

⑵建物の修繕、模様替え等

⑶建物附属設備の更新

⑷省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備

⑸花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の舗装等

⑹登所バス等の購入、修理等

なお、経理等通知１の⑹に関して、目的以外に使用する場合とは、保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者の当該保育所以外の社会福祉施設等（「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年３月 12 日雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号）別表３に掲げる施設、子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。）の新築又は増改築に係る経費（土地取得費を含む。）に充当する等法人の経営上やむを得ない場合に限られるものであること。

６　経理等通知の４の⑴における「安全確実でかつ換金性の高い方法」として、銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められないこと。

７　経理等通知の別表２において「保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等」とは、保育所等の建物（保育所等を経営する事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。また、）及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、入所者処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善を指し、土地取得費や保育所等以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。

８　経理等通知の別表３において「子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等」とは、子育て支援事業を実施する施設の建物（子育て支援事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。）及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、事業対象者の処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善や土地の取得を指し、子育て支援事業を実施する施設以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。

９　経理等通知により委託費の使途等の取扱いが改められたことに伴い、施設設置法人への寄付を前提に幹部職員の給与額を設定して当該幹部職員がその一部を当該法人に寄付することにより施設整備等に係る借入金の償還を進めるといった事例があった場合にはこれが速やかに解消されるよう、指導等において配慮すること。

(12)　社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

平成17年2月22日雇児発第0222001号
都道府県知事、指定都市市長、各中核市市長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

広島県福山市の特別養護老人ホームで発生したノロウイルスの集団感染を受けて、「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の徹底について」(平成１７年１月１０日老発第0110001号)等の中で、速やかな市町村保健福祉部局への連絡等の徹底をお願いしたところであるが、高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等（その範囲は別紙のとおり。以下「社会福祉施設等」という。）においては、感染症等の発生時における迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。

なお、本件に関しては、追って各社会福祉施設等に係る運営基準等を改正する予定であることを申し添える。また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしくお願いする。

記

１．社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。

２．社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。

また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。

３．社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。

４．社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア　同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が１週間内に２名以上発生した場合

イ　同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が１０名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ　ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

５．４の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。

６．４の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。）第１５条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５８条に基づく調査若しくは感染症若し

くは食中毒のまん延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。

7．4の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。

8．社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、年1回以上、職員を対象として衛生管理に関する研修を行うこと。

9．なお、医師が、感染症法、結核予防法（昭和26年法律第96号）又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるので、留意すること。

別紙省略

(13)　特定教育・保育施設等における事故の報告等について

こ 成 安 第 36 号
5教参学 第 39 号
令和 6年3月22日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)長
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業　　殿
(ファミリー・サポート・センター事業)担当課長
各都道府県等教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管長
附属学校を置く国立大学法人担当課長

こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長
こども家庭庁成育局成育環境課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村（特別区を含む。以下同じ。）家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

また、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令123号）が施行されたことに伴い、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課されたところである。加えて、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和5年内閣府令第72号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、既存の教育・保育施設等と同様に子育て

世帯訪問支援事業については都道府県、児童育成支援拠点事業については市町村への報告義務が課されることとなる。

教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ（別紙参照）、「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年3月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年 12 月14 日付け、こ成安第 142 号・5教参学第30 号、以下「旧通知」という。）に基づき運用してきた。

今般、新たに子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業が重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲に加わることから、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、令和6年4月1日から運用するので、本通知の運用開始に 伴い、旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第245 条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1．事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）、特定地域型保育事業、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、学校事故対応に関する指針（平成 28 年3月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限を持つ自治体、こどもの家族等に連絡を行うこと。

また、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。）、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び認可外保育施設については、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）により、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、以下の2から7までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

2．重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲

（１）特定教育・保育施設
（２）幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）
（３）特別支援学校幼稚部
（４）特定地域型保育事業
（５）延長保育事業
（６）放課後児童クラブ
（７）子育て短期支援事業
（８）一時預かり事業
（９）病児保育事業
（10）ファミリー・サポート・センター事業
（11）子育て世帯訪問支援事業
（12）児童育成支援拠点事業
（13）認可外保育施設

３．報告の対象となる重大事故の範囲
（１）死亡事故
（２）意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
（３）治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

４．報告様式
別添１「教育・保育施設等事故報告書」のとおり
なお、データベース掲載用シートについては、自治体において記載すること。

５．報告期限
国への第１報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第２報は、原則１か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。
また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

６．報告要領
別添２「報告ルート」のとおり
（１）特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、延長保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業及び児童育成支援拠点事業
施設又は事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告すること。また、都道府県は国へ報告を行うこと。
（２）幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）及び特別支援学校幼稚部（幼稚園について）
施設から各自治体等の実態に合わせて市区町村あるいは都道府県・指定都

市、国立大学法人等へ報告することとし、市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等は国へ報告を行うこと。

（３）特別支援学校幼稚部（特別支援学校幼稚部について）

施設から設置者へ報告することとし、設置者は国へ報告を行うこと。なお、市町村（指定都市を除く。）については、都道府県を経由すること。

（４）子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て世帯訪問支援事業

市町村からの委託等により事業を実施している事業者については、事業者から市町村へ報告を行うこと。

市町村（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を除く。）は都道府県へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

上記以外の場合には、事業者から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する事業者については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

（５）認可外保育施設

施設から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する施設については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

また、都道府県はその内容を当該施設の所在地の市町村長に通知すること。 なお、

企業主導型保育施設からは、上記の都道府県のほか、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会にも通知すること。

７．国の報告先

（１）６により国へ報告を行うこととされている都道府県（指定都市、中核　市又は児童相談所設置市を含む。）は、別添１「教育・保育施設等事故報告書」により、各施設・事業の所管省庁であるこども家庭庁又は文部科学省へ報告すること。

ア　幼稚園及び幼稚園型認定こども園

○　文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係

・TEL：03-5253-4111(内線 2966)

・MAIL：anzen@mext.go.jp

○　文部科学省初等中等教育局幼児教育課

・MAIL：youji@mext.go.jp

イ　特別支援学校幼稚部

○　文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
・TEL：03-5253-4111(内線2966)
・MAIL：anzen@mext.go.jp

○　文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
・MAIL：toku-sidou@mext.go.jp

ウ 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）特定地域型保育事業、一時預かり事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）病児保育事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）

○　こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
・TEL：03-6858-0133
・MAIL：ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp

エ　放課後児童クラブ

○　こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
・TEL：03-6861-0303
・MAIL：seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

オ　子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業

○　こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
・TEL：03-6861-0224
・MAIL：seiikukankyou.katei@cfa.go.jp

カ　ファミリー・サポート・センター事業

○　こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
・TEL：03-6861-0519
・MAIL：seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp

キ　その他、事故の報告等の制度全般

○　こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
・TEL：03-6858-0183
・MAIL：anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp

（2）施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、都道府県又は国への報告とともに、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこと。

なお、第1報のみではなく、第2報以降も報告すること。

○　消費者庁消費者安全課
・TEL：03-3507-9201
・MAIL：i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

８．公表等

都道府県・市町村は、報告があった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。

併せて、再発防止策についての好事例は、こども家庭庁又は文部科学省へそれぞれ情報提供すること。

なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、６により報告された情報については、全体としてこども家庭庁において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別紙】

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」
中間取りまとめについて（平成 26 年 11 月 28 日）抜粋

事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。

一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。

これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

（14） 特定教育・保育施設等における置き去り等の事案の報告について（通知）

子 育 第 1787 号
令和４年７月 25 日

各市町村教育・保育主管課長　様

大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課長

特定教育・保育施設等における置き去り等の事案の報告について（通知）

日頃から、本府児童福祉行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に基づき、本府より「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成 29 年 12 月１日付け子育第 2814 号）」等で通知した上で、死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等について報告（以下、「事故報告」という。）をお願いしているところです。

この度、送迎バスの乗降時や園外活動時の場面転換時などにおいて、児童を見失い、置き去りになる事案（以下、「置き去り等」という。）についても、子どもの安全確保の観点から状況を把握等するために、今後は下記のとおり事故報告と同様に報告を行っていただきますようお願いします。

つきましては、管内特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者へ周知いただき、貴市町村においても本通知を踏まえて対応いただきますようお願いします。

また、認可外保育施設権限移譲市町村は、認可外保育施設への周知も併せてお願いします。

記

１　報告の目的

・置き去り等の報告を行っていただくことにより事例を収集し、置き去りが発生する要因等を分析することにより、新たな置き去り等を未然に防止することを目的とする。

※　施設においては、置き去り等については、全て当該施設内において、共有し、今後の再発防止に努めてください。

報告された置き去り等は、当該施設が特定されないよう配慮したうえで、今後の再発防止のために各市町村を通じて、特定教育・保育施設等に共有させていただく場合があります。

２　報告の対象となる施設・事業の範囲

・特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、保育所）
・特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）

・地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、延長保育事業及び病児保育事業）
・認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業

3　報告の対象とする置き去り等について

報告の対象となる施設・事業において発生した下記例のような置き去り等のうち重大なもの
ただし、一時的な見失い等で速やかに発見し安全が確保された場合を除く。

下記例はあくまで一例ですので、施設において重大と思われる置き去り等については報告してください。

【基本的に報告していただきたいもの】

（例１）置き去り等に起因して児童に怪我や健康被害が生じた事案

（例２）置き去り等のうち児童を探すために警察や地域の団体など当該保育施設以外の機関（当該保育施設の関連法人を含む）に応援を求めた事案

【必要に応じて報告していただくもの】

（例３）児童の所在が分からないことに気づかず一定時間経った後、または活動場面が変わった後に、児童がいなくなっていたことに気づき、職員等で一定時間探すに至った事案

（例４）児童を見失い、当該施設の職員が想定している範囲（園内活動であれば園庭など、園外活動であれば当該活動に際して利用する公園等での活動スペース）を超えて、児童を探したような事案

4　報告様式

教育・保育施設等における置き去り等の事案報告様式【別紙】
※本様式に必要事項を記載してください。

5　報告の順序

設置者・管理者→市町村（指定都市・中核市含む）→府

(15)　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（抜粋）

平成 26 年 4 月 30 日内閣府令第 39 号

第一章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第一節　総則

（定義）

第二条　この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　小学校就学前子ども　子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。

四　保育所　法第七条第四項に規定する保育所をいう。

九　教育・保育給付認定　法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定をいう。

十　教育・保育給付認定保護者　法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

十一　教育・保育給付認定子ども　法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。

十九　特定教育・保育施設　法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。

二十　特定教育・保育　法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。

二十一　法定代理受領　法第二十七条第五項（法第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は法第二十九条第五項（法第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

（一般原則）

第三条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

２　特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

３　特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節　特定教育・保育施設の運営に関する基準

第一款　利用定員に関する基準

第四条　特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数を二十人以上とする。

２　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

三　保育所　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第二款　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第五条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込み

を行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第六条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第四項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

４　前二項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

５　特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第七条　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第八条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第七条第二項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第九条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

２　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

（心身の状況等の把握）

第十条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）
第十一条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。
（教育・保育の提供の記録）
第十二条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
（利用者負担額等の受領）
第十三条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
２　特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第二十七条第三項第一号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
３　特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
４　特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
一　日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
二　特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
三　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用
イ　次の（１）又は（２）に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（１）又は（２）に定める金額未満であるものに対する副食の提供
（１）　法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　七万七千百一円
（２）　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ（２）において同じ。）　五万七千七百円（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、七万七千百一円）
ロ　次の（１）又は（２）に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ（１）又は（２）に定める者に該当するものに対する副食の提供（イに該当するものを除く。）
（１）　法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者
（２）　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者
ハ　満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
四　特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
五　前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
５　特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

６　特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（施設型給付費等の額に係る通知等）

第十四条　特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

２　特定教育・保育施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定教育・保育の取扱方針）

第十五条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

一　幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）　幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

二　認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公示がされたものに限る。）　次号及び第四号に掲げる事項

三　幼稚園　幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十五条第一項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

四　保育所　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

２　前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

（特定教育・保育に関する評価等）

第十六条　特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

２　特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第十七条　特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第十八条　特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知）

第十九条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第二十条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一　施設の目的及び運営の方針

二　提供する特定教育・保育の内容
三　職員の職種、員数及び職務の内容
四　特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日
五　第十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
六　第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
七　特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。）
八　緊急時等における対応方法
九　非常災害対策
十　虐待の防止のための措置に関する事項
十一　その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第二十一条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第二十二条　特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（掲示）

第二十三条　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第二十四条　特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第二十五条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第二十六条　削除

（秘密保持等）

第二十七条　特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第二十八条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

２　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第二十九条　特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第三十条　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

４　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

５　特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第三十一条　特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十二条　特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三　事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

２　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

４　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第三十三条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第三十四条　特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲

げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
一　第十五条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
二　第十二条の規定による特定教育・保育の提供の記録
三　第十九条の規定による市町村への通知に係る記録
四　第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
五　第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

（特定保育所に関する特例）

第二条　特定保育所（法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第十九条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、同条第三項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第十九条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第六条第一項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第六条及び第七条の規定は適用しない。

２　特定保育所は、市町村から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三条　削除

(16)　大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

平成 26 年 9 月 22 日
条例第 99 号

(趣旨)
第 1 条　この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。
(定義)
第 2 条　この条例における用語の意義は、法の例による。
(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)
第 3 条　第 1 条の基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。)(附則第 4 条を除く。)に定めるところによる。
(運営基準等の改正に伴う経過措置)
第 4 条　運営基準(運営基準を改正する命令を含む。)の改定により、現にこの条例の規定による基準に適合している特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。
(施行の細目)
第 5 条　この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。
附　則(平成 27 年 4 月 1 日施行、告示第 138 号)
この条例の施行期日は、市長が定める。
附　則(令和元年 9 月 19 日条例第 15 号)
この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(17)　保育所等における保育士配置に係る特例について（通知）

雇児発 0218 第２号
平成 28 年２月 18 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長　殿
中 核 市 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

保育所等における保育士配置に係る特例について（通知）

近年、待機児童対策として保育の受け皿拡大を大幅に進めている状況下で、保育士の有効求人倍率は年々高くなるなど、保育の担い手の確保は喫緊の課題であり、これまでも保育士の処遇改善等様々な対策を行っているところであるが、より一層の対応が必要な状況である。

このため、保育における労働力需要に対応するよう、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を拡げるとともに、保育士の勤務環境の改善（就業継続支援）につなげることが必要である。

そこで、本日、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成 28 年厚生労働省令第 22 号。以下「改正省令」という。）を別添のとおり公布し、平成 28 年４月１日以後、当分の間、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）における保育士配置について、特例的運用を可能としたところである。

ついては、下記の事項に留意の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう御配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

１．改正省令の概要

（１）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（改正省令第１条関係）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「基準」という。）第 33 条第２項に規定する保育所における職員配置について、保育の需要に対して保育の受け皿が不足していることに鑑み、当分の間、以下の特例を設けることとした。

①　朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例（基準第 94 条関係）

基準第 33 条第２項ただし書の規定については、適用しないことができることとする。この場合であっても、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が１名となる、朝夕等の児童が少数となる時間帯について、保育士１名に加えて、都道府県知事（指定都市にあっては、当該指定都市

の市長、中核市にあっては当該中核市の市長とする。以下同じ。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

基準第 94 条中「都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者等が想定される。

② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例（基準第 95 条関係）

基準第 33 条第２項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭（以下「幼稚園教諭等」という。）の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができることとする。

幼稚園教諭等が保育することができる児童の年齢については、幼稚園教諭等の専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については３歳以上児、小学校教諭については５歳児を中心的に保育することが望ましい。

また、保育に従事したことのない幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこととする。

③ 保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例（基準第 96 条関係）

保育所を１日につき８時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要となる保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合にあっては、基準第 33 条第２項に規定する保育士の数の算定について、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができることとする。

基準第 96 条中「都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」の要件については、基準第 94 条における保育士に加えて配置する者の要件と同様とする。併せて、保育士資格の取得を促していくこととする。

また、基準第 96 条中「保育所に係る利用定員の総数に応じておかなければならない保育士の数」とは、保育所の認可の基準として算定される保育士の数を意味している。

さらに、保育所における保育時間は、１日につき８時間を原則として保育所の長が定めるものであるが、８時間を超えて開所する保育所等では、各時間帯における必要保育士を配置するためには、「利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数」に追加して保育士を確保する必要がある。同条中「開所時間を通じて必要となる保育士の総数」とは、このような場合における１日に配置しなければならない保育士の総数を意味している。

④ ②及び③の特例を適用する場合における保育士の必要数（基準第 97 条関係）

②及び③の特例を適用する場合であっても、保育士資格を有する者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 18 第１項の登録を受けた者をいう。）を、各時間帯において必要となる保育士の数の３分の２以上置かなければならない。

（２）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（改正省令第２条関係）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 29 条第２項及び第 44 条第２項に規定する小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士配置についても、１の（１）と同様の特例を設けることとした。

２．実施に係る留意事項

（１）保育士確保に向けた取組の一層の強化について

保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を

有する保育士が行うことが原則である。そのため、各特例を実施するに当たっては、保育士が専門的業務に専念することができるよう、保育に直接的影響を及ぼさない事務的作業等は保育士以外の者が行うなど、業務負担の見直しを行うとともに、各自治体及び保育所等においても、保育士の確保対策の一層の強化に取り組むこととすること。

（２）地域の実情に即した特例の実施について

各特例の実施に当たっては、各地域における待機児童の発生状況や保育士の不足状況等の事情を勘案して、改正省令の規定の範囲内において、限定的に実施することが可能であること。

（３）各特例の対象となる保育所等の要件について

過去３年間の指導監査において、都道府県知事から勧告や改善命令等を受けている保育所等については、各特例の実施を認めないこととすること。また、各特例の適用範囲を、保育士等の処遇改善に取り組んでいる保育所等に限定することも考えられる。

（４）各特例により保育士以外の者を保育士とみなす場合の公定価格上の取扱いについて

各特例を実施する場合の公定価格の算定に当たっては、保育士以外の者を保育士とみなして必要な算定を行うこととしており、保育士以外の者を保育士とみなす場合であっても、可能な限り、１名を超えた配置や保育士等の処遇改善に配慮しながら実施すること。

（５）各特例の運用状況の把握に当たっての協力について

厚生労働省においては、各特例について、実施自治体及び保育所等の事例の把握を行い、継続的に検証していくこととしており、自治体及び保育所等にあっては、積極的に協力いただきたいこと。

３．施行期日

改正省令については、平成 28 年４月１日より施行するものであること。

本件担当：
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
TEL: 03-5253-1111（代表）内線 7928
FAX: 03-3595-2674

(18)　保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について（通知）

子保発 0214 第１号
令和２年２月 14 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省子ども家庭
局保育課長
（ 公 印 省 略）

保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の
保育士配置の考え方について（通知）

保育施策の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 27 年度より施行された子ども・子育て支援新制度については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律痔 65 号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 66 号）において、その施行後５年を目途として検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされています。

これを受け、子ども・子育て会議において検討を重ねた結果、令和元年 12 月 20 日に「子ども・子育て支援新制度施行後５年の見直しに係る対応方針について」（以下「対応方針」という。）が取りまとめられました。

対応方針においては、『保育士等の業務負担軽減等による働き方改革については、子どもが全員帰宅した後の取扱いに関し、「市町村や保護者から連絡があった場合に備えて確実な連絡手段や体制が確保されていること」など連絡体制の確保措置を要件にしたうえで、そうした時間については保育士がいなくても可とすることを明確化すべきである。』とされたところです。これを踏まえ、保育所等における利用乳幼児が以内時間帯の保育士配置について、下記のとおり考え方を取りまとめましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏なきようご配慮いただきますようお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

１．現行の保育士配置に係る規定

保育所等における保育士等の職員配置については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）において、事業類型ごとに利用乳幼児に応じた保育士の配置を求めているところ。その規定内容は別表のとおり。

２．利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置について

現行の規定においては、設備運営基準第 33 条第２項ただし書等、保育所等における保育士の配置を担保するための規定を設けているところ。当該規定の趣旨は、設備運営基準第 33 条第２項に基づき算出される配置すべき職員数にかかわらず、利用乳幼児に対して保育を提供するために必要な保育士の配置を確保するものであり、施設が開所する全ての時間帯において保育士を配置することを求めるものではない。

保育所等において、開所時間中に、全ての利用乳幼児が帰宅するなどにより利用乳幼児のいない時間帯が生じた場合にあっては、保育士の配置を求めないこととすることも差し支えない。ただし、この場合においても、突発的な事由により、自治体又は保護者から保育所に対して至急連絡を取る必要が生じた際に、少なくとも保育所等の開所時間内においては、随時円滑に施設管理者への連絡を取れる体制を確保すること。

なお、保育所等においては、保育の必要性認定により市町村が認定した保育必要量の範囲内で、各保護者の希望に応じた保育の提供がなされるべきものであり、上記の取扱いを実施するに当たっては、当該取扱いの実施により、各保護者の希望に基づく保育所等の利用が阻害されることがないよう、十分に配慮する必要があることに留意すること。

（別表）

施設類型	現行の規定
保育所	第三十三条　保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。 ２　保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。
小規模Ａ型	第二十九条　小規模保育事業所Ａ型には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所Ａ型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ａ型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ａ型にあっては、調理員を置かないことができる。 ２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。 一　乳児 おおむね三人につき一人 二　満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三　満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

		四　満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人
小規模Ｂ型		第三十一条　小規模保育事業Ｂ型を行う事業所（以下「小規模保育事業所Ｂ型」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所Ｂ型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ｂ型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ｂ型にあっては、調理員を置かないことができる。 ２　保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 一　乳児 おおむね三人につき一人 二　満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三　満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四　満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人
事業所内保育事業	利用定員20人以上	第四十四条　保育所型事業所内保育事業所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 ２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。 一　乳児 おおむね三人につき一人 二　満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三　満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

	利用定員19人以下	第四十七条　事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 ２　保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 一　乳児 おおむね三人につき一人 二　満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三　満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四　満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

(19) 保育所委託費単価表（令和６年度分）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤ 保育標準時間認定 基本分単価 ⑥		保育短時間認定 基本分単価 ⑥		処遇改善等加算Ⅰ 保育標準時間認定 ⑦			処遇改善等加算Ⅰ 保育短時間認定 ⑦			３歳児配置改善加算 ⑧	処遇改善等加算Ⅰ ⑧
					（注）		（注）		（注）			（注）			
16/100地域	20人	2号	４歳以上児	128,580	(136,620)	101,560	(109,600)	1,260	(1,340)	×加算率	990	(1,070)	×加算率	(8,040)	(80×加算率)
			３歳児	136,620	(201,490)	109,600	(174,470)	1,340	(1,890)	×加算率	1,070	(1,620)	×加算率	8,040	80×加算率
		3号	１、２歳児	201,490	(281,930)	174,470	(254,910)	1,890	(2,690)	×加算率	1,620	(2,420)	×加算率		
			乳児	281,930		254,910		2,690		×加算率	2,420		×加算率		
	21人から30人まで	2号	４歳以上児	92,670	(100,710)	74,660	(82,700)	900	(980)	×加算率	720	(800)	×加算率	(8,040)	(80×加算率)
			３歳児	100,710	(165,580)	82,700	(147,570)	980	(1,540)	×加算率	800	(1,360)	×加算率	8,040	80×加算率
		3号	１、２歳児	165,580	(246,020)	147,570	(228,010)	1,540	(2,340)	×加算率	1,360	(2,160)	×加算率		
			乳児	246,020		228,010		2,340		×加算率	2,160		×加算率		
	31人から40人まで	2号	４歳以上児	75,080	(83,120)	61,570	(69,610)	730	(810)	×加算率	590	(670)	×加算率	(8,040)	(80×加算率)
			３歳児	83,120	(147,990)	69,610	(134,480)	810	(1,360)	×加算率	670	(1,220)	×加算率	8,040	80×加算率
		3号	１、２歳児	147,990	(228,430)	134,480	(214,920)	1,360	(2,160)	×加算率	1,220	(2,020)	×加算率		
			乳児	228,430		214,920		2,160		×加算率	2,020		×加算率		
	41人から50人まで	2号	４歳以上児	70,490	(78,530)	59,680	(67,720)	680	(760)	×加算率	570	(650)	×加算率	(8,040)	(80×加算率)
			３歳児	78,530	(143,400)	67,720	(132,590)	760	(1,310)	×加算率	650	(1,210)	×加算率	8,040	80×加算率
		3号	１、２歳児	143,400	(223,840)	132,590	(213,030)	1,310	(2,110)	×加算率	1,210	(2,010)	×加算率		
			乳児	223,840		213,030		2,110		×加算率	2,010		×加算率		
	51人から60人まで	2号	４歳以上児	61,770	(69,810)	52,760	(60,800)	590	(670)	×加算率	500	(580)	×加算率	(8,040)	(80×加算率)
			３歳児	69,810	(134,680)	60,800	(125,670)	670	(1,230)	×加算率	580	(1,140)	×加算率	8,040	80×加算率
		3号	１、２歳児	134,680	(215,120)	125,670	(206,110)	1,230	(2,030)	×加算率	1,140	(1,940)	×加算率		
			乳児	215,120		206,110		2,030		×加算率	1,940		×加算率		
	61人から70人まで	2号	４歳以上児	55,610	(63,650)	47,900	(55,940)	530	(610)	×加算率	450	(530)	×加算率	(8,040)	(80×加算率)
			３歳児	63,650	(128,520)	55,940	(120,810)	610	(1,170)	×加算率	530	(1,090)	×加算率	8,040	80×加算率
		3号	１、２歳児	128,520	(208,960)	120,810	(201,250)	1,170	(1,970)	×加算率	1,090	(1,890)	×加算率		
			乳児	208,960		201,250		1,970		×加算率	1,890		×加算率		
	71人から80人まで	2号	４歳以上児	51,060	(59,100)	44,310	(52,350)	490	(570)	×加算率	420	(500)	×加算率	(8,040)	(80×加算率)
			３歳児	59,100	(123,970)	52,350	(117,220)	570	(1,120)	×加算率	500	(1,050)	×加算率	8,040	80×加算率
		3号	１、２歳児	123,970	(204,410)	117,220	(197,660)	1,120	(1,920)	×加算率	1,050	(1,850)	×加算率		
			乳児	204,410		197,660		1,920		×加算率	1,850		×加算率		
	81人から90人まで	2号	４歳以上児	47,470	(55,510)	41,460	(49,500)	450	(530)	×加算率	390	(470)	×加算率	(8,040)	(80×加算率)
			３歳児	55,510	(120,380)	49,500	(114,370)	530	(1,080)	×加算率	470	(1,020)	×加算率	8,040	80×加算率
		3号	１、２歳児	120,380	(200,820)	114,370	(194,810)	1,080	(1,880)	×加算率	1,020	(1,820)	×加算率		
			乳児	200,820		194,810		1,880		×加算率	1,820		×加算率		
	91人から100人まで	2号	４歳以上児	40,990	(49,030)	35,590	(43,630)	390	(470)	×加算率	330	(410)	×加算率	(8,040)	(80×加算率)
			３歳児	49,030	(113,900)	43,630	(108,500)	470	(1,020)	×加算率	410	(960)	×加算率	8,040	80×加算率
		3号	１、２歳児	113,900	(194,340)	108,500	(188,940)	1,020	(1,820)	×加算率	960	(1,760)	×加算率		
			乳児	194,340		188,940		1,820		×加算率	1,760		×加算率		
	101人から110人まで	2号	４歳以上児	39,010	(47,050)	34,090	(42,130)	370	(450)	×加算率	320	(400)	×加算率	(8,040)	(80×加算率)
			３歳児	47,050	(111,920)	42,130	(107,000)	450	(1,000)	×加算率	400	(950)	×加算率	8,040	80×加算率
		3号	１、２歳児	111,920	(192,360)	107,000	(187,440)	1,000	(1,800)	×加算率	950	(1,750)	×加算率		
			乳児	192,360		187,440		1,800		×加算率	1,750		×加算率		
	111人から120人まで	2号	４歳以上児	37,310	(45,350)	32,810	(40,850)	350	(430)	×加算率	300	(380)	×加算率	(8,040)	(80×加算率)
			３歳児	45,350	(110,220)	40,850	(105,720)	430	(980)	×加算率	380	(940)	×加算率	8,040	80×加算率
		3号	１、２歳児	110,220	(190,660)	105,720	(186,160)	980	(1,780)	×加算率	940	(1,740)	×加算率		
			乳児	190,660		186,160		1,780		×加算率	1,740		×加算率		
	121人から130人まで	2号	４歳以上児	35,880	(43,920)	31,730	(39,770)	330	(410)	×加算率	290	(370)	×加算率	(8,040)	(80×加算率)
			３歳児	43,920	(108,790)	39,770	(104,640)	410	(970)	×加算率	370	(930)	×加算率	8,040	80×加算率
		3号	１、２歳児	108,790	(189,230)	104,640	(185,080)	970	(1,770)	×加算率	930	(1,730)	×加算率		
			乳児	189,230		185,080		1,770		×加算率	1,730		×加算率		
	131人から140人まで	2号	４歳以上児	34,690	(42,730)	30,830	(38,870)	320	(400)	×加算率	280	(360)	×加算率	(8,040)	(80×加算率)
			３歳児	42,730	(107,600)	38,870	(103,740)	400	(960)	×加算率	360	(920)	×加算率	8,040	80×加算率
		3号	１、２歳児	107,600	(188,040)	103,740	(184,180)	960	(1,760)	×加算率	920	(1,720)	×加算率		
			乳児	188,040		184,180		1,760		×加算率	1,720		×加算率		
	141人から150人まで	2号	４歳以上児	33,630	(41,670)	30,030	(38,070)	310	(390)	×加算率	280	(360)	×加算率	(8,040)	(80×加算率)
			３歳児	41,670	(106,540)	38,070	(102,940)	390	(950)	×加算率	360	(910)	×加算率	8,040	80×加算率
		3号	１、２歳児	106,540	(186,980)	102,940	(183,380)	950	(1,750)	×加算率	910	(1,710)	×加算率		
			乳児	186,980		183,380		1,750		×加算率	1,710		×加算率		
	151人から160人まで	2号	４歳以上児	33,610	(41,650)	30,230	(38,270)	310	(390)	×加算率	280	(360)	×加算率	(8,040)	(80×加算率)
			３歳児	41,650	(106,520)	38,270	(103,140)	390	(940)	×加算率	360	(910)	×加算率	8,040	80×加算率
		3号	１、２歳児	106,520	(186,960)	103,140	(183,580)	940	(1,740)	×加算率	910	(1,710)	×加算率		
			乳児	186,960		183,580		1,740		×加算率	1,710		×加算率		
	161人から170人まで	2号	４歳以上児	32,760	(40,800)	29,580	(37,620)	300	(380)	×加算率	270	(350)	×加算率	(8,040)	(80×加算率)
			３歳児	40,800	(105,670)	37,620	(102,490)	380	(940)	×加算率	350	(900)	×加算率	8,040	80×加算率
		3号	１、２歳児	105,670	(186,110)	102,490	(182,930)	940	(1,740)	×加算率	900	(1,700)	×加算率		
			乳児	186,110		182,930		1,740		×加算率	1,700		×加算率		
	171人以上	2号	４歳以上児	31,980	(40,020)	28,980	(37,020)	300	(380)	×加算率	270	(350)	×加算率	(8,040)	(80×加算率)
			３歳児	40,020	(104,890)	37,020	(101,890)	380	(930)	×加算率	350	(900)	×加算率	8,040	80×加算率
		3号	１、２歳児	104,890	(185,330)	101,890	(182,330)	930	(1,730)	×加算率	900	(1,700)	×加算率		
			乳児	185,330		182,330		1,730		×加算率	1,700		×加算率		

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	4歳以上児配置改善加算 ⑨	処遇改善等加算Ⅰ ⑨	休日保育加算 ⑩	処遇改善等加算Ⅰ ⑩	夜間保育加算 ⑪	（注） ⑪	処遇改善等加算Ⅰ ⑪
16/100地域	20人	2号	4歳以上児	＋3,210	＋30×加算率	休日保育の年間延べ利用子ども数	休日保育の年間延べ利用子ども数	＋31,010	29,180	＋230×加算率
			3歳児			～210人 273,500	～210人 2,730×加算率	＋29,180		
		3号	1、2歳児			211人～279人 293,000	211人～279人 2,930×加算率	＋23,110	21,280	＋150×加算率
			乳児			280人～349人 332,100	280人～349人 3,320×加算率	＋21,280		
	21人から30人まで	2号	4歳以上児	＋3,210	＋30×加算率	350人～419人 371,200	350人～419人 3,710×加算率	＋19,160	17,330	＋110×加算率
			3歳児			420人～489人 410,200	420人～489人 4,100×加算率	＋17,330		
		3号	1、2歳児			490人～559人 449,300	490人～559人 4,490×加算率	＋16,790	14,960	＋90×加算率
			乳児			560人～629人 488,400	560人～629人 4,880×加算率	＋14,960		
	31人から40人まで	2号	4歳以上児	＋3,210	＋30×加算率	630人～699人 527,500	630人～699人 5,270×加算率	＋15,210	13,380	＋70×加算率
			3歳児			700人～769人 566,600	700人～769人 5,660×加算率	＋13,380		
		3号	1、2歳児			770人～839人 605,700	770人～839人 6,050×加算率	＋14,080	12,250	＋60×加算率
			乳児			840人～909人 644,700	840人～909人 6,440×加算率	＋12,250		
	41人から50人まで	2号	4歳以上児	＋3,210	＋30×加算率	910人～979人 683,800	910人～979人 6,830×加算率	＋13,230	11,400	＋50×加算率
			3歳児			980人～1,049人 722,900	980人～1,049人 7,220×加算率	＋11,400		
		3号	1、2歳児			1,050人～ 762,000	1,050人～ 7,620×加算率	＋12,570	10,740	＋50×加算率
			乳児					＋10,740		
	51人から60人まで	2号	4歳以上児	＋3,210	＋30×加算率					
			3歳児							
		3号	1、2歳児							
			乳児							
	61人から70人まで	2号	4歳以上児	＋3,210	＋30×加算率					
			3歳児							
		3号	1、2歳児							
			乳児							
	71人から80人まで	2号	4歳以上児	＋3,210	＋30×加算率					
			3歳児							
		3号	1、2歳児							
			乳児							
	81人から90人まで	2号	4歳以上児	＋3,210	＋30×加算率					
			3歳児							
		3号	1、2歳児							
			乳児							
	91人から100人まで	2号	4歳以上児	＋3,210	＋30×加算率					
			3歳児							
		3号	1、2歳児							
			乳児							
	101人から110人まで	2号	4歳以上児	＋3,210	＋30×加算率					
			3歳児							
		3号	1、2歳児							
			乳児							
	111人から120人まで	2号	4歳以上児	＋3,210	＋30×加算率					
			3歳児							
		3号	1、2歳児							
			乳児							
	121人から130人まで	2号	4歳以上児	＋3,210	＋30×加算率					
			3歳児							
		3号	1、2歳児							
			乳児							
	131人から140人まで	2号	4歳以上児	＋3,210	＋30×加算率					
			3歳児							
		3号	1、2歳児							
			乳児							
	141人から150人まで	2号	4歳以上児	＋3,210	＋30×加算率					
			3歳児							
		3号	1、2歳児							
			乳児							
	151人から160人まで	2号	4歳以上児	＋3,210	＋30×加算率					
			3歳児							
		3号	1、2歳児							
			乳児							
	161人から170人まで	2号	4歳以上児	＋3,210	＋30×加算率					
			3歳児							
		3号	1、2歳児							
			乳児							
	171人以上	2号	4歳以上児	＋3,210	＋30×加算率					
			3歳児							
		3号	1、2歳児							
			乳児							

＋ ＋ ÷ 各月初日の利用子ども数

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	減価償却費加算 加算額 標準	減価償却費加算 加算額 都市部	賃借料加算	賃借料加算 加算額 標準	賃借料加算 加算額 都市部	チーム保育推進加算	処遇改善等加算Ⅰ	副食費徴収免除加算 ※副食費の徴収が免除される子どもの単価に加算	分園の場合
①	②	③	④	⑫		⑬			⑭		⑮	⑯
16/100地域	20人	2号	4歳以上児	＋ 8,500	9,400	＋ a地域	15,800	17,600	＋ 24,130×加配人数	＋ 240×加算率×加配人数	＋ 4,800	
			3歳児			b地域	8,700	9,700				
		3号	1、2歳児			c地域	7,600	8,400				
			乳児			d地域	6,800	7,500				
	21人から30人まで	2号	4歳以上児	＋ 5,900	6,500	＋ a地域	10,900	12,200	＋ 16,080×加配人数	＋ 160×加算率×加配人数	＋ 4,800	
			3歳児			b地域	6,000	6,700				
		3号	1、2歳児			c地域	5,200	5,800				
			乳児			d地域	4,700	5,200				
	31人から40人まで	2号	4歳以上児	＋ 5,200	5,700	＋ a地域	9,800	10,900	＋ 12,060×加配人数	＋ 120×加算率×加配人数	＋ 4,800	
			3歳児			b地域	5,400	6,000				
		3号	1、2歳児			c地域	4,700	5,200				
			乳児			d地域	4,200	4,600				
	41人から50人まで	2号	4歳以上児	＋ 4,700	5,200	＋ a地域	8,800	9,800	＋ 9,650×加配人数	＋ 90×加算率×加配人数	＋ 4,800	
			3歳児			b地域	4,800	5,400				
		3号	1、2歳児			c地域	4,200	4,700				
			乳児			d地域	3,800	4,200				
	51人から60人まで	2号	4歳以上児	＋ 3,900	4,300	＋ a地域	7,200	8,100	＋ 8,040×加配人数	＋ 80×加算率×加配人数	＋ 4,800	
			3歳児			b地域	4,000	4,400				
		3号	1、2歳児			c地域	3,500	3,800				
			乳児			d地域	3,100	3,400				
	61人から70人まで	2号	4歳以上児	＋ 3,300	3,700	＋ a地域	6,300	7,100	＋ 6,890×加配人数	＋ 60×加算率×加配人数	＋ 4,800	
			3歳児			b地域	3,500	3,900				
		3号	1、2歳児			c地域	3,000	3,400				
			乳児			d地域	2,700	3,000				
	71人から80人まで	2号	4歳以上児	＋ 3,800	4,200	＋ a地域	7,100	7,900	＋ 6,030×加配人数	＋ 60×加算率×加配人数	＋ 4,800	
			3歳児			b地域	3,900	4,300				
		3号	1、2歳児			c地域	3,400	3,800				
			乳児			d地域	3,000	3,400				
	81人から90人まで	2号	4歳以上児	＋ 3,400	3,700	＋ a地域	6,300	7,100	＋ 5,360×加配人数	＋ 50×加算率×加配人数	＋ 4,800	
			3歳児			b地域	3,500	3,900				
		3号	1、2歳児			c地域	3,000	3,400				
			乳児			d地域	2,700	3,000				
	91人から100人まで	2号	4歳以上児	＋ 3,000	3,400	＋ a地域	5,500	6,200	＋ 4,820×加配人数	＋ 40×加算率×加配人数	＋ 4,800	−（⑥＋⑦）× 10/100
			3歳児			b地域	3,000	3,400				
		3号	1、2歳児			c地域	2,600	2,900				
			乳児			d地域	2,400	2,600				
	101人から110人まで	2号	4歳以上児	＋ 3,300	3,700	＋ a地域	6,100	6,800	＋ 4,380×加配人数	＋ 40×加算率×加配人数	＋ 4,800	
			3歳児			b地域	3,300	3,700				
		3号	1、2歳児			c地域	2,900	3,200				
			乳児			d地域	2,600	2,900				
	111人から120人まで	2号	4歳以上児	＋ 3,000	3,400	＋ a地域	5,500	6,200	＋ 4,020×加配人数	＋ 40×加算率×加配人数	＋ 4,800	
			3歳児			b地域	3,000	3,400				
		3号	1、2歳児			c地域	2,600	2,900				
			乳児			d地域	2,400	2,600				
	121人から130人まで	2号	4歳以上児	＋ 2,800	3,100	＋ a地域	5,100	5,700	＋ 3,710×加配人数	＋ 30×加算率×加配人数	＋ 4,800	
			3歳児			b地域	2,800	3,100				
		3号	1、2歳児			c地域	2,400	2,700				
			乳児			d地域	2,200	2,400				
	131人から140人まで	2号	4歳以上児	＋ 3,000	3,300	＋ a地域	5,500	6,200	＋ 3,440×加配人数	＋ 30×加算率×加配人数	＋ 4,800	
			3歳児			b地域	3,000	3,400				
		3号	1、2歳児			c地域	2,600	2,900				
			乳児			d地域	2,400	2,600				
	141人から150人まで	2号	4歳以上児	＋ 2,800	3,100	＋ a地域	5,400	6,000	＋ 3,210×加配人数	＋ 30×加算率×加配人数	＋ 4,800	
			3歳児			b地域	2,900	3,300				
		3号	1、2歳児			c地域	2,500	2,800				
			乳児			d地域	2,300	2,500				
	151人から160人まで	2号	4歳以上児	＋ 2,600	2,900	＋ a地域	4,800	5,400	＋ 3,010×加配人数	＋ 30×加算率×加配人数	＋ 4,800	
			3歳児			b地域	2,600	2,900				
		3号	1、2歳児			c地域	2,300	2,500				
			乳児			d地域	2,000	2,300				
	161人から170人まで	2号	4歳以上児	＋ 2,800	3,100	＋ a地域	5,400	6,000	＋ 2,830×加配人数	＋ 20×加算率×加配人数	＋ 4,800	
			3歳児			b地域	2,900	3,300				
		3号	1、2歳児			c地域	2,500	2,800				
			乳児			d地域	2,300	2,500				
	171人以上	2号	4歳以上児	＋ 2,700	2,900	＋ a地域	4,800	5,400	＋ 2,680×加配人数	＋ 20×加算率×加配人数	＋ 4,800	
			3歳児			b地域	2,600	2,900				
		3号	1、2歳児			c地域	2,300	2,500				
			乳児			d地域	2,000	2,300				

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	施設長を配置していない場合		処遇改善等加算Ⅰ ⑰		土曜日に閉所する場合 ⑱ 月に１日土曜日を閉所する場合	月に２日土曜日を閉所する場合	月に３日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合	定員を恒常的に超過する場合 ⑲
16/100地域	20人	2号	４歳以上児	27,260	＋	270×加算率	－	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×1/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×3/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×4/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×5/100	((⑥～⑱（⑮を除く。))×別に定める調整率
			３歳児									
		3号	１、２歳児									
			乳児									
	21人から30人まで	2号	４歳以上児	18,170	＋	180×加算率	－	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×1/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×3/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×4/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×5/100	
			３歳児									
		3号	１、２歳児									
			乳児									
	31人から40人まで	2号	４歳以上児	13,630	＋	130×加算率	－	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×1/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×3/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×4/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×5/100	
			３歳児									
		3号	１、２歳児									
			乳児									
	41人から50人まで	2号	４歳以上児	10,900	＋	100×加算率	－	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×1/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×3/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×4/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×6/100	
			３歳児									
		3号	１、２歳児									
			乳児									
	51人から60人まで	2号	４歳以上児	9,080	＋	90×加算率	－	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×1/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×3/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×4/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×6/100	
			３歳児									
		3号	１、２歳児									
			乳児									
	61人から70人まで	2号	４歳以上児	7,790	＋	70×加算率	－	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×1/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×3/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×4/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×6/100	
			３歳児									
		3号	１、２歳児									
			乳児									
	71人から80人まで	2号	４歳以上児	6,810	＋	60×加算率	－	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×1/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×3/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×4/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×6/100	
			３歳児									
		3号	１、２歳児									
			乳児									
	81人から90人まで	2号	４歳以上児	6,050	＋	60×加算率	－	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×1/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×3/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×4/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×6/100	
			３歳児									
		3号	１、２歳児									
			乳児									
	91人から100人まで	2号	４歳以上児	5,450	＋	50×加算率	－	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×1/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×3/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×4/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×6/100	
			３歳児									
		3号	１、２歳児									
			乳児									
	101人から110人まで	2号	４歳以上児	4,950	＋	40×加算率	－	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×1/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×3/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×4/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×6/100	
			３歳児									
		3号	１、２歳児									
			乳児									
	111人から120人まで	2号	４歳以上児	4,540	＋	40×加算率	－	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×1/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×3/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×4/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×6/100	
			３歳児									
		3号	１、２歳児									
			乳児									
	121人から130人まで	2号	４歳以上児	4,190	＋	40×加算率	－	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×1/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×3/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×4/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×6/100	
			３歳児									
		3号	１、２歳児									
			乳児									
	131人から140人まで	2号	４歳以上児	3,890	＋	30×加算率	－	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×1/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×3/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×4/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×6/100	
			３歳児									
		3号	１、２歳児									
			乳児									
	141人から150人まで	2号	４歳以上児	3,630	＋	30×加算率	－	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×2/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×3/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×5/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×6/100	
			３歳児									
		3号	１、２歳児									
			乳児									
	151人から160人まで	2号	４歳以上児	3,400	＋	30×加算率	－	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×2/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×3/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×5/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×6/100	
			３歳児									
		3号	１、２歳児									
			乳児									
	161人から170人まで	2号	４歳以上児	3,200	＋	30×加算率	－	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×2/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×3/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×5/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×6/100	
			３歳児									
		3号	１、２歳児									
			乳児									
	171人以上	2号	４歳以上児	3,020	＋	30×加算率	－	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×2/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×3/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×5/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑪)×6/100	
			３歳児									
		3号	１、２歳児									
			乳児									

加算部分２

主任保育士専任加算 ⑳		基本額 処遇改善等加算 （ 267,930 ＋ 2,670×加算率 ） ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
療育支援加算 ㉑	A	基本額 処遇改善等加算 （ 52,030 ＋ 520×加算率 ） ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 Ａ：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 Ｂ：それ以外の障害児受入施設
	B	基本額 処遇改善等加算 （ 34,680 ＋ 340×加算率 ） ÷各月初日の利用子ども数	
事務職員雇上費加算 ㉒		基本額 処遇改善等加算 （ 48,100 ＋ 480×加算率 ） ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
処遇改善等加算Ⅱ ㉓		以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算Ⅱ－① 49,010 × 人数Ａ ・処遇改善等加算Ⅱ－② 6,130 × 人数Ｂ	※１ 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※２ 人数Ａ及び人数Ｂについては、別に定める
処遇改善等加算Ⅲ ㉔		11,030 × 加算Ⅲ算定対象人数 ÷各月初日の利用子ども数	※１ 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※２ 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める
冷暖房費加算 ㉕		１級地 1,900 ／ ４級地 1,320 ２級地 1,690 ／ その他地域 110 ３級地 1,670	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 １級地から４級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和２４年法律第２００号）第１条第１号及び第２号に掲げる地域 その他地域：１級地から４級地以外の地域
除雪費加算 ㉖		6,270	※３月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ㉗		162,470÷３月初日の利用子ども数	※３月初日の利用子どもの単価に加算
高齢者等活躍促進加算 ㉘		400時間以上 800時間未満 476,000÷３月初日の利用子ども数 800時間以上1200時間未満 793,000÷３月初日の利用子ども数 1200時間以上 1,111,000÷３月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※３月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 ㉙		160,000（限度額）÷３月初日の利用子ども数	※３月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算 ㉚		要件Ⅰ～Ⅱを満たす場合 40,380÷３月初日の利用子ども数 要件Ⅰ～Ⅲを満たす場合 317,130÷３月初日の利用子ども数	※３月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算 ㉛	A	基本額 処遇改善等加算Ⅰ （ 79,950 ＋ 790×加算率 ） ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 Ａ：Ｂを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 Ｂ：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 Ｃ：Ａ又はＢを除き、栄養士を嘱託等している施設
	B	基本額 処遇改善等加算Ⅰ （ 50,000 ＋ 500×加算率 ） ÷各月初日の利用子ども数	
	C	基本額 10,000 ÷各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算 ㉜		150,000÷３月初日の利用子ども数	※３月初日の利用子どもの単価に加算

（ 注 ）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

定員を恒常的に超過する場合に係る別に定める調整率　保育所（保育認定）

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	利用子ども数															
				20人まで	21人から30人まで	31人から40人まで	41人から50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで	141人から150人まで	151人から160人まで	161人から170人まで	171人以上
16/100地域	20人	2号	4歳以上児																
			3歳児		78/100	68/100	65/100	60/100	56/100	54/100	51/100	47/100	46/100	45/100	44/100	43/100	43/100	42/100	42/100	41/100
		3号	1、2歳児																
			乳児																
	21人から30人まで	2号	4歳以上児																
			3歳児			87/100	84/100	77/100	72/100	69/100	66/100	61/100	59/100	58/100	56/100	55/100	55/100	54/100	54/100	53/100
		3号	1、2歳児																
			乳児																
	31人から40人まで	2号	4歳以上児																
			3歳児				96/100	88/100	83/100	79/100	76/100	70/100	68/100	66/100	65/100	64/100	63/100	62/100	62/100	61/100
		3号	1、2歳児																
			乳児																
	41人から50人まで	2号	4歳以上児																
			3歳児					92/100	86/100	82/100	79/100	73/100	70/100	69/100	68/100	66/100	66/100	65/100	64/100	64/100
		3号	1、2歳児																
			乳児																
	51人から60人まで	2号	4歳以上児																
			3歳児						94/100	89/100	86/100	79/100	77/100	75/100	73/100	72/100	71/100	71/100	70/100	69/100
		3号	1、2歳児																
			乳児																
	61人から70人まで	2号	4歳以上児																
			3歳児							95/100	91/100	84/100	81/100	80/100	78/100	77/100	76/100	75/100	74/100	74/100
		3号	1、2歳児																
			乳児																
	71人から80人まで	2号	4歳以上児																
			3歳児								96/100	88/100	86/100	84/100	82/100	81/100	80/100	79/100	78/100	77/100
		3号	1、2歳児																
			乳児																
	81人から90人まで	2号	4歳以上児																
			3歳児									92/100	89/100	87/100	86/100	84/100	83/100	82/100	81/100	81/100
		3号	1、2歳児																
			乳児																
	91人から100人まで	2号	4歳以上児																
			3歳児										97/100	95/100	93/100	91/100	90/100	89/100	89/100	88/100
		3号	1、2歳児																
			乳児																
	101人から110人まで	2号	4歳以上児																
			3歳児											98/100	96/100	94/100	93/100	92/100	91/100	90/100
		3号	1、2歳児																
			乳児																
	111人から120人まで	2号	4歳以上児																
			3歳児												98/100	96/100	95/100	94/100	93/100	92/100
		3号	1、2歳児																
			乳児																
	121人から130人まで	2号	4歳以上児																
			3歳児													98/100	97/100	96/100	95/100	94/100
		3号	1、2歳児																
			乳児																
	131人から140人まで	2号	4歳以上児																
			3歳児														99/100	98/100	97/100	96/100
		3号	1、2歳児																	
			乳児																	
	141人から150人まで	2号	4歳以上児																	
			3歳児															99/100	98/100	97/100
		3号	1、2歳児																	
			乳児																	
	151人から160人まで	2号	4歳以上児																	
			3歳児																99/100	98/100
		3号	1、2歳児																	
			乳児																	
	161人から170人まで	2号	4歳以上児																	
			3歳児																	99/100
		3号	1、2歳児																	
			乳児																	
	171人以上	2号	4歳以上児																	
			3歳児																	
		3号	1、2歳児																	
			乳児																	

各項目の説明

①地　域　区　分　・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて８区分設定
大阪市は、「16/100地域」

②定　員　区　分　・・・施設の利用定員に応じて１７区分設定

③認　定　区　分　・・・認定区分に応じて設定（満３歳以上：２号、満３歳未満：３号）

④年　齢　区　分　・・・子どもの満年齢に応じて４区分（４歳以上児、３歳児、１、２満児、乳児）

⑤保育必要量区分　・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）

⑥基本分単価　・・・①～⑤の区分に応じた子ども１人当たりの月額単価

⑦処遇改善等加算　・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑧３歳児配置改善加算　・・・３歳児の配置基準を15：１により実施する場合に必要な人件費等を加算

⑨4歳以上児配置改善加算　・・・４歳児の配置基準を２５：１により実施する場合に必要な人件費等を加算

⑩休日保育加算　・・・休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算

⑪夜間保育加算　・・・夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算

⑫減価償却費加算　・・・施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、減価償却費の一部を加算

⑬賃借料加算　・・・賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算

⑭チーム保育推進加算　・・・職員の平均勤続年数が１５年以上の保育所において、必要保育士数を超えて保育士を配置し、チーム保育体制を整備した場合に人件費を加算

⑮副食費徴収免除加算　・・・副食費の徴収を免除された子どもに係る副食費相当額を加算

⑯分園の場合　・・・分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整

⑰施設長を配置していない場合　・・・専従の施設長を配置していない場合に費用を定率で調整

⑱土曜日に閉所する場合　・・・当該月の土曜日に閉所する日がある場合、閉所日数に応じて土曜開所に係る費用を定率で調整

⑲定員を恒常的に超過する場合　・・・連続する過去５年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が１２０％以上の状態にある場合に費用を定率で調整

⑳主任保育士専任加算　・・・事業の取組状況に応じて主任保育士を保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させることができるよう、代替保育士に係る人件費及び子育て支援のための活動費を加算

㉑療育支援加算　・・・障がい児を受け入れている施設について、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者に要する経費を加算

㉒事務職員雇上費加算　・・・事業の取組状況に応じて事務職員を配置するための経費を加算

㉓処遇改善等加算Ⅱ　・・・一定のキャリアを積んだ職員に対して、役職の創設と、その職務や職責に応じた処遇改善を行うことにより、キャリアアップの仕組みを構築するための経費等を加算

㉔冷暖房費加算　・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域に応じて加算

㉕除雪費加算　・・・豪雪地帯(※)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を３月分の単価に加算

（※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域）

㉖降灰除去費加算　・・・降灰防除地域(※)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を３月分の単価に加算

（※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域）

㉗高齢者等活躍促進加算　・・・高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況に応じて高齢者等を配置するための経費を３月分の単価に加算

㉘施設機能強化推進費加算　・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況に応じて必要な経費を３月分の単価に加算

㉙小学校接続加算　・・・小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を３月分の単価に加算

㉚栄養管理加算　・・・食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食事等に関する継続的な指導を受ける場合、栄養士の配置等の形態の別に応じ、取り組みに必要な経費を加算

㉛第三者評価受審加算　・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を３月分の単価に加算

【基本分単価の内訳】

◎事務費

〇人件費

⑴常勤職員給与

①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当

②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等）

③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等）

⑵非常勤職員雇上費

①嘱託医、嘱託歯科医手当

②非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員）

③年休代替要員費

④研修代替要員費

〇管理費

＜職員の数に比例して積算しているもの＞

旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費

＜子どもの数に比例して積算しているもの＞

保健衛生費

＜１施設当たりの費用として積算しているもの＞

補修費、特別管理費、苦情解決対策費

◎事業費

＜生活諸費＞

一般生活費（給食材料費＊、保育材料費等）

＊３歳未満児：主食費、副食費

認可保育所の開設・運営について

令和６年 12 月

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課　作成

〒530-8201　大阪市北区中之島 1-3-20

ＴＥＬ　０６－６２０８－８０４１

ＦＡＸ　０６－６２０２－９０５０